

第二期由利本荘市 子ども・子育て支援事業計画

〈中間見直し計画反映〉

みんなが、子育てしやすい国へ。
すくすくジャパン!



令和5年4月

秋田県由利本荘市

目 次

| | | |
|-----|------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定にあたって | |
| 1. | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. | 計画の位置づけ | 2 |
| 3. | 計画の期間 | 3 |
| 4. | 計画の策定体制 | 3 |
| 第2章 | 由利本荘市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 | |
| 1. | 人口等の状況 | 5 |
| 2. | ニーズ調査の結果概要 | 11 |
| 3. | 第一期子ども・子育て支援事業計画の事業実績 | 45 |
| 4. | 本市を取り巻く課題 | 49 |
| 第3章 | 計画の基本的な考え方 | |
| 1. | 基本理念 | 51 |
| 2. | 基本目標 | 52 |
| 3. | 施策の体系 | 53 |
| 第4章 | 施策の展開 | |
| 1. | 「保護者の主体的な子育て」への支援 | 55 |
| 2. | 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実 | 61 |
| 3. | 子どもと子育てにやさしい環境づくり | 65 |
| 4. | 安心して産み育てられる環境づくり | 68 |
| 5. | 多様性に配慮したきめ細やかな取り組み | 73 |
| 6. | 仕事と子育ての調和の実現 | 77 |
| 第5章 | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 | |
| 1. | 教育・保育提供区域の設定 | 79 |
| 2. | 教育・保育の一体的な提供と推進体制 | 79 |
| 3. | 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 | 80 |
| 4. | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 90 |
| 第6章 | 計画の推進 | |
| 1. | 計画の推進体制 | 93 |
| 2. | 計画の進捗状況の管理 | 94 |
| 資料編 | | |
| | 施設一覧 | 95 |
| | 由利本荘市子ども・子育て会議委員名簿 | 97 |

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、概ね18歳未満の子どもとその家庭を対象に、子どもの育ちや子育て家庭の支援をするとともに、保育や幼児教育の場、学校、事業者、各機関が相互に協力し、市民の理解と認識を深め、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するために策定するものです。

令和元年には、国の想定よりも2年早く出生数が90万人を割り込み、全国的にも少子化の進行が加速しています。少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など将来的に社会・経済にも大きな影響を与えるものとなっています。

国は、少子化対策として平成15年に「少子化対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子ども・子育て支援について、総合的な施策を講じてきました。本市においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「由利本荘市次世代育成支援行動計画」を、平成22年に「由利本荘市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に取り組んでまいりました。

また、平成23年に「由利本荘市子ども条例」を制定し、子どもが健やかに育つ環境づくりを基本理念として、その実現に向けた、子どもと子育てを支援するまちづくりを目指してきました。

しかし、出生数は減少傾向が続き、子育てをめぐる地域や家庭の状況の厳しさから子育てへの不安や負担を感じる家庭も少なくなく、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められました。

こうした社会的背景のもと、平成24年には「子ども・子育て関連3法(※)」が制定され、平成27年4月に新たな子ども・子育て支援制度が創設されました。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、平成27年3月に「由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭と地域における子育て支援を総合的に推進してまいりました。令和元年度に計画期間の最終年度を迎えるにあたり、社会環境の変化や子ども子育てを取り巻く現状、第一期計画の進捗状況等を踏まえ、効果的かつ総合的に子ども・子育て支援に向けた取り組みを推進するため、「第二期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(※) 子ども・子育て関連3法…「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(改正認定こども園法)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律整備法)

2. 計画の位置づけ

(1) 「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられ、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定します。

◆子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

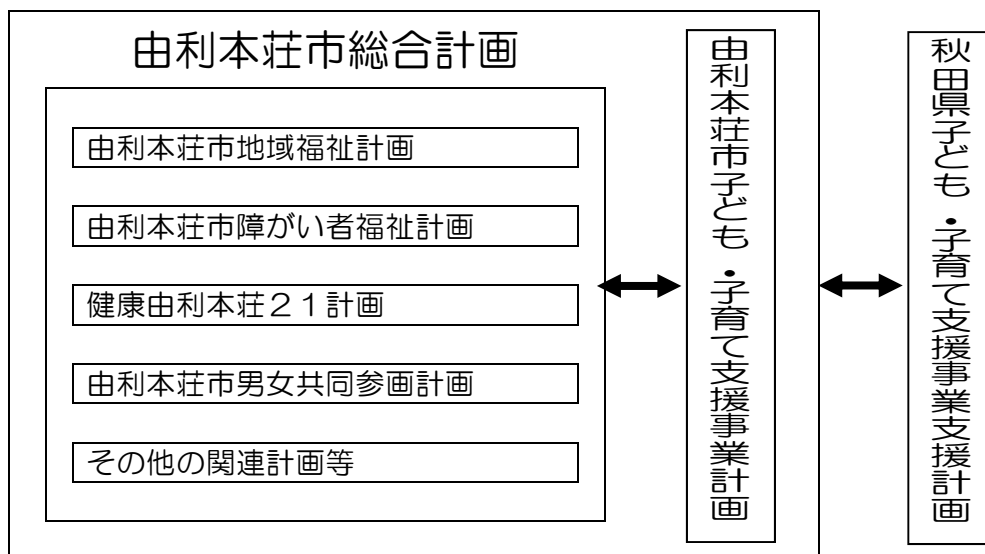
◆次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住居環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 他の計画との関係

各個別計画との調和を図りながら、秋田県の子ども・子育て支援事業支援計画との連携を確保し、一体的な推進を目指します。

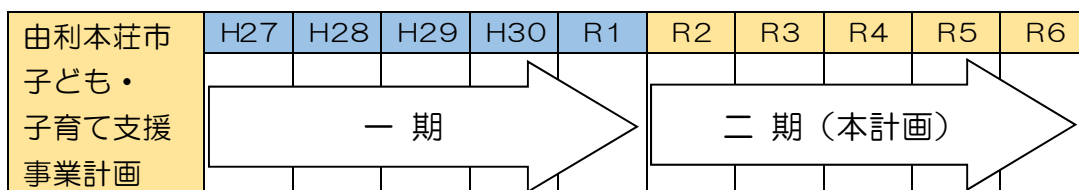


3. 計画の期間

この計画の期間は、5年を1期として策定することとされています。

平成27年度から令和元年度までの一期計画を経て、令和2年度から令和6年度までの5年間を第二期として取り組みます。

計画期間中は、毎年度計画の進捗状況や成果を検証し、社会経済情勢の変化等により見直しの必要が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。



第2期計画策定から3年近くが経過し、実際の利用状況と計画策定時の市民意向調査に基づいて算出したニーズ量の見込に乖離が生じている事業があるため、より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、国が示す基本指針に基づき、計画の中間年度である令和4年度「由利本荘市子ども・子育て会議」の場での協議を踏まえ、令和5年3月に中間見直し計画を策定しました。

中間
見直し
計画
反映

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

就学前児童の保護者の方を対象に、教育・保育事業および子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望などを把握し、本計画に反映することを目的として実施しました。

| | | | |
|---------|---------------------------------|------|-------------|
| ・調査期間 | 平成31年3月1日～3月22日 | | |
| ・調査対象 | 市内に居住する就学前の児童の保護者 1,548人（無作為抽出） | | |
| ・回答回収状況 | 調査票による回答 | 935件 | |
| | インターネット回答 | 61件 | |
| | 回収計 | 996件 | （回収率 64.3%） |
| | うち、全問無回答による無効 | 1件 | |
| | 有効回答 | 995件 | （回答率 64.3%） |

※調査結果の概要は、第2章に掲載しています。

(2) パブリックコメント

市民の意見を本計画に反映させるため、計画案をホームページ等で公開し、意見の収集を行いました。

中間見直し計画についても、パブリックコメントを実施いたしました。頂いたご意見は、計画に反映できるものは反映しました。

- ・ 募集期間 令和5年2月20日～令和5年3月9日
- ・ 閲覧場所 市HP、こども未来課と各総合支所市民サービス課
- ・ 意見提出方法 電子申請・FAX・Eメール・郵便・持参いずれも可
- ・ 提出者 1名
- ・ 提出件数 3件

中間
見直し
計画
反映

(3) 由利本荘市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者、子育て支援に関する関係機関・団体、教育・保育事業従事者及び学識経験者からなる「由利本荘市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援のための施策や事業について協議しました。

(4) 関係各課との協議

取り組む施策を関係各課と協議し策定を進めました。

| 関係各課 | |
|---------------|---------------------|
| 総務部 | 総務課 |
| 企画振興部 | 総合政策課 |
| 市民生活部 | 市民課、生活環境課 |
| 健康福祉部 | 健康づくり課、福祉支援課、こども未来課 |
| 産業振興部 | 商工振興課 |
| 観光文化 スポーツ部 | 文化・スポーツ課 |
| 建設部 | 建設管理課、都市計画課 |
| 教育委員会 | 教育総務課、学校教育課、生涯学習課 |

令和5年4月1日現在

修正

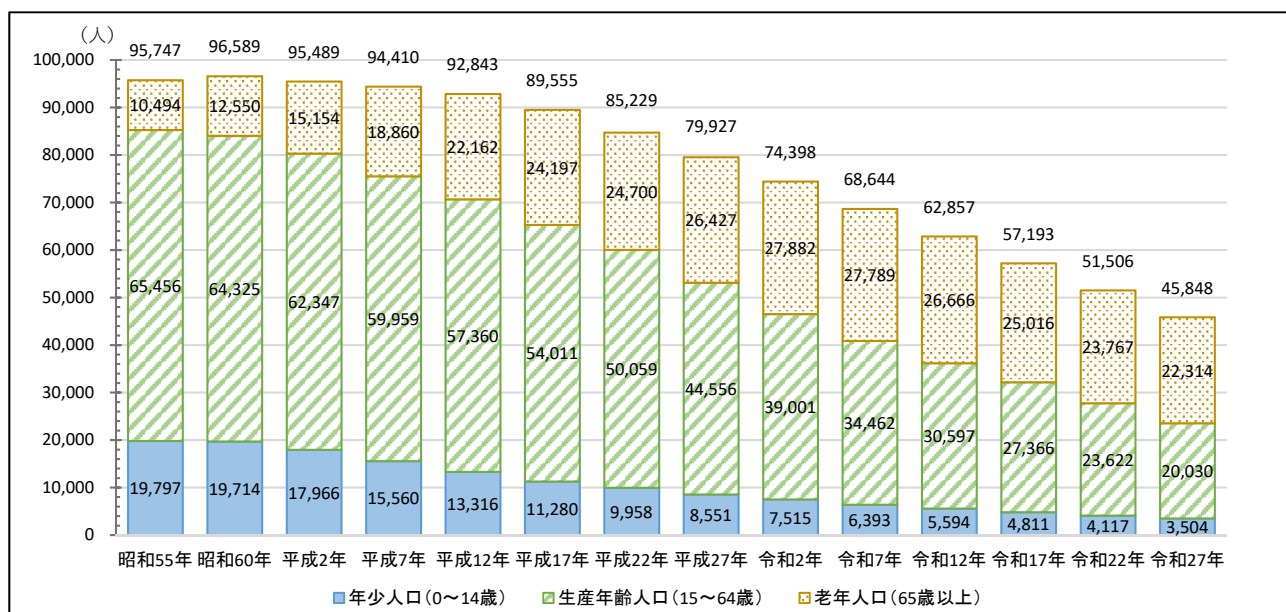
第2章 由利本荘市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口等の状況

(1) 人口の推移と将来推計

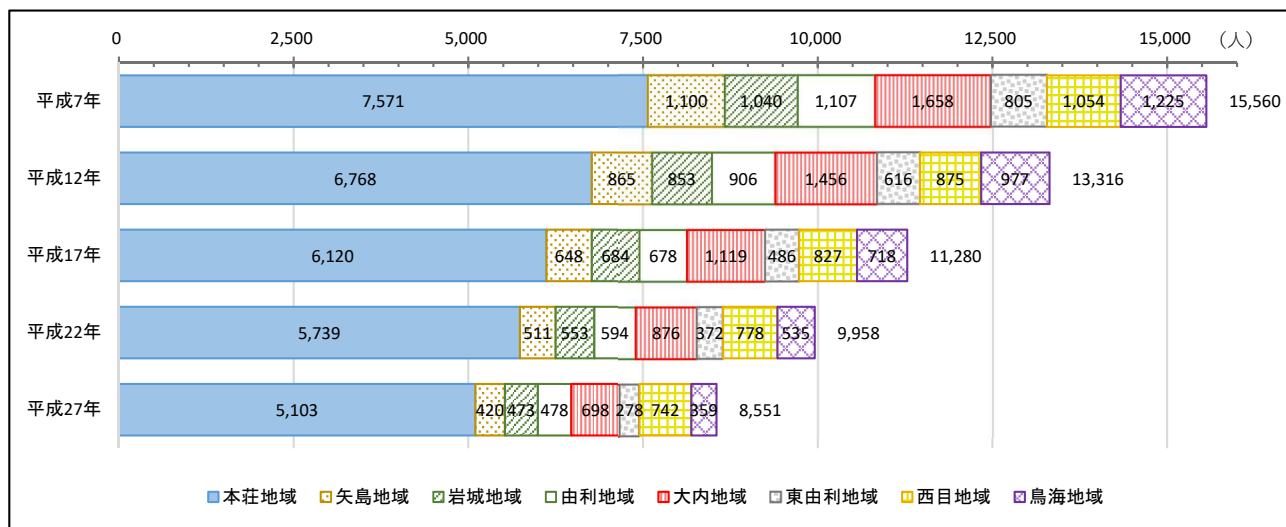
由利本荘市の人口は、平成27年に8万人を割り込み、平成17年の合併から10年間で1万人の減少となっています。また、令和7年には7万人を下回ることが予想されます。年少人口の推移をみても減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

▼年齢3区分人口の推移と将来推計



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月推計）

▼地域別年少人口の推移

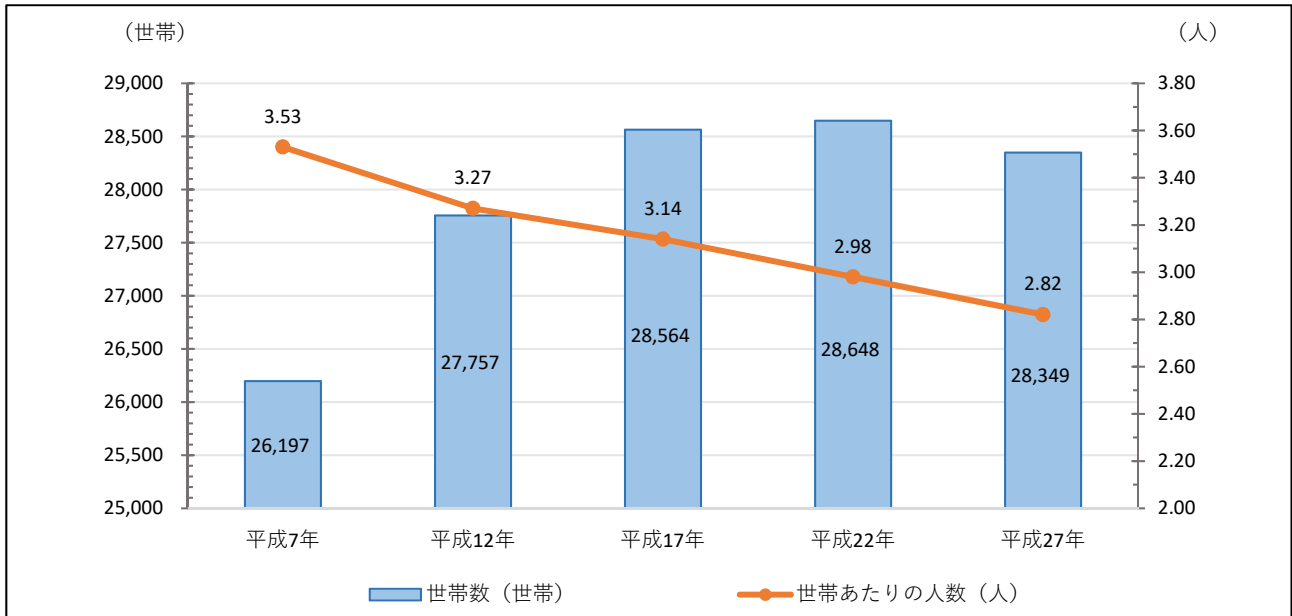


出典：国勢調査

(2) 世帯の動向

核家族化が進んでいることから、世帯数は増加傾向にあるものの、世帯当たりの人数は減少傾向にあります。

▼総世帯数および世帯あたりの人数の推移



出典：国勢調査

(3) 子ども数の推移

0歳から11歳の将来人口をみると、0～5歳の就学前児童数、6～11歳の小学校児童数のいずれも減少傾向となっています。

中間見直し計画策定に伴い、令和4年度に「令和5年」と「令和6年」の人口推計を再実施しました。

▼0～11歳人口の将来推計 (単位：人)

| 区分 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳 | 7歳 | 8歳 | 9歳 | 10歳 | 11歳 | 就学前児童数 | 小学生児童数 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|--------|
| H28 | 448 | 451 | 527 | 507 | 529 | 547 | 633 | 629 | 615 | 620 | 571 | 607 | 3,009 | 3,675 |
| H29 | 421 | 461 | 453 | 537 | 497 | 533 | 546 | 632 | 627 | 610 | 616 | 570 | 2,902 | 3,601 |
| H30 | 397 | 428 | 472 | 442 | 533 | 495 | 538 | 545 | 628 | 628 | 610 | 618 | 2,767 | 3,567 |
| H31 | 400 | 404 | 423 | 472 | 440 | 531 | 491 | 530 | 544 | 626 | 624 | 609 | 2,670 | 3,424 |
| R2 | 387 | 411 | 405 | 421 | 468 | 440 | 529 | 488 | 529 | 543 | 625 | 626 | 2,532 | 3,340 |
| R3 | 373 | 397 | 415 | 403 | 416 | 469 | 439 | 525 | 487 | 528 | 541 | 626 | 2,473 | 3,146 |
| R4 | 358 | 383 | 399 | 414 | 399 | 415 | 468 | 436 | 524 | 487 | 528 | 542 | 2,368 | 2,985 |
| R5 | 361 | 331 | 351 | 358 | 403 | 406 | 418 | 461 | 432 | 523 | 481 | 523 | 2,210 | 2,838 |
| R6 | 344 | 361 | 331 | 351 | 358 | 403 | 406 | 418 | 461 | 432 | 523 | 481 | 2,148 | 2,721 |

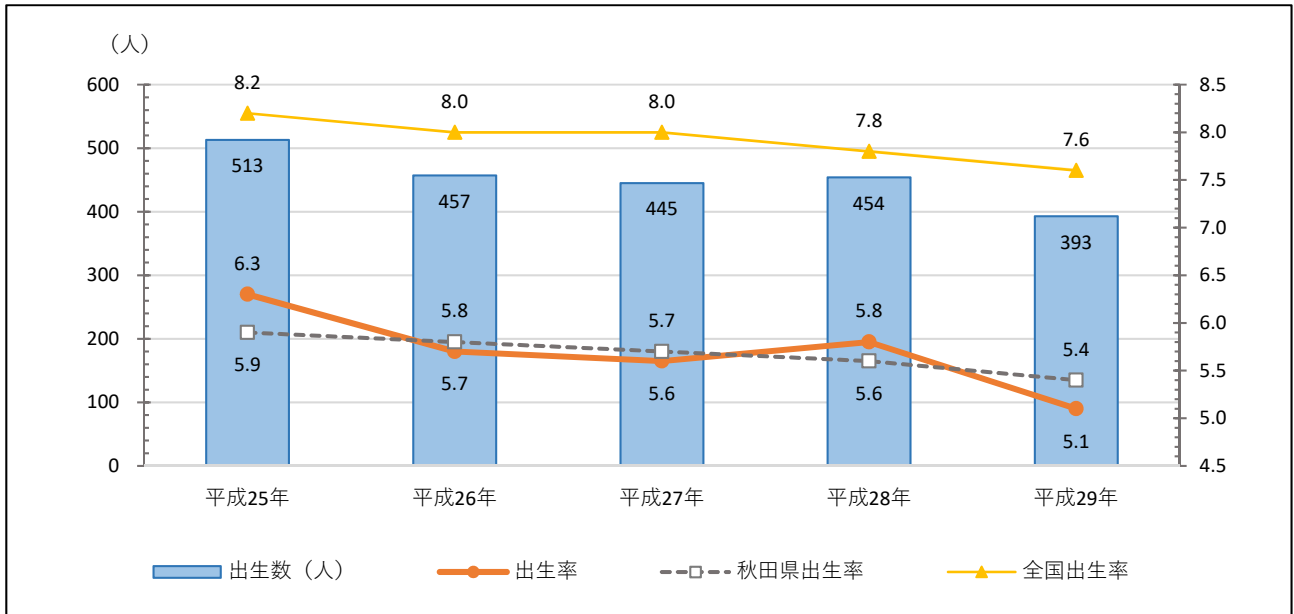
資料：子ども未来課（各年4月1日人口 ※R2～R6は推計）

中間見直し計画反映

(4) 出生の動向

平成25年は513人でしたが、平成29年には393人となっており、約100人減少しています。出生率も同様に変化し、秋田県よりも低い値となっています。

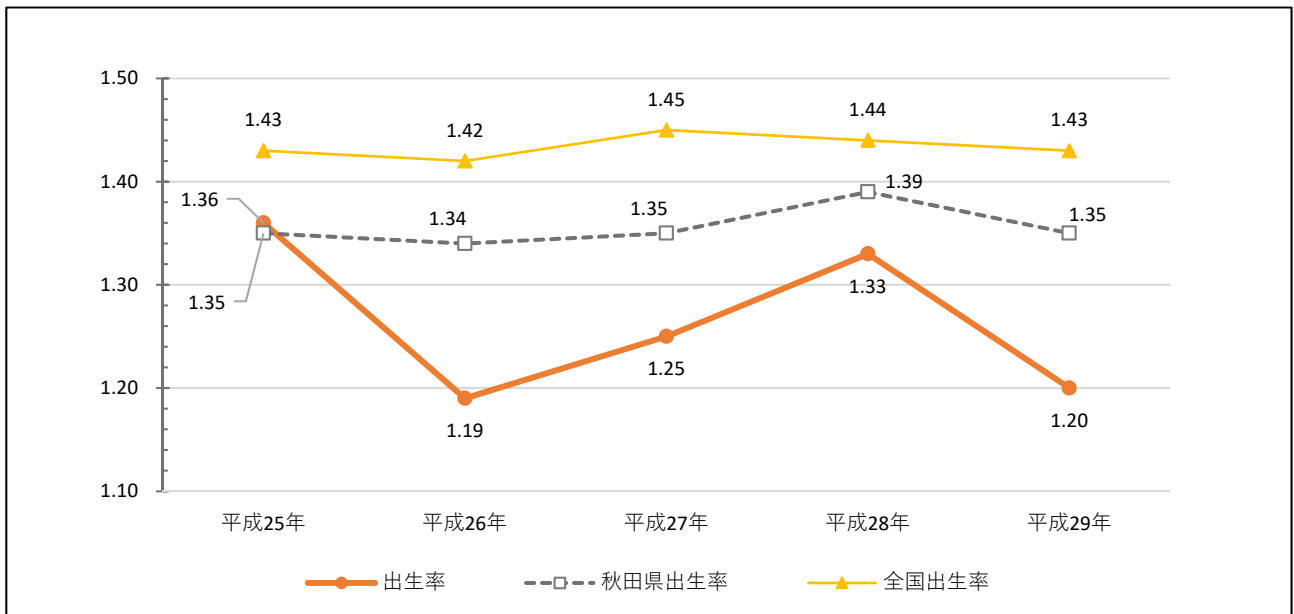
▼出生数・出生率の推移（出生率は人口千対）



出典：秋田県衛生統計年鑑

合計特殊出生率は、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均を表しています。平成25年は1.36でしたが、増減を繰り返し平成29年には1.20となっています。

▼合計特殊出生率の推移（出生率は人口千対）

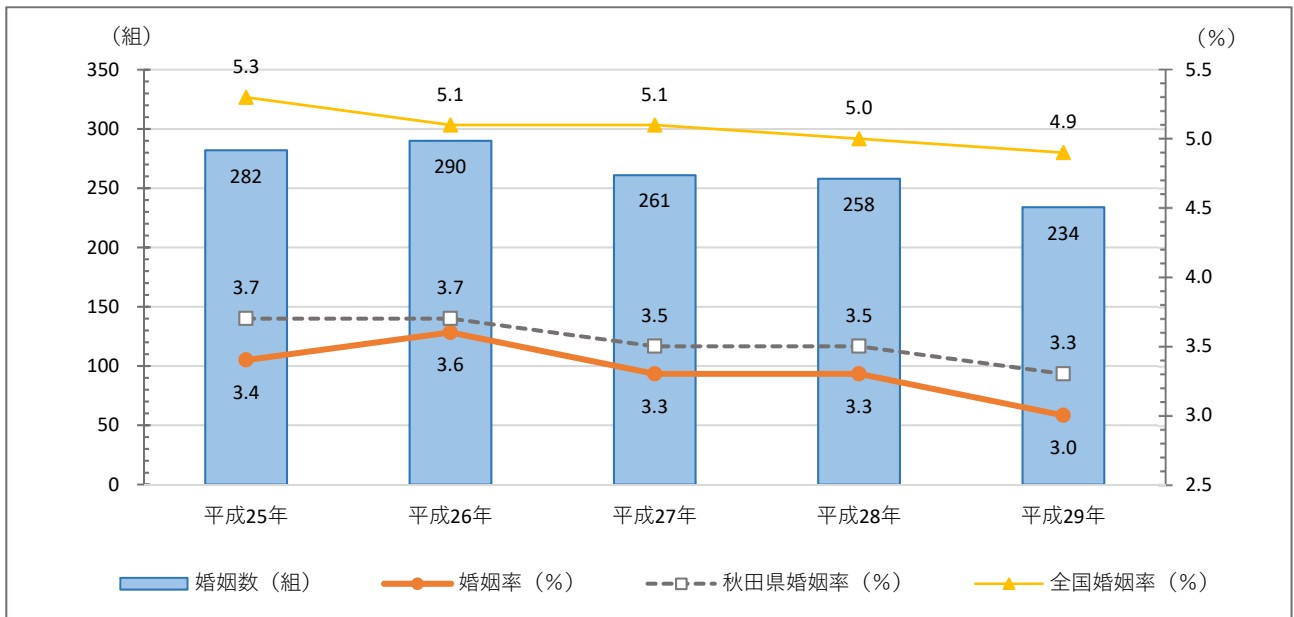


健康管理課の出生資料および住民基本台帳人口を基に試算

(5) 結婚・離婚の動向

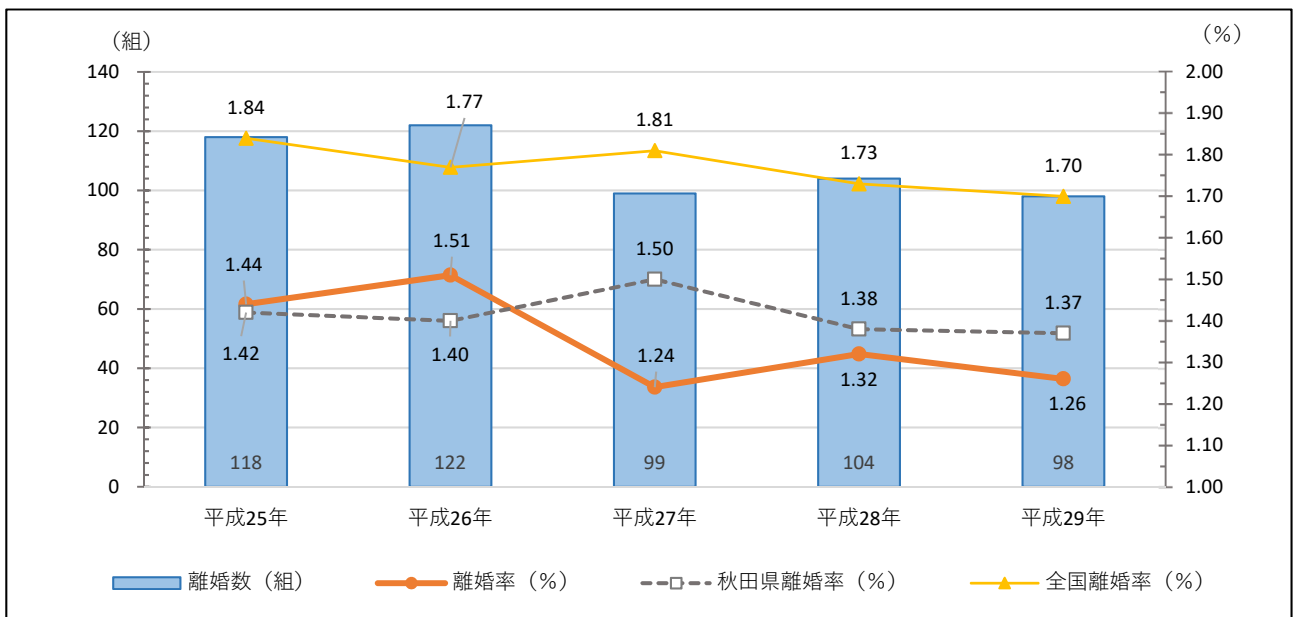
近年の婚姻件数を見ると、平成25年は282組でしたが、平成29年は234組と減少しています。離婚件数についても、平成25年の118組から増減を繰り返し、平成29年には98組と減少しています。婚姻率は秋田県よりも低い値で推移しています。離婚率についても平成27年以降は県よりも低い値で推移しています。

▼婚姻件数・婚姻率の推移（婚姻率は人口千対）



出典：秋田県衛生統計年鑑

▼離婚件数・離婚率の推移（離婚率は人口千対）

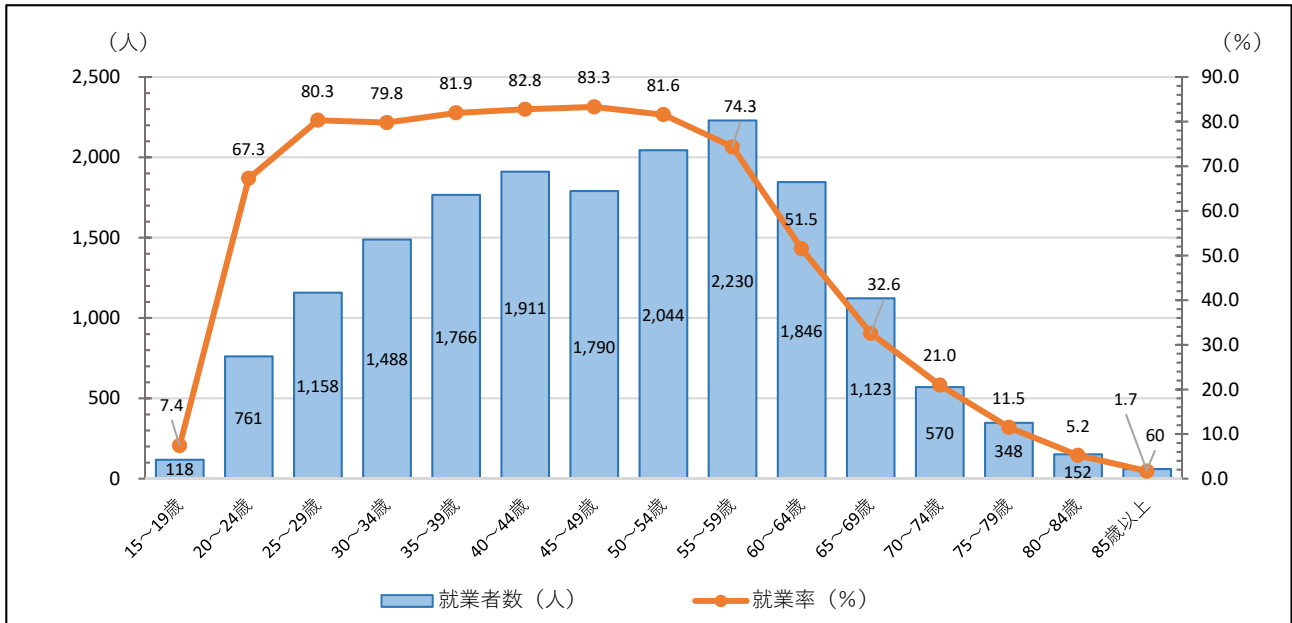


出典：秋田県衛生統計年鑑

(6) 女性の就労状況

平成22年に女性の就労率が80%前後あった年齢階層は、25歳から49歳まででした。平成27年には、25歳から54歳までが80%以上となっています。

▼年齢階層別女性の就業者数と就業率

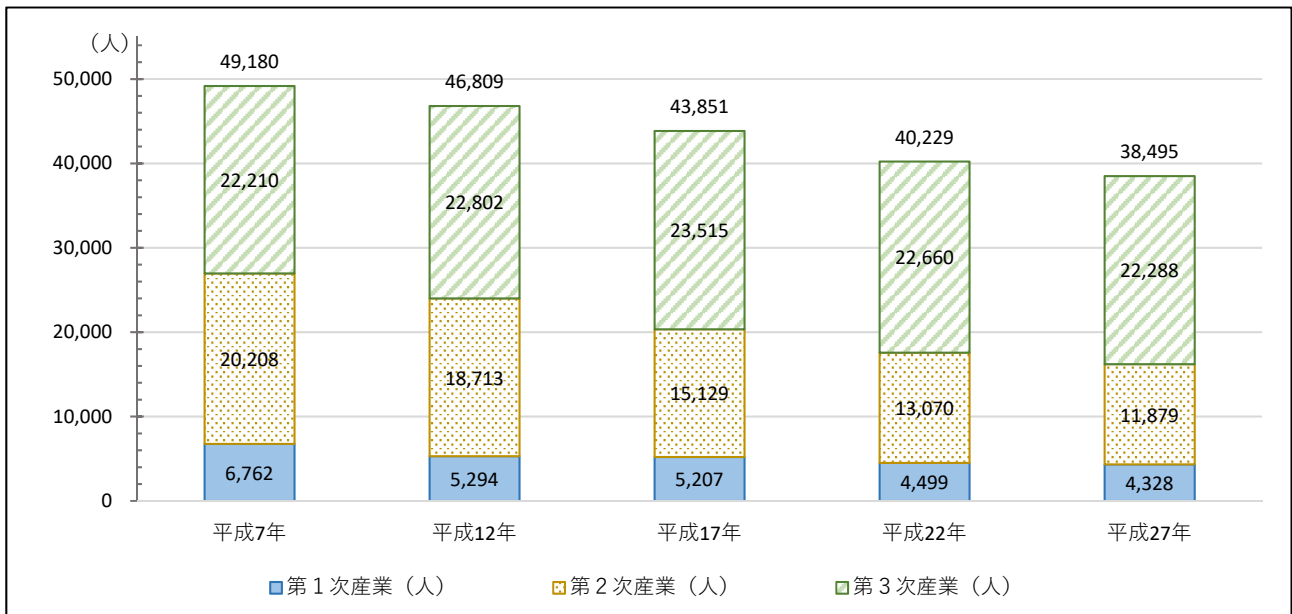


出典：国勢調査

(7) 産業と雇用の状況

産業別就業者数の推移をみると、いずれも減少しています。全体の就業者数も減少しています。

▼産業別就業者数の推移

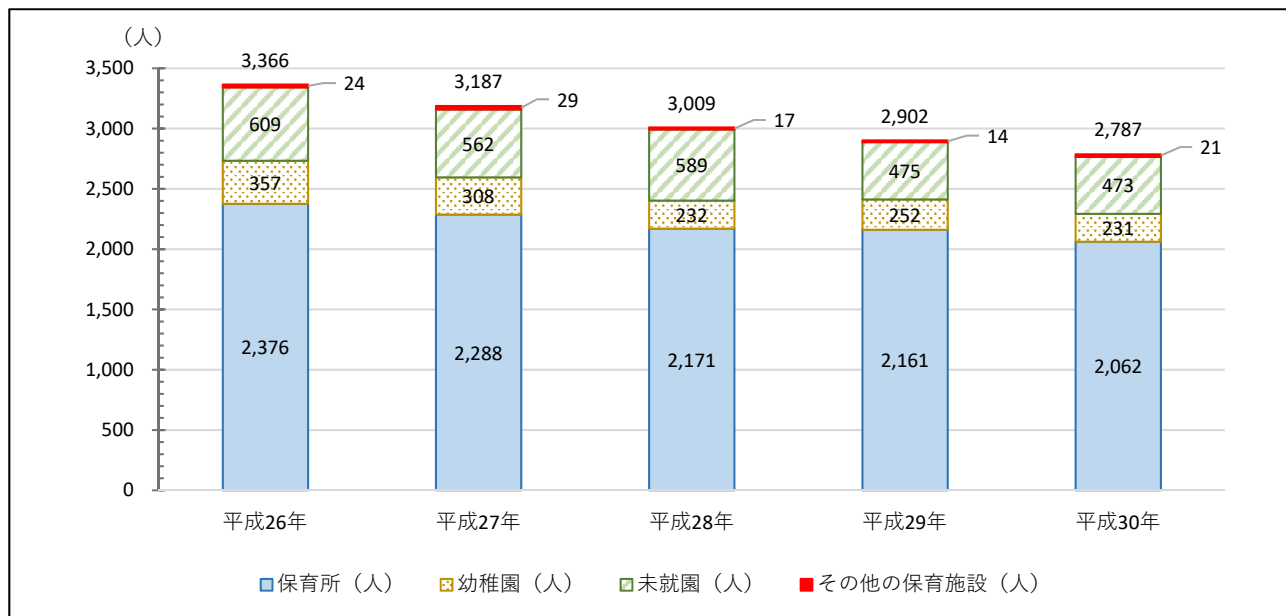


出典：国勢調査

(8) 幼稚園、保育所、各保育施設の定期的な利用状況

就学前児童数の減少により各施設の利用児童数が減少しています。就園率は概ね80%から83%で推移しており、ほぼ横ばいの状況であることから、就学前児童数の減少に比例しています。

▼施設別利用児童数の推移



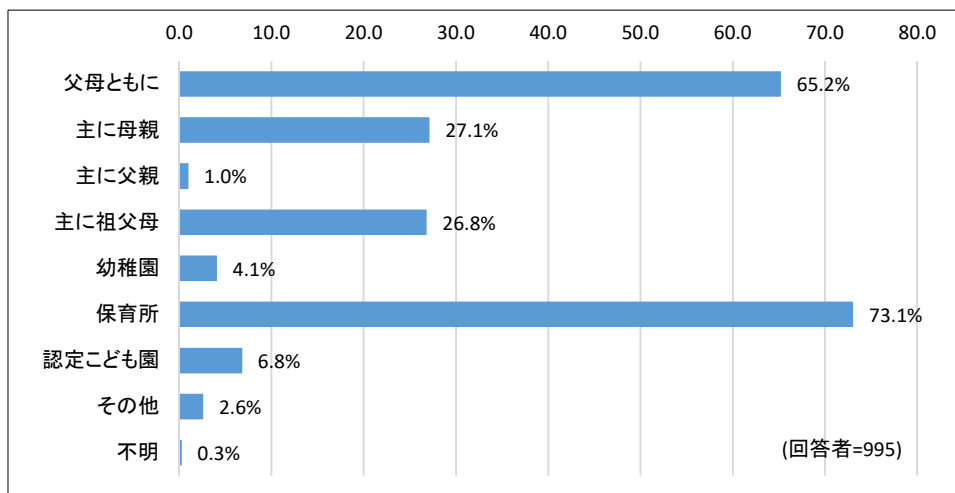
秋田県が行う要保育児童の実態調査報告人数（各年度4月1日現在）

2. ニーズ調査の結果概要

【子どもの育ちをめぐる環境】

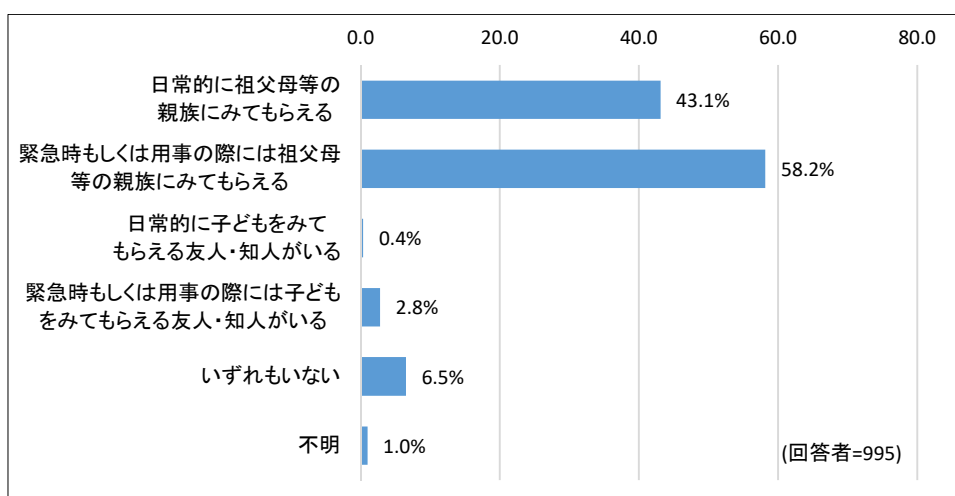
(1) 子どもの子育て（教育含む）に日常的に関わっている人、施設

子どもの子育て（教育含む）に日常的に関わっている人、施設については、「保育所」（73.1%）の割合が最も高く、次いで「父母ともに」（65.2%）が続き、これら二項目が突出して高い割合となりました。



(2) お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

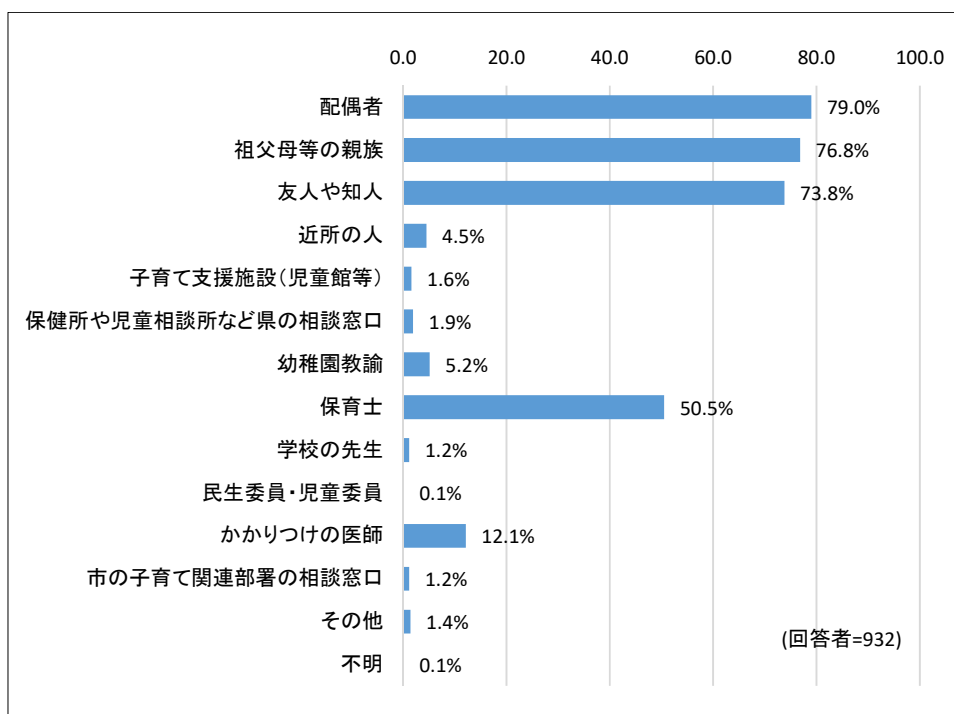
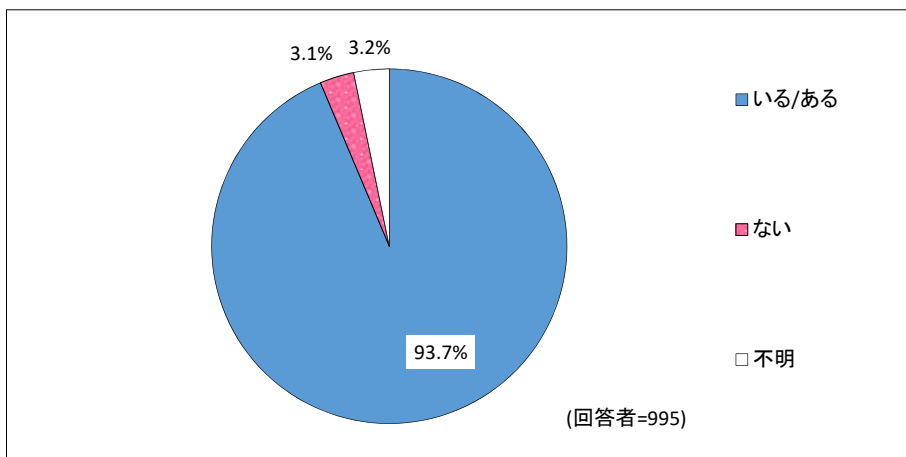
お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（58.2%）の割合が6割近くで最も高く、これに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（43.1%）が続きました。一方、「子どもをみてもらえる友人・知人がいる」（「日常的に」あるいは「緊急時もしくは用事の際には」）の割合はいずれも1割未満の極めて低い割合となりました。



(3) お子さんの子育て（教育含む）について気軽に相談できる人等の有無

お子さんの子育て（教育含む）について気軽に相談できる人等の有無については、「いる/ある」(93.7%)の割合が9割を超え、ほとんどの方に気軽に相談できる人等がいる/ある状況がうかがえました。

「いる/ある」と答えた方の相談できる相手については、「配偶者」(79.0%)の割合が最も高く、これに「祖父母等の親族」(76.8%)と「友人や知人」(73.8%)が続き、これら三項目が7割台で突出して高い割合となりました。



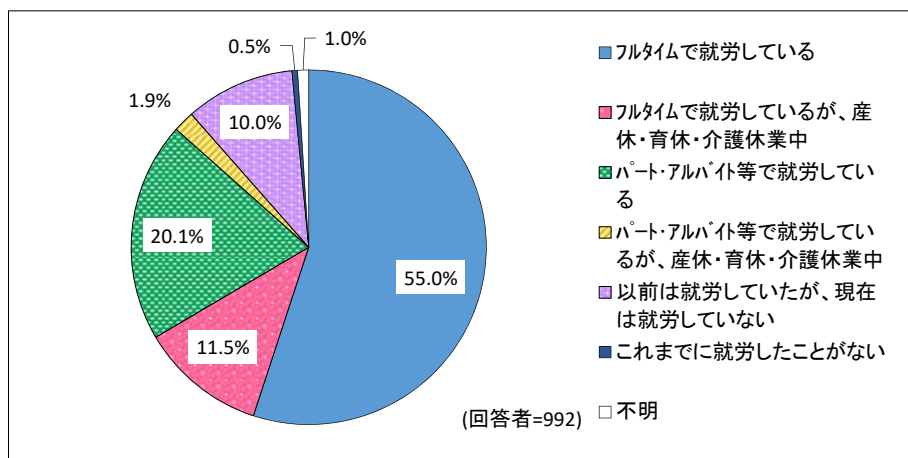
【保護者の就労状況】

(1) 母親の就労について

① 就労の有無

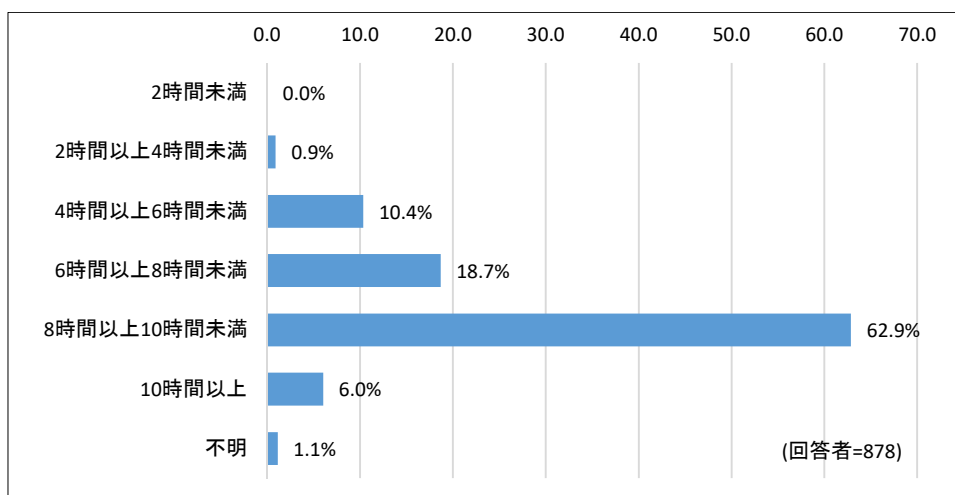
母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」(55.5%)の割合が半数以上を占め、これに「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休暇中」(11.5%)を合わせた『フルタイムの仕事に就いている』(66.5%)が6割超となりました。『パート・アルバイト等の仕事に就いている』(「就労している」と「産休・育休・介護休暇中」の合計)(22.0%)は2割台で、何らかの仕事に就いている人が全体の88.5%となりました。

一方、『現在就労していない』(「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまでに就労したことがない」の合計)(10.5%)の割合は1割台となりました。



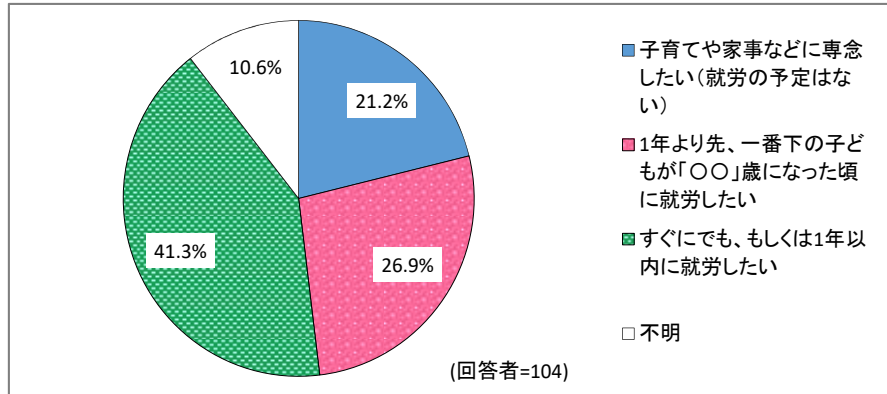
② 1日当たりの就労時間

働いている母親の就労時間については、「8時間以上10時間未満」(62.9%)の割合が突出して高くなっています。



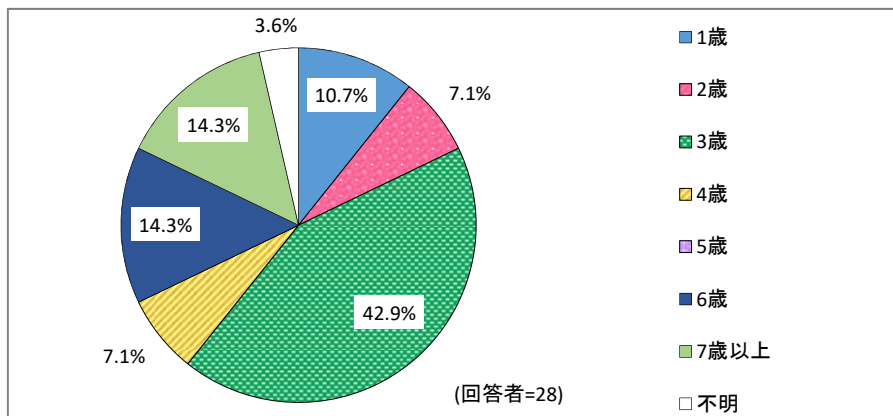
③就労していない場合の就労希望

現在就労していない方の今後の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(41.3%)の割合が最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが一定年齢に達した頃に就労したい」(26.9%)が続きました。



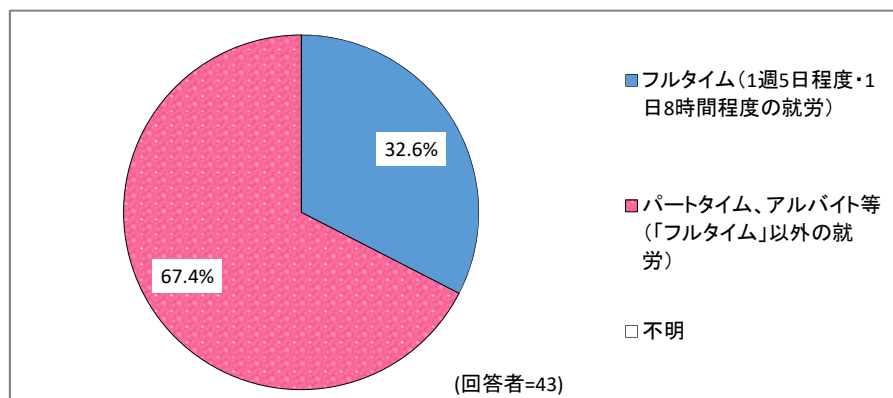
④③で「1年より先、一番下の子どもが「〇〇」歳になった頃に就労したい」を選択した方の、就労を希望する際の末子の年齢

③で「1年より先、一番下の子どもが一定年齢に達した頃に就労したい」と答えた方の就労を希望する際の末子の年齢については、「3歳」(42.9%)の割合が最も高くなっています。



⑤③で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択した方の希望する就労形態

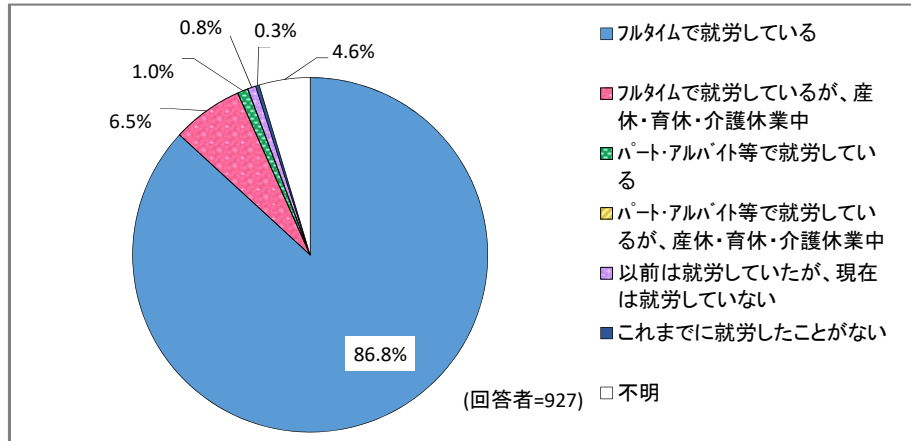
③で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた方の希望する就労形態については、「パートタイム、アルバイト等」(67.4%)の割合が7割近くを占めました。



(2) 父親の就労について

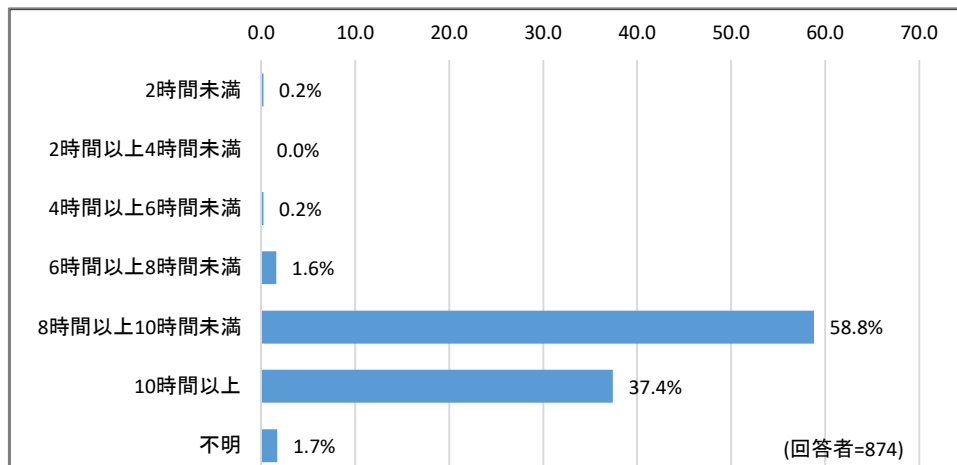
① 就労の有無

父親の就労状況については、「フルタイムで就労している」(86.8%)の割合が8割超と大変高い割合となりました。



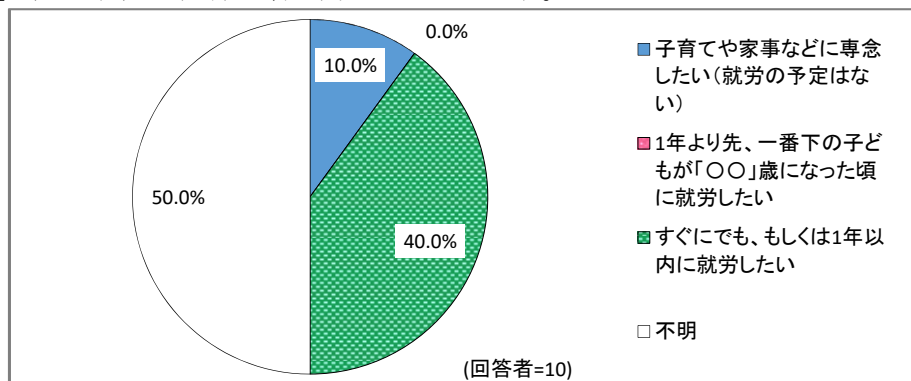
② 1日当たりの就労時間

働いている父親の就労時間については、「8時間以上10時間未満」(58.8%)の割合が最も高く、次いで「10時間以上」(37.4%)が続いています。



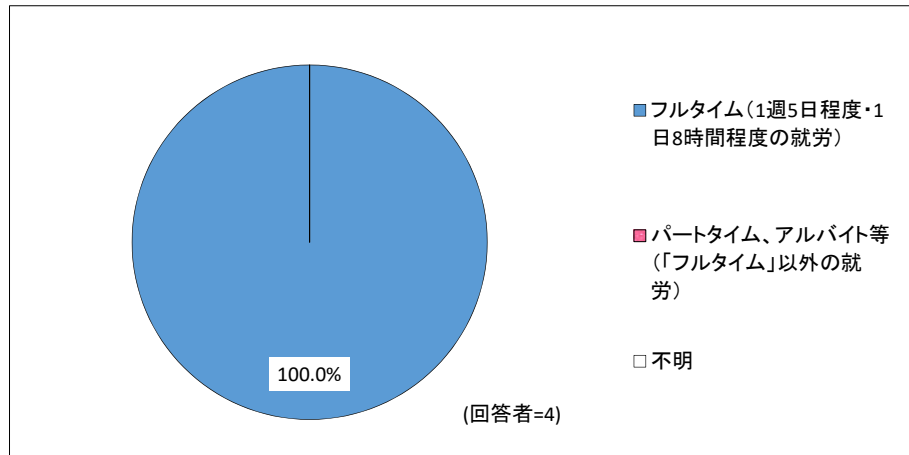
③ 就労していない場合の就労希望

現在就労していない方の今後の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(40.0%)の割合が最も高くなっています。



④③で「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」を選択した方の希望する就労形態

③で「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた方の希望する就労形態については、全員が「フルタイム」(100.0%)と答えています。

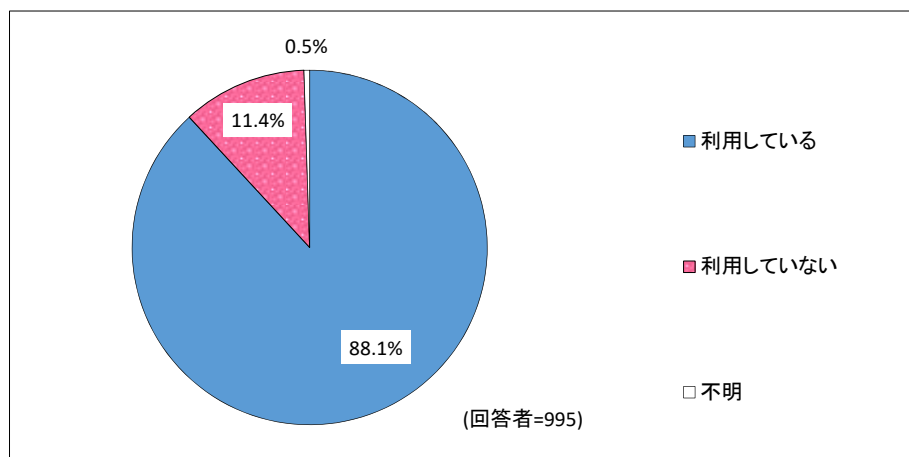


【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

(1) 現在の利用状況

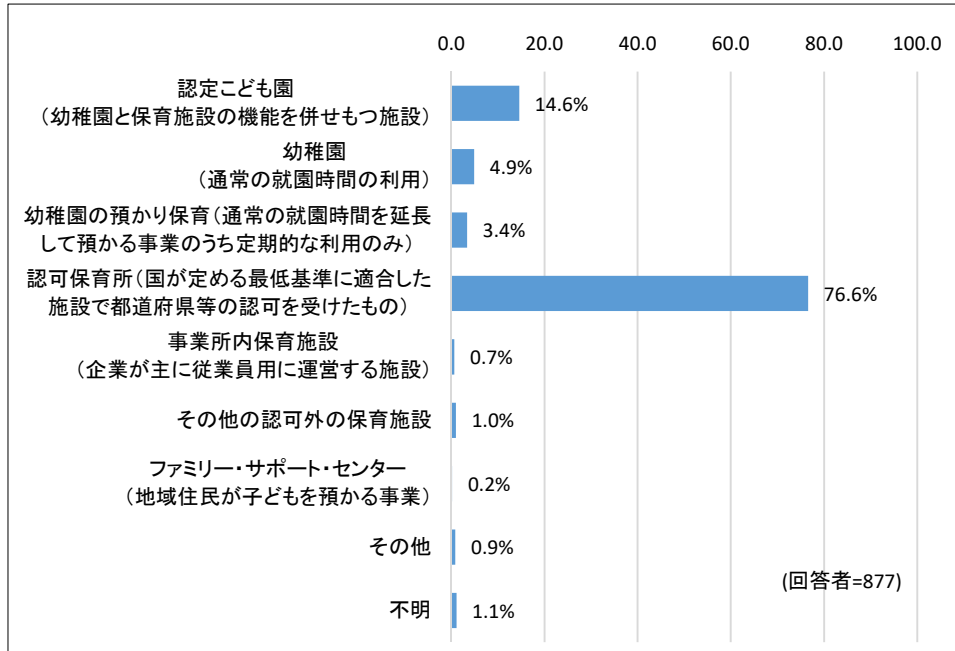
①利用の有無

現在平日の定期的な教育・保育事業を利用しているかについては、「利用している」(88.1%)が9割近くと大変高い割合になりました。一方、「利用していない」(11.4%)は1割台となっています。



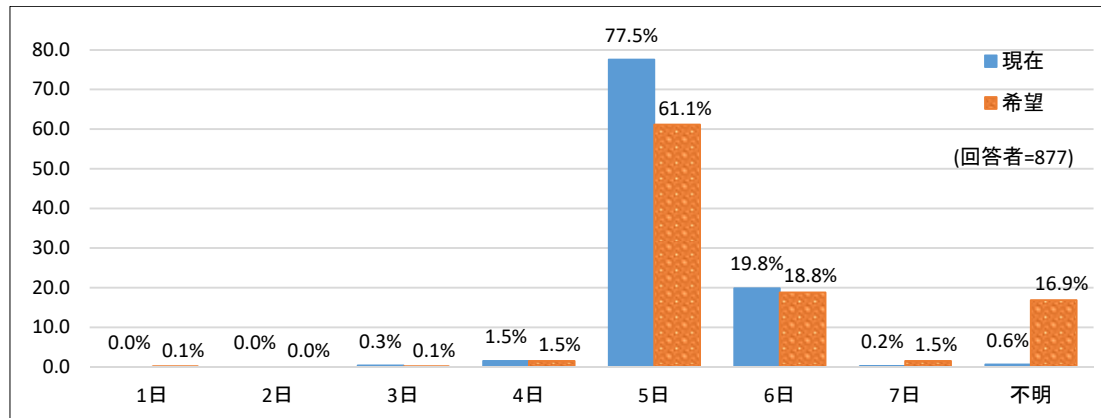
②利用している事業

①で「利用している」と答えた方の利用している事業については、「認可保育所」(76.6%)が突出して高い割合となりました。



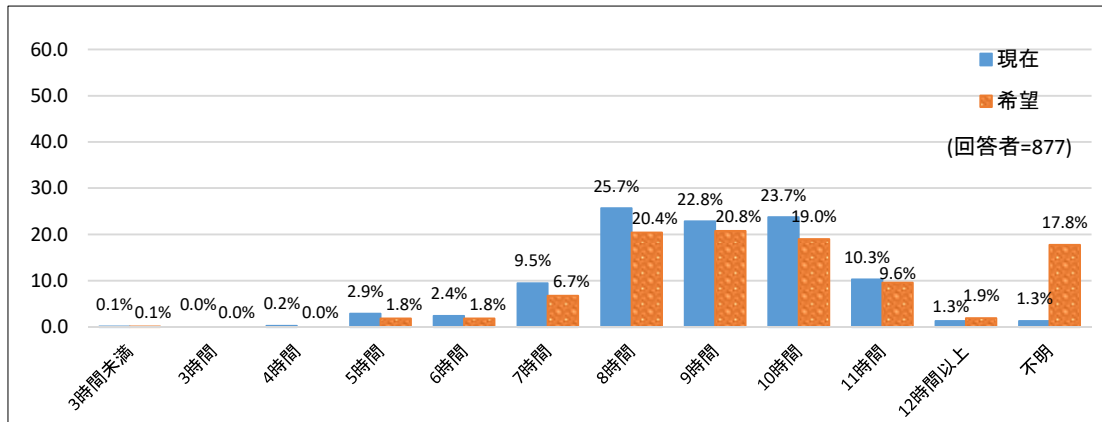
③1週当たりの利用日数(現在・希望)

①で「利用している」と答えた方の1週当たりの利用日数については、「5日」(現在の利用77.5%、希望61.1%)が現在の利用・希望ともに最も高い割合となりました。

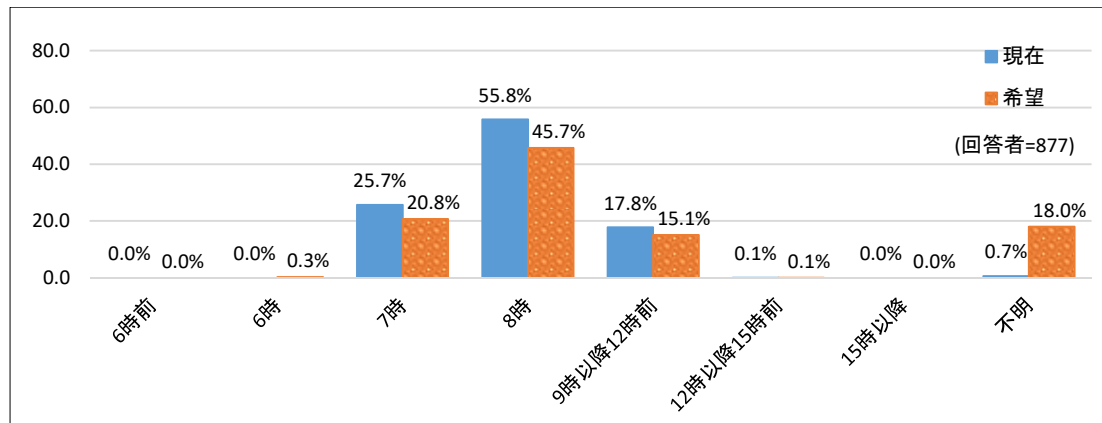


④ 1日当たりの利用時間（現在・希望）

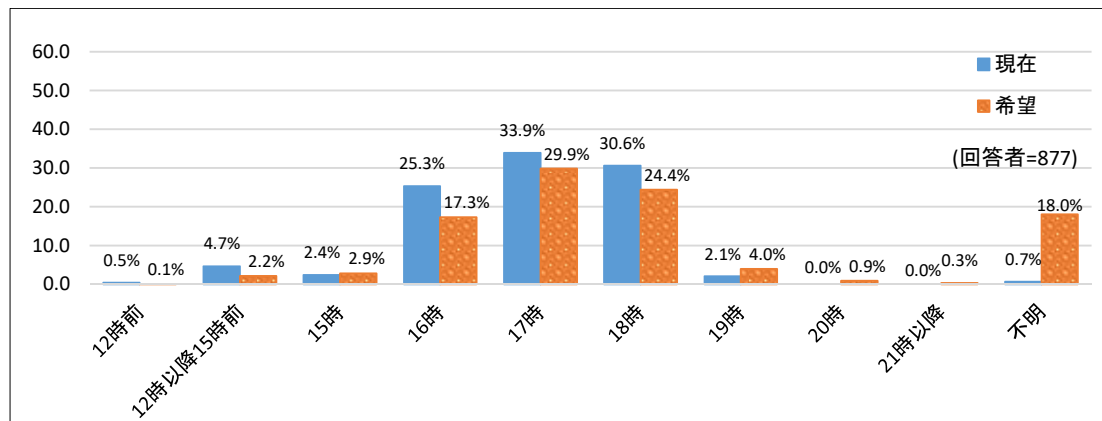
①で「利用している」と答えた方の1日当たりの利用時間については、現在の利用・希望ともに「8時間」、「9時間」、「10時間」の割合が高くなっています。



(利用開始時間)

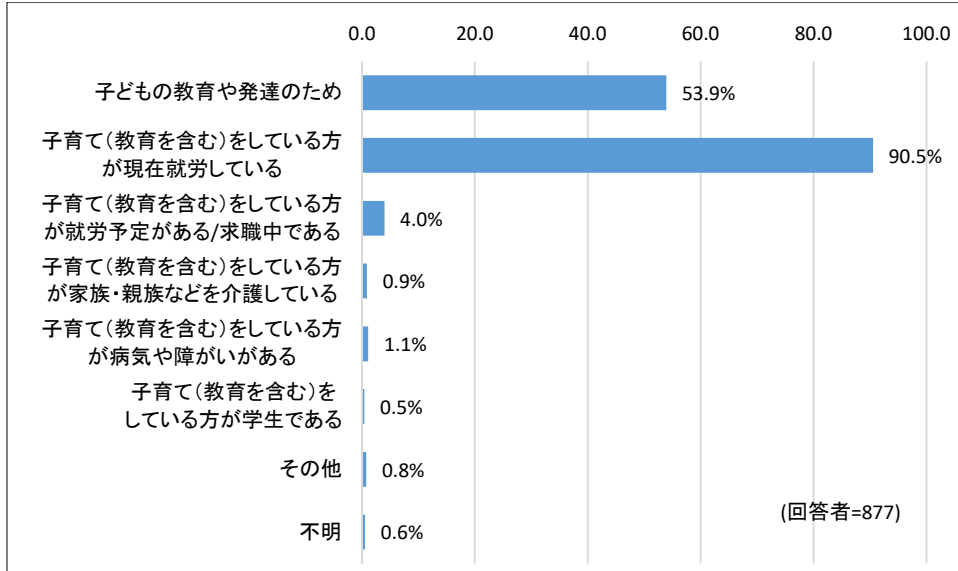


(利用終了時間)



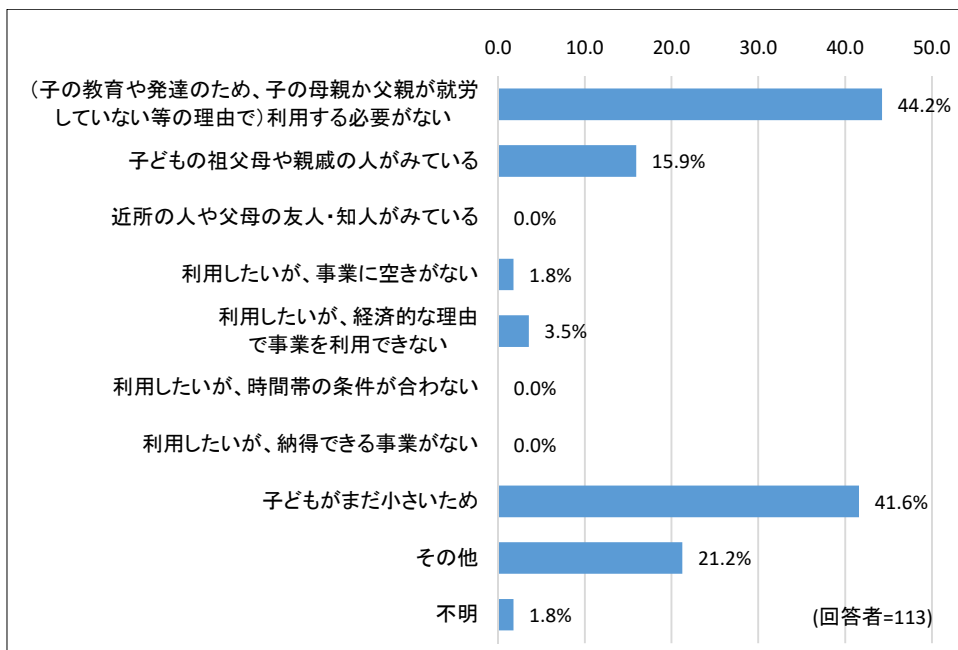
⑤平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由

①で「利用している」と答えた方が利用している理由については、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（90.5%）の割合が9割超と極めて高い割合となり、次いで「子どもの教育や発達のため」（53.9%）が5割台で続きました。



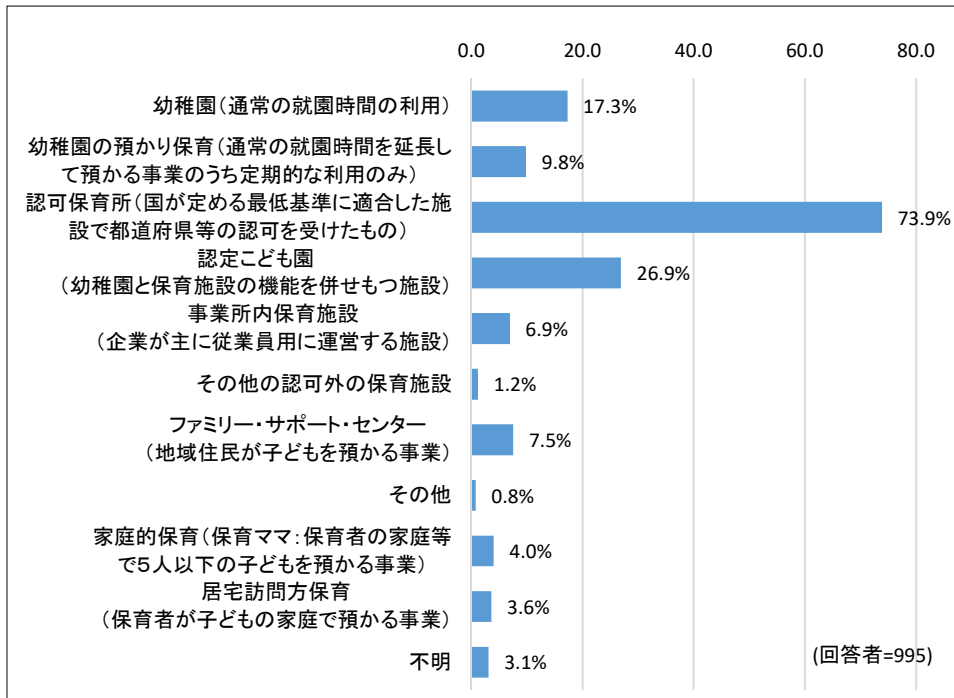
⑥平日に定期的に教育・保育事業を利用していない場合の理由

①で「利用していない」と答えた方の利用していない理由については、「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していない等の理由で)利用する必要がない」（44.2%）の割合が最も高く、これに「子どもがまだ小さいため」（41.6%）が続き、これら二項目が4割台となっています。



(2) (現在の利用の有無に関わらず) 平日の定期的利用の希望

現在の利用の有無に関わらず平日日中の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業については、「認可保育所」(73.9%)が突出して高い割合となっています。

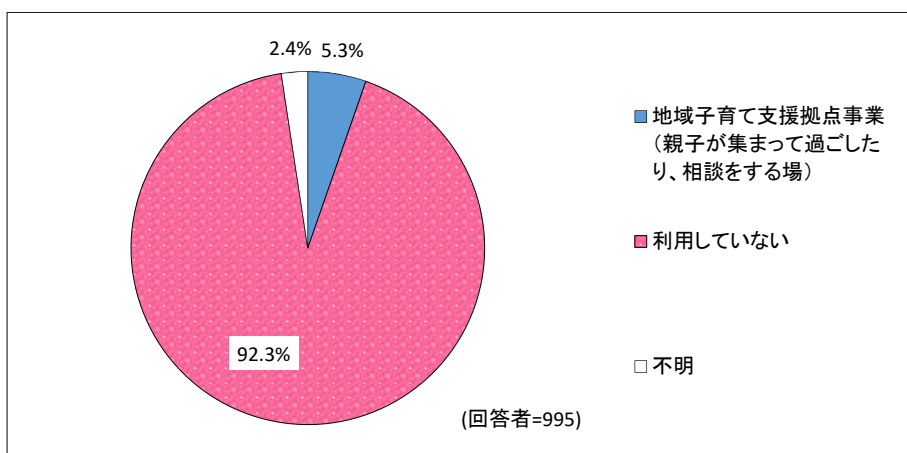


【地域子育て支援事業の利用状況】

(1) 地域子育て支援事業(子育て支援センター)について

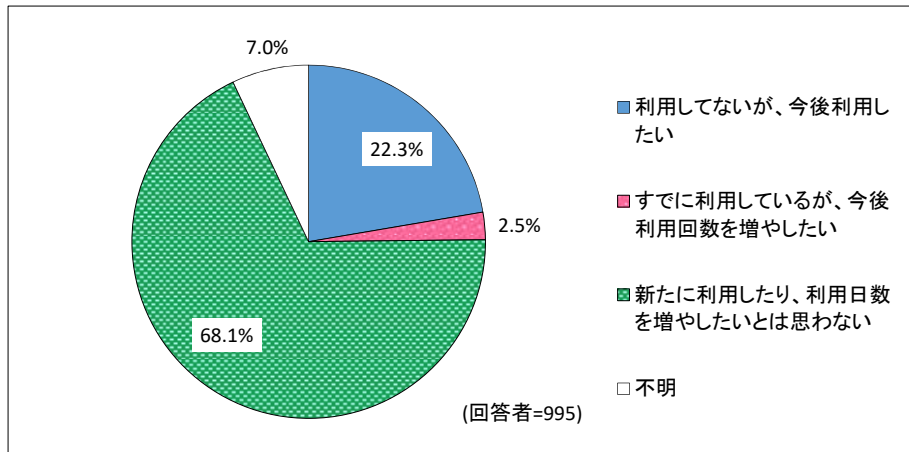
①利用しているか

地域子育て支援事業を利用しているかについては、「利用していない」(92.3%)の割合が9割超と極めて高い割合となっています。



②今後の利用意向

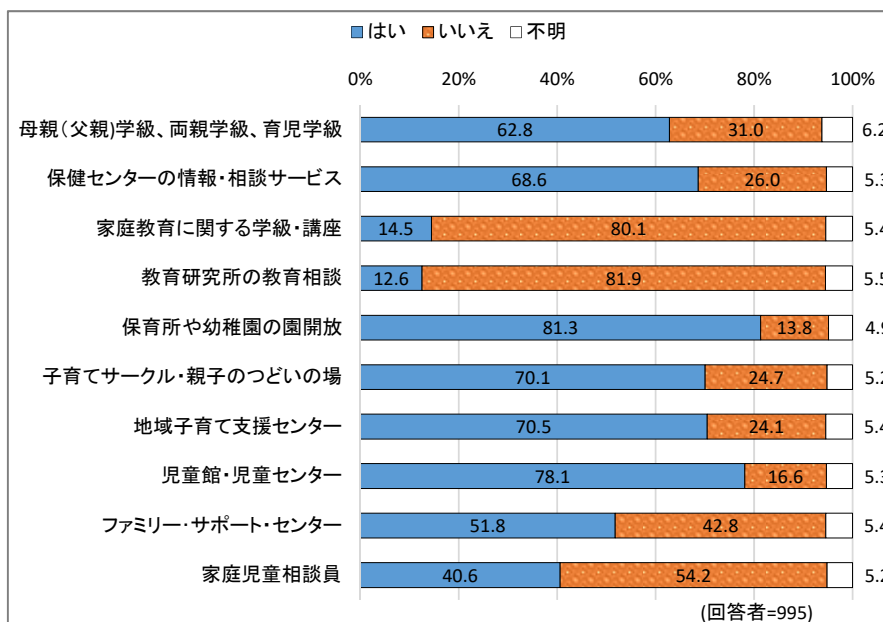
地域子育て支援事業の今後の利用については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたい」とは思わない」(68.1%)の割合が最も高くなっています。



(2) 各種事業について

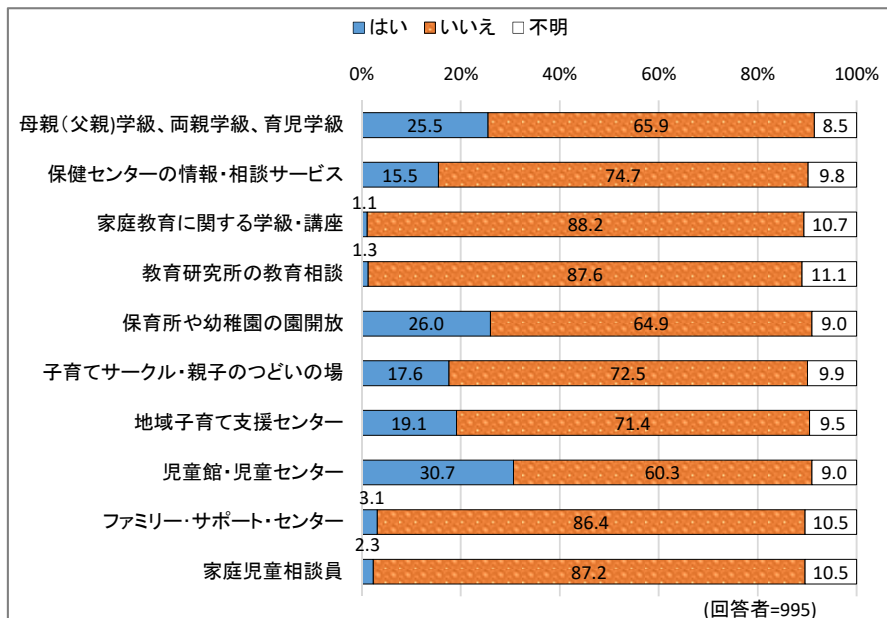
①事業を知っているか

事業を知っているかについて、「はい」の割合が5割を上回っているのは「保育所や幼稚園の園開放」(81.3%)や「児童館・児童センター」(78.1%)など7事業となり、一方、「家庭児童相談員」(40.6%)、「家庭教育に関する学級・講座」(14.5%)など3事業は5割未満となりました。



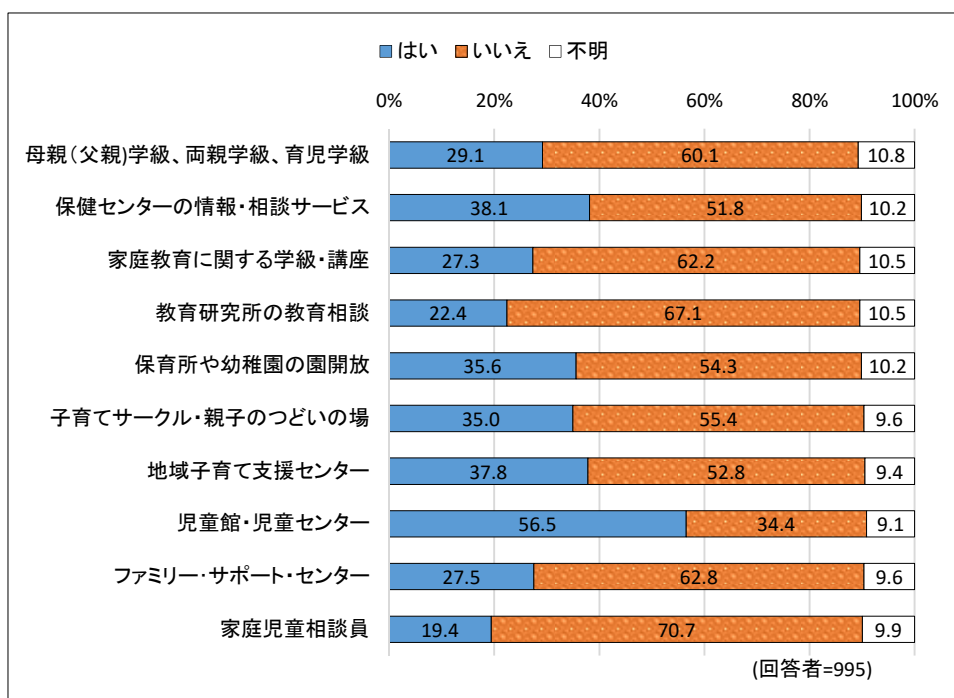
②これまでの利用の有無

これまでの利用の有無については、①で「はい(知っている)」の割合が高かった事業について、「はい(利用したことがある)」の割合が高い傾向がみられます。「はい(利用したことがある)」の割合が最も高いのは「児童館・児童センター」(30.7%)で、これに「保育所や幼稚園の園開放」(26.0%)、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(25.5%)が続いています。



③今後の利用希望

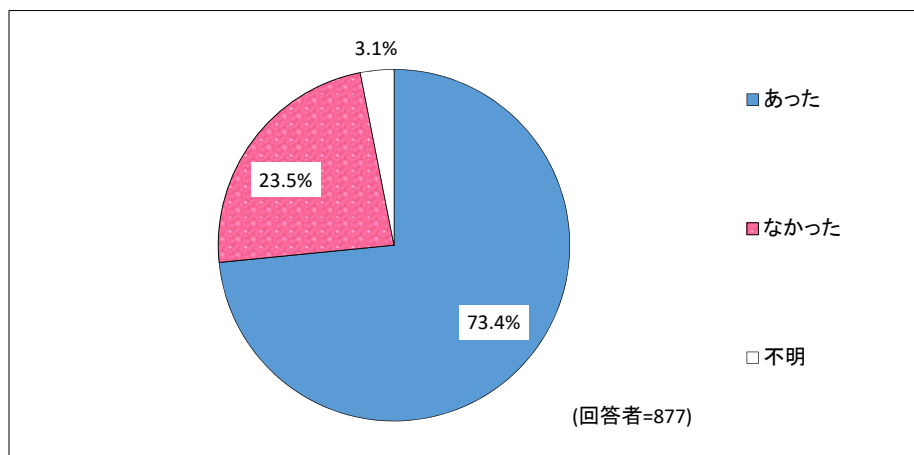
今後の利用希望について「はい」の割合をみると、「児童館・児童センター」(56.5%)が5割超で最も高く、これに「保健センターの情報・相談サービス」(38.1%)、「地域子育て支援センター」(37.8%)、「保育所や幼稚園の園開放」(35.6%)、「子育てサークル・親子のつどいの場」(35.0%)の四事業が3割台が続いています。



【病児・病後児保育事業の利用希望】

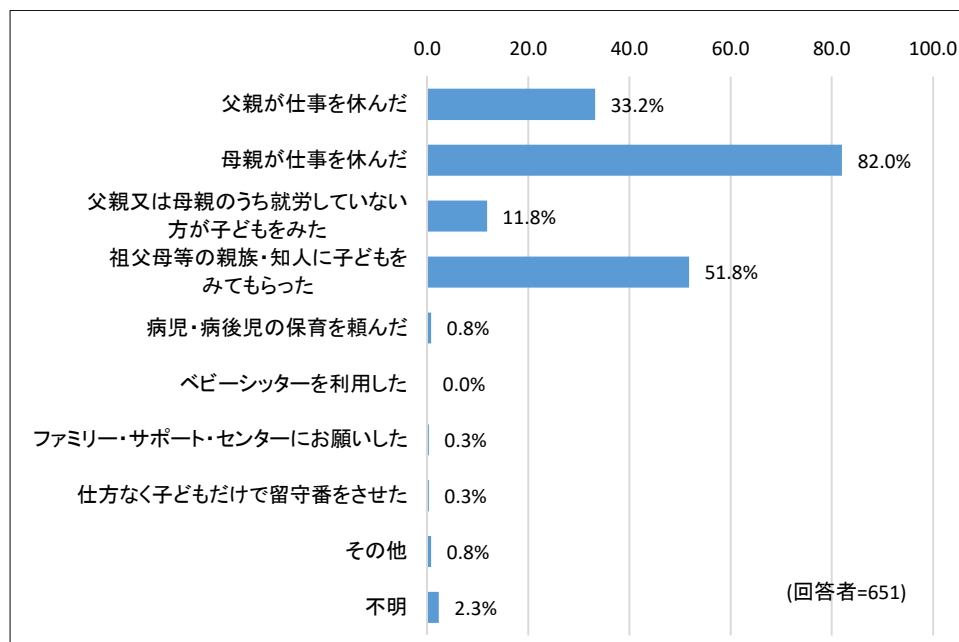
(1) 平日の定期的な教育・保育事業を利用している方について、この1年間にお子さんが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できないことがあったか

この1年間にお子さんが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できないことがあったかについては、「あった」(73.4%)の割合が全体の4分の3程度を占めて最も高く、一方、「なかった」(23.5%)は2割台となりました。



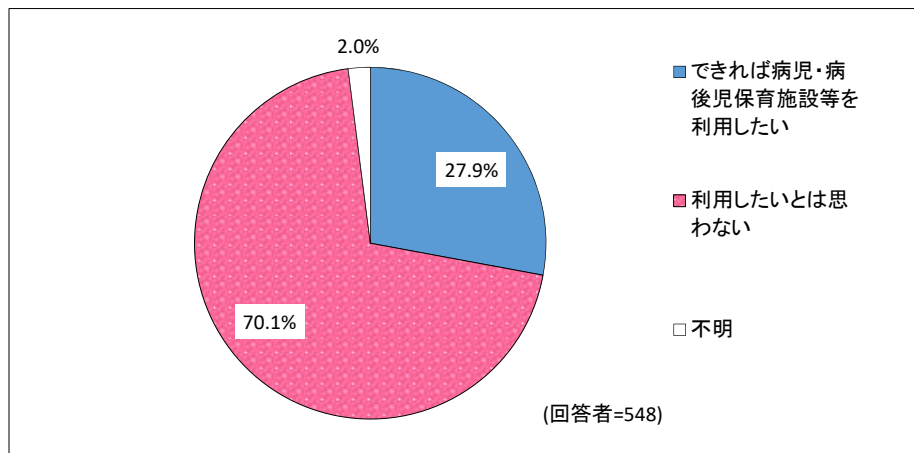
(2) (1)で「あった」方の、対処方法

(1)で「あった」と答えた方の対処方法については、「母親が仕事を休んだ」(82.0%)の割合が8割超で突出して高く、以下は「祖父母等の親族・知人に子どもをみてもらった」(51.8%)が5割台、父親が仕事を休んだ(33.2%)が3割台で続いています。



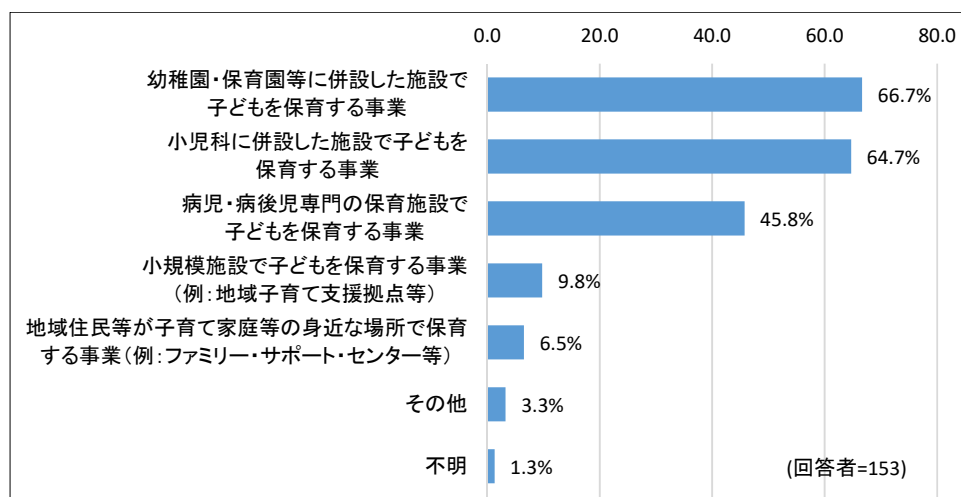
(3) (2) で「父親または母親が仕事を休んだ」方について、その際、できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか

(2) で「父親が仕事を休んだ」または「母親が仕事を休んだ」と答えた方がその際できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったかについては、「利用したいとは思わない」(70.1%)の割合が7割超となり、一方、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」(27.9%)は2割台後半となりました。



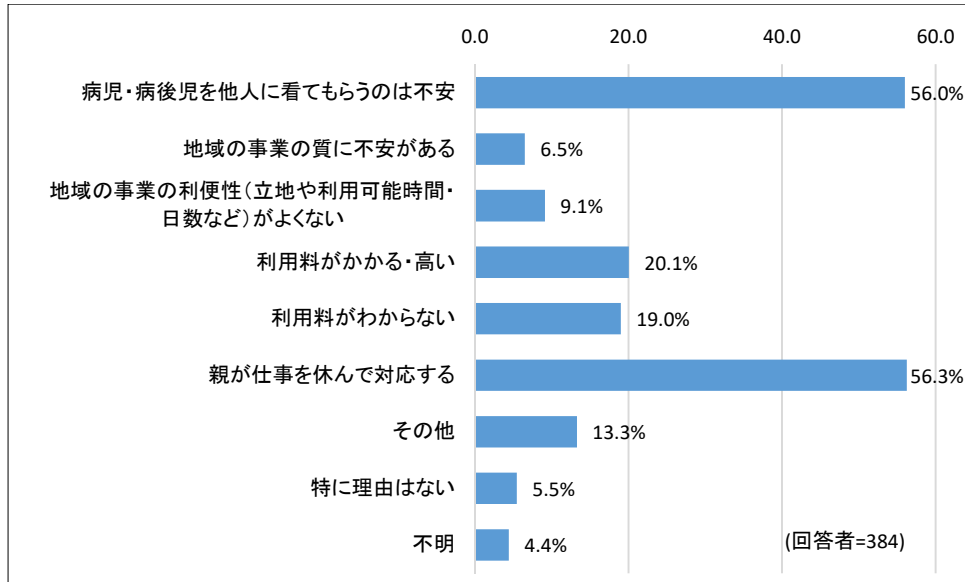
(4) (3) で「利用したい」方について、お子さんを預ける際にどのような事業形態が望ましいと思うか

(3) で「利用したい」と答えた方がお子さんを預ける際にどのような事業形態が望ましいと思うかについては、「幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育する事業」(66.7%)、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」(64.7%)の割合がともに6割超で高くなっています。



(5) (3) で「利用したいとは思わない」方について、そう思う理由

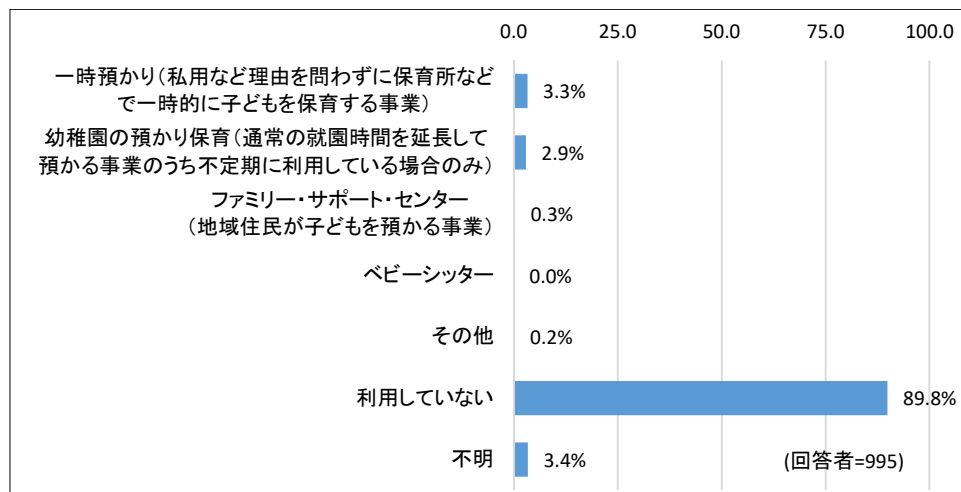
(3) で「利用したいとは思わない」と答えた方のそう思う理由については、「親が仕事を休んで対応する」(56.3%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(56.0%)の割合がともに5割超で高くなっています。



【不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う預かり等の利用】

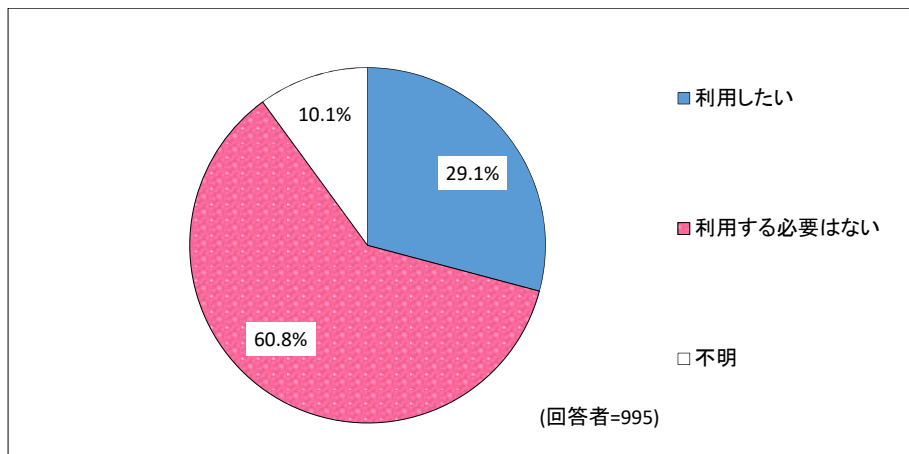
(1) 私用や親の通院、不定期就労等の目的で利用している事業の有無

私用や親の通院、不定期就労等の目的で利用している事業の有無については、「利用していない」(89.8%)の割合が9割近くと極めて高い割合となりました。

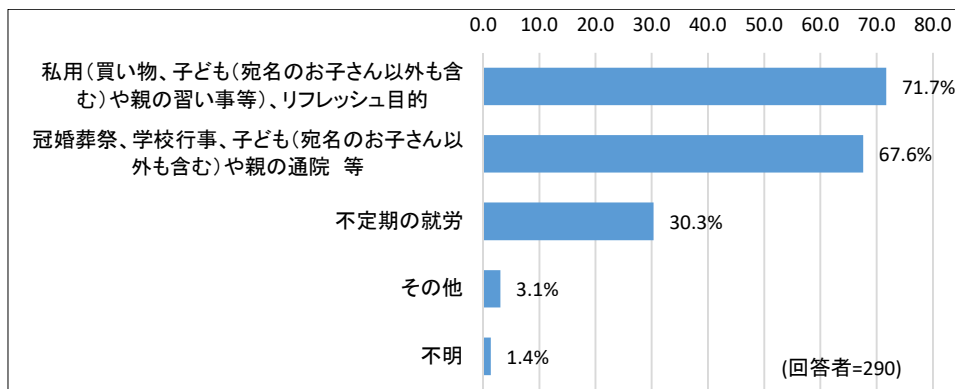


(2) 私用や親の通院、不定期就労等の目的での事業の利用希望と、利用したい方の利用目的

私用や親の通院、不定期就労等の目的での事業の利用希望については、「利用する必要はない」(60.8%)の割合が6割を占め、一方、「利用したい」(29.1%)の割合は3割未満となりました。

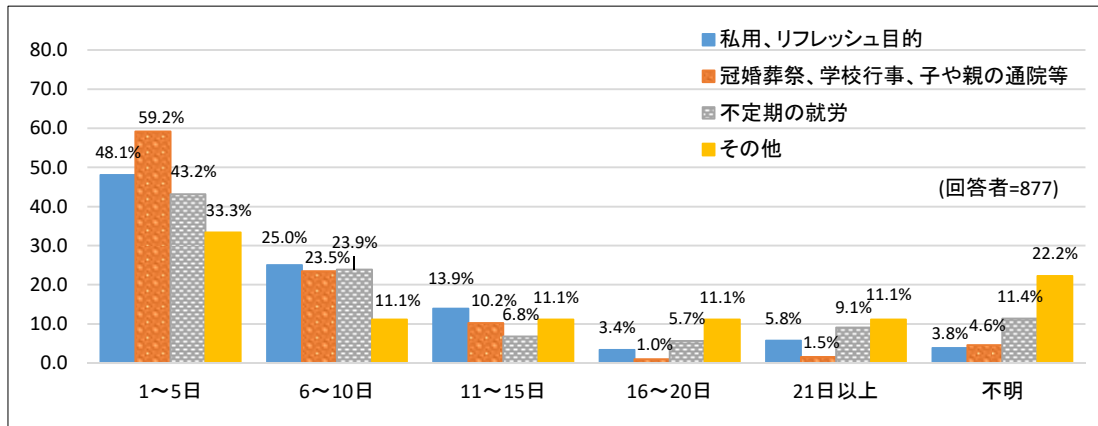


「利用したい」と答えた方の利用目的については、「私用、リフレッシュ目的」(71.7%)が7割台、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(67.6%)が6割台で、この二項目が特に高い割合となっています。



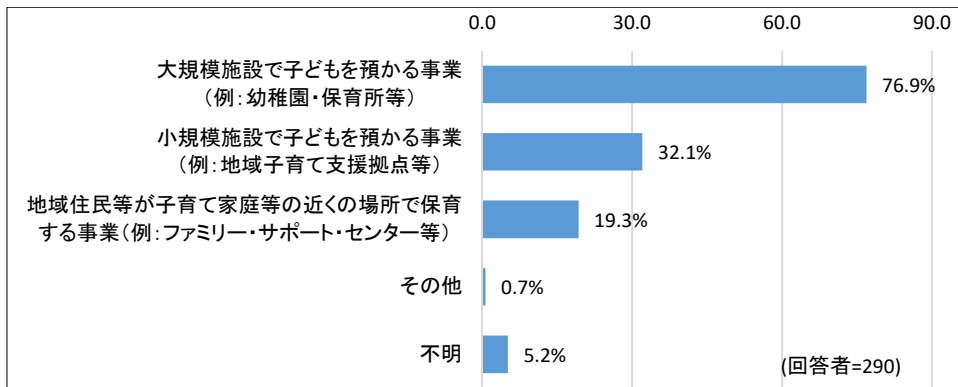
(3) (2) で「利用したい」方の、目的別 利用希望日数

(2) で「利用したい」と答えた方の目的別利用希望日数については、いずれの目的についても、「1～5日」の割合が高くなっています。



(4) (2) で「利用したい」方について、お子さんを預ける際にどのような事業形態が望ましいと思うか

(2) で「利用したい」と答えた方がお子さんを預ける際にどのような事業形態が望ましいと思うかについては、「大規模施設で子どもを預かる事業」(76.9%)の割合が突出して高くなっています。



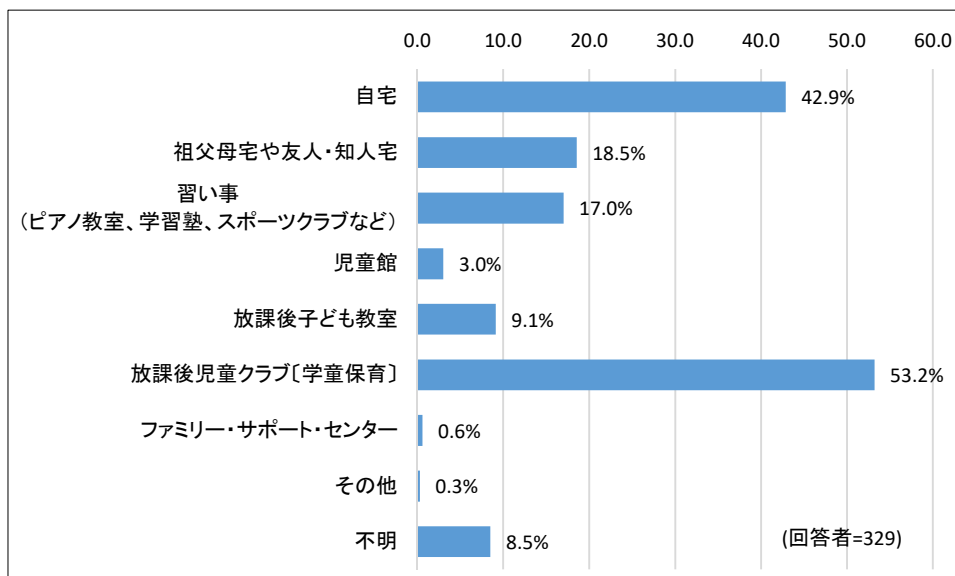
【小学校就学後の放課後の過ごし方に関する希望】

※ お子さんが5歳以上である方のみへの質問

(1) 低学年（1～3年生）の間について

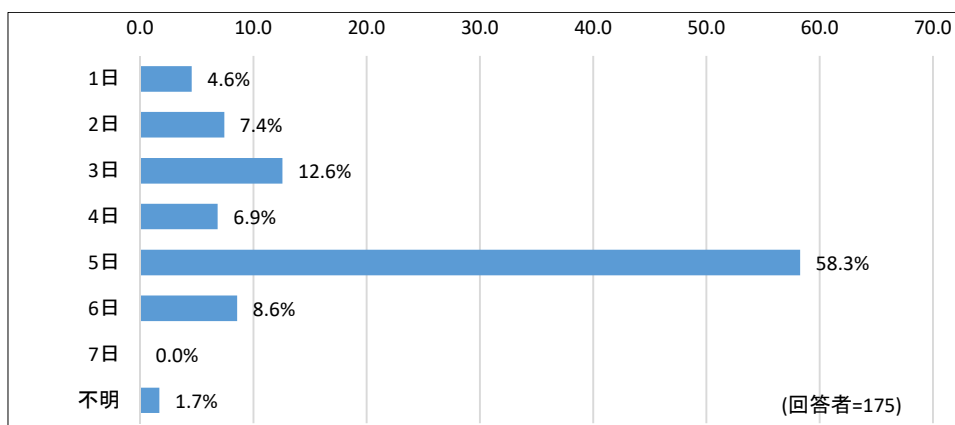
①放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか

低学年の間に放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後児童クラブ（学童保育）」（53.2%）の割合が5割超で最も高く、次いで「自宅」（42.9%）が4割超で続きました。



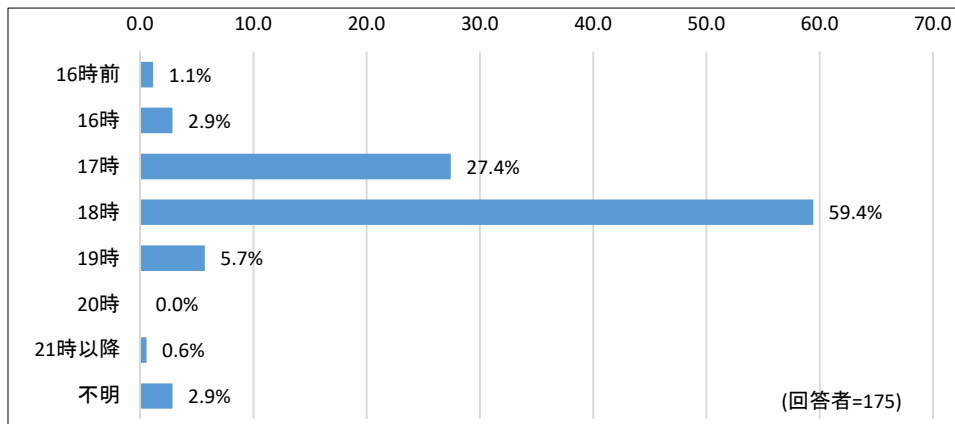
② ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の利用希望日数

①で「放課後児童クラブ（学童保育）」と答えた方の利用を希望日数は、「5日」（58.3%）が最も高い割合となっています。



③ ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の希望終了時刻

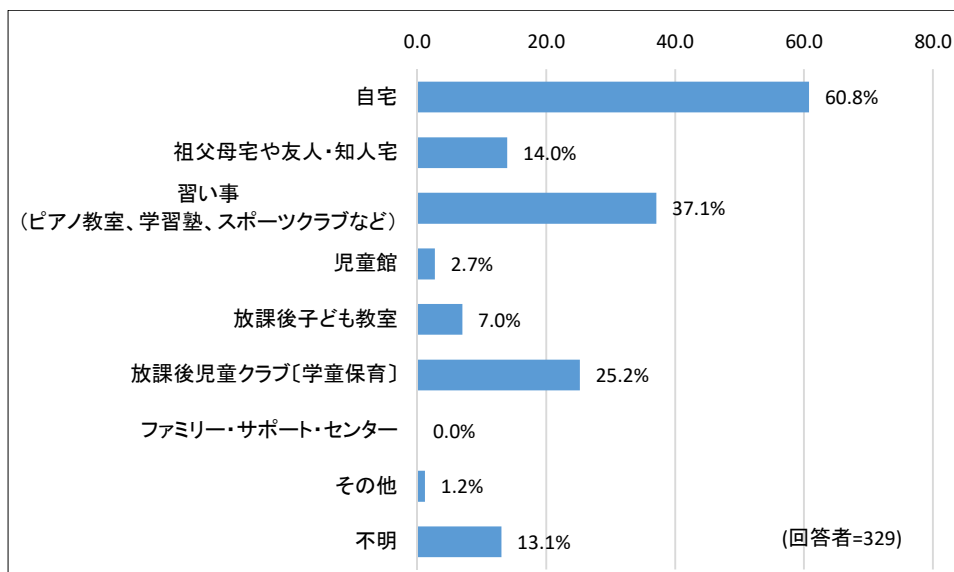
①で「放課後児童クラブ（学童保育）」と答えた方の希望する利用終了時間は、「18時」（59.4%）が最も高い割合となっています。



(2) 高学年（4～6年生）の間について

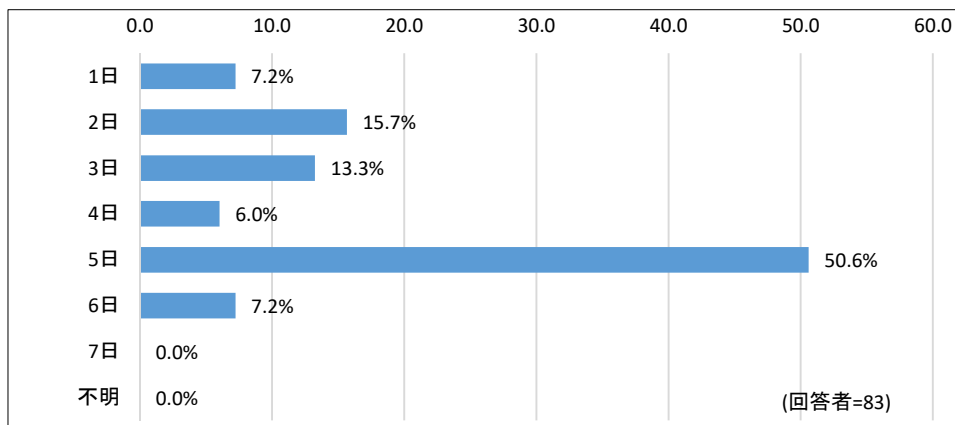
①放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか

高学年の間に放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「自宅」（60.8%）の割合が6割超で最も高く、次いで「習い事」（37.1%）が続きました。「放課後児童クラブ（学童保育）」（25.2%）は2割台となりました。



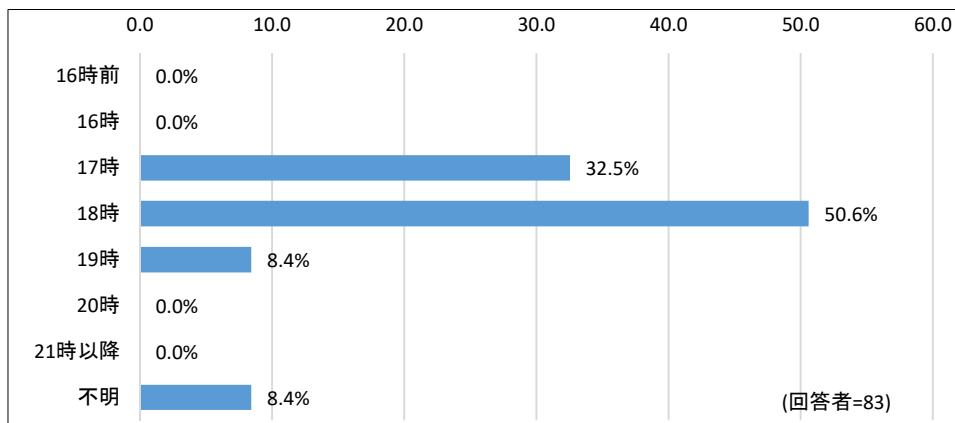
② ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の利用希望日数

①で「放課後児童クラブ（学童保育）」と答えた方の利用を希望日数は、「5日」（50.6%）が最も高い割合となっています。



③ ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の希望終了時刻

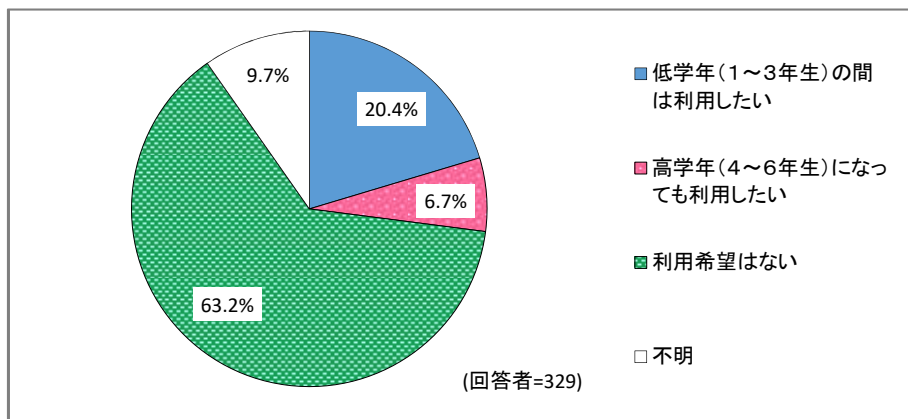
①で「放課後児童クラブ（学童保育）」と答えた方の希望する利用終了時間は、「18時」（50.6%）が最も高い割合となっています。



(3) 土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

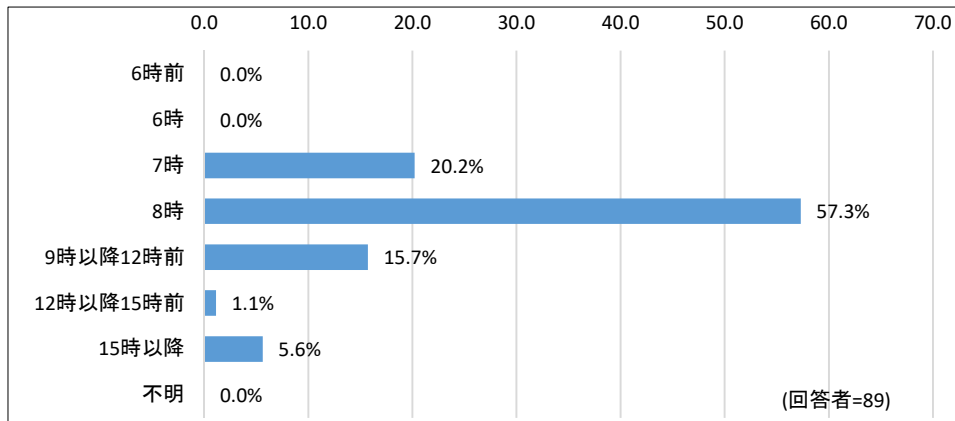
①土曜日

土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望については、「利用希望はない」（63.2%）が6割超で最も高い割合となり、「低学年の間は利用したい」（20.4%）は2割台、「高学年になっても利用したい」（6.7%）は1割未満となりました。

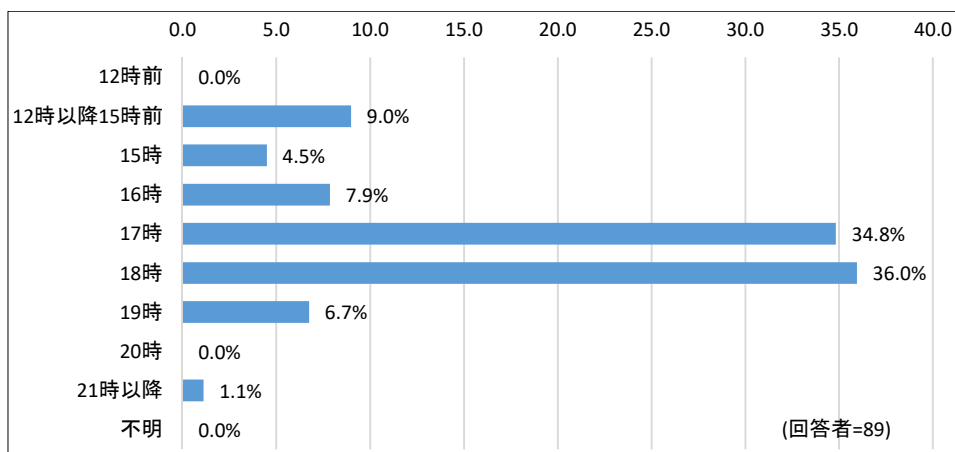


② ①で「利用したい」方の希望利用時間帯

(開始時間)

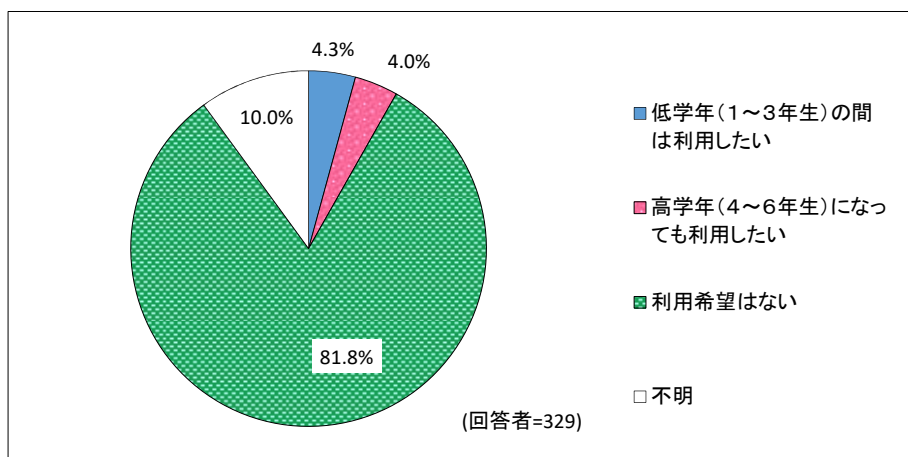


(終了時間)



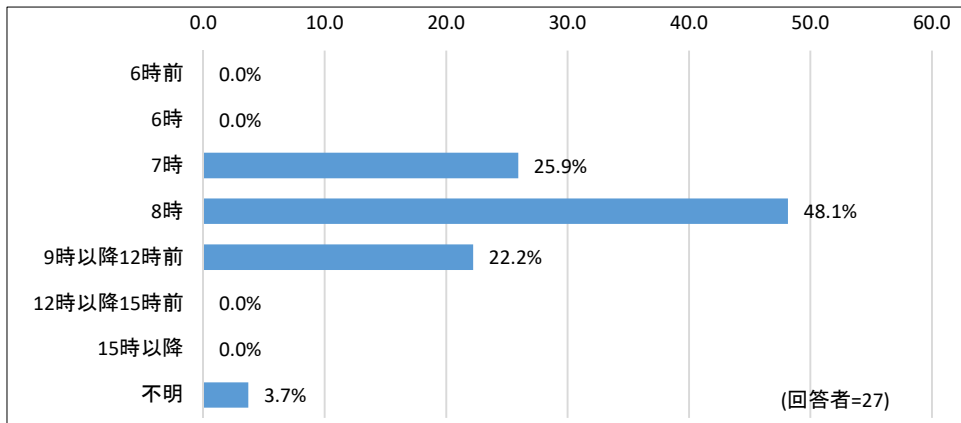
③日曜日

日曜日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望については、「利用希望はない」(81.8%)が8割以上で大変高い割合となり、「低学年の間は利用したい」(4.3%)、「高学年になっても利用したい」(4.0%)は1割未満の極めて低い割合となりました。

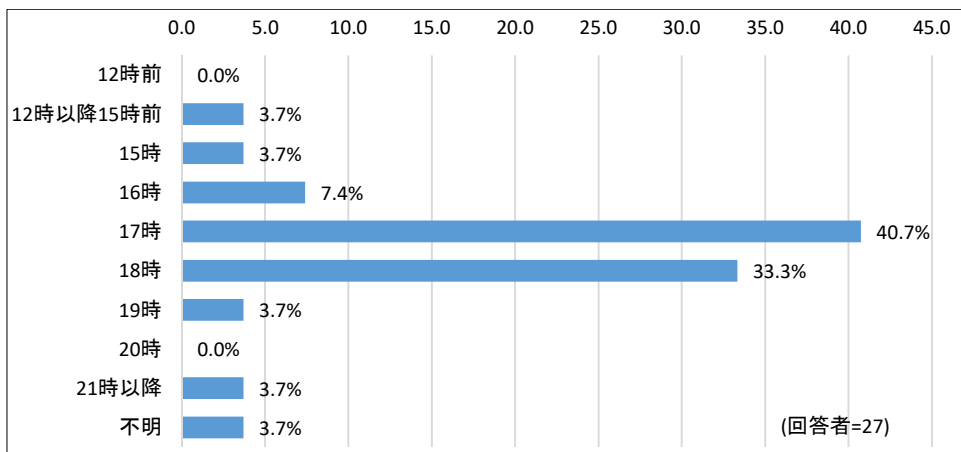


④ ③で「利用したい」方の希望利用時間帯

(開始時間)



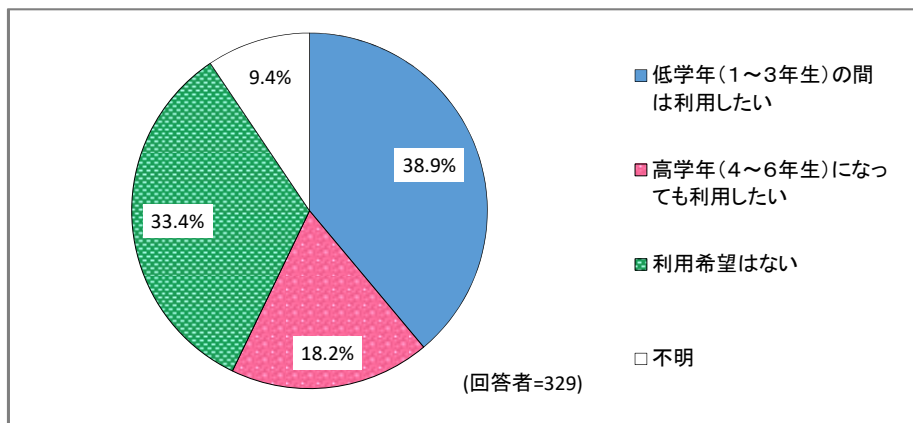
(終了時間)



(4) 長期休暇期間中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望

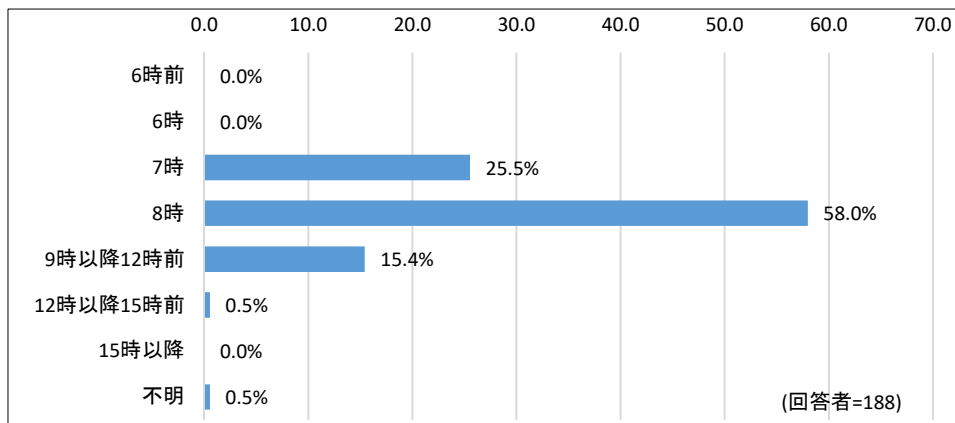
①希望の有無

長期休暇期間中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望については、「低学年の間は利用したい」(38.9%)の割合が最も高く、これに「利用希望がない」(33.4%)が続き、この二項目がともに3割台となりました。

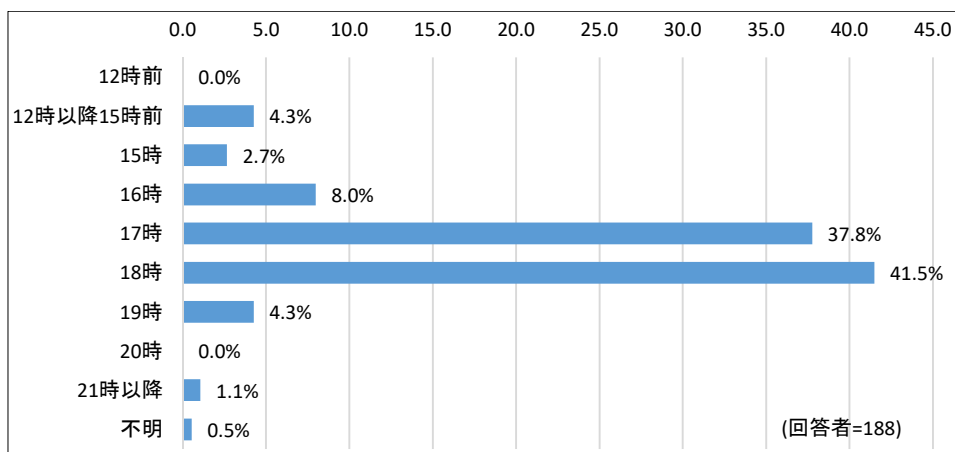


② ①で「利用したい」方の希望利用時間帯

(開始時間)



(終了時間)

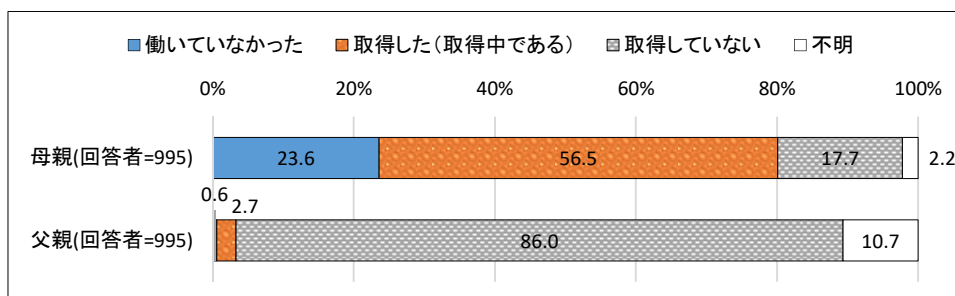


【職場の両立支援制度】

(1) 育児休業取得の状況

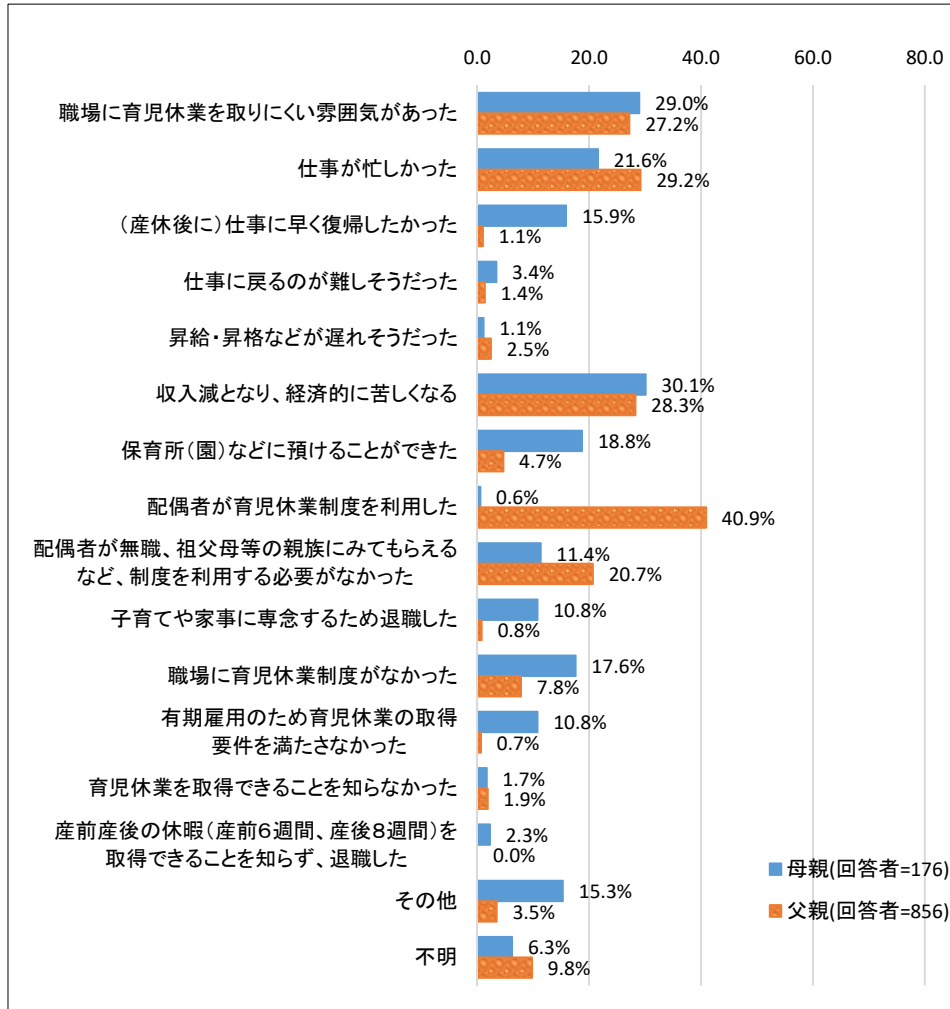
① 育児休業の取得の有無 (母親・父親)

育児休業の取得の有無については、母親では「取得した(取得中である)」(56.5%)の割合が半数を超え最も高くなっています。一方、父親では「取得していない」(86.0%)の割合が8割超と大変高い割合となっています。



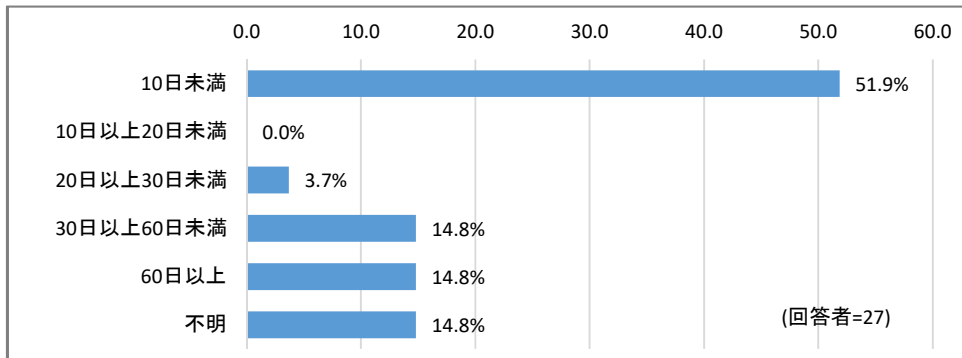
② ①で「取得していない」方の、取得していない理由（母親・父親）

①で「取得していない」と答えた方の取得していない理由については、母親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」(30.1%)の割合が最も高く、これに「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(29.0%)が続きました。一方、父親では、「配偶者が育児休業制度を利用した」(40.9%)の割合が4割を超え最も高く、これに「仕事が忙しかった」(29.2%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(28.3%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(27.2%)が2割台で続きました。



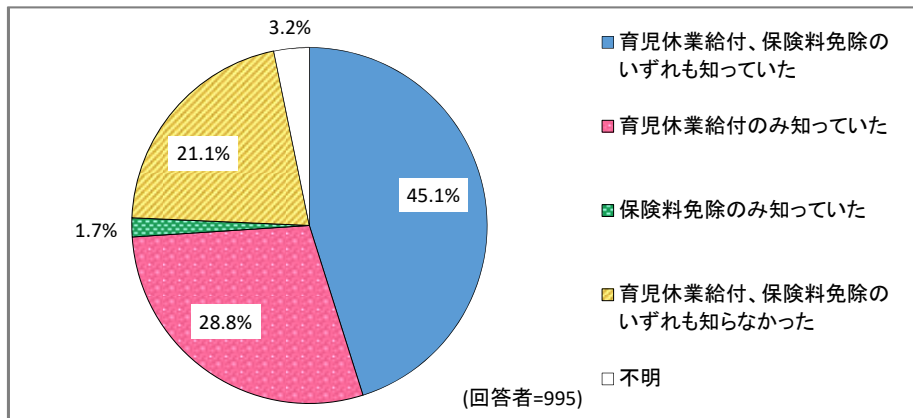
③ ①で父親が取得した場合の、取得日数

①で父親が「取得した（取得中である）」と答えた方の、父親の取得日数については、「10日未満」（51.9%）が半数を上回り、突出して高い割合となっています。



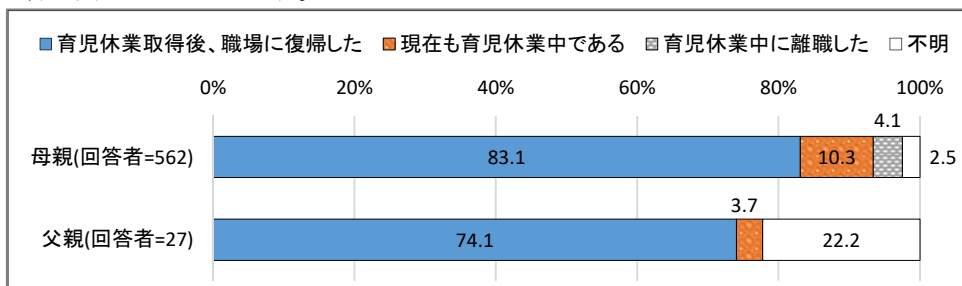
(2) 育児休業給付や、育児休業期間中の健康保険等保険料の免除の仕組みについての認知状況

育児休業給付や育児休業期間中の健康保険等保険料の免除の仕組みについて知っているかについては、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」（45.1%）の割合が4割台で最も高く、「育児休業給付のみ知っていた」（28.8%）は2割台、「保険料免除のみ知っていた」（1.7%）は1割未満となりました。一方、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」（21.1%）の割合は2割台となりました。



(3) (1)で育児休業を取得した方について、育児休業取得後に職場復帰したか(母親・父親)

(1)で「取得した（取得中である）」と答えた方が育児休業取得後に職場復帰したかについては、母親・父親ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」（母親 83.1%、父親 74.1%）の割合が最も高くなっています。



(4) (3) で「育児休業取得後、職場に復帰した」母親の、育児休業期間

(3) で母親が「育児休業取得後、職場に復帰した」と答えた方の(母親の)育児休業期間については、実際の取得期間は「1歳」(22.1%)の割合が2割台で最も高く、次いで「0歳6か月」(13.3%)が1割台で続きました。一方、希望の取得期間は「1歳」(57.6%)が5割超と割合を高めて引き続き最も高い割合となり、これに「1歳1か月以上」(23.6%)が2割台で続きました。

| | 実際 | | 希望 | |
|---------|-------|--------|-------|--------|
| | 回答(人) | 実際 | 回答(人) | 希望 |
| 0歳2か月まで | 18 | 3.9% | 4 | 0.9% |
| 0歳3か月 | 33 | 7.1% | 5 | 1.1% |
| 0歳4か月 | 32 | 6.9% | 7 | 1.5% |
| 0歳5か月 | 21 | 4.5% | 1 | 0.2% |
| 0歳6か月 | 62 | 13.3% | 23 | 4.9% |
| 0歳7か月 | 32 | 6.9% | 1 | 0.2% |
| 0歳8か月 | 25 | 5.4% | 6 | 1.3% |
| 0歳9か月 | 24 | 5.1% | 3 | 0.6% |
| 0歳10か月 | 28 | 6.0% | 1 | 0.2% |
| 0歳11か月 | 44 | 9.4% | 6 | 1.3% |
| 1歳 | 103 | 22.1% | 269 | 57.6% |
| 1歳1か月以上 | 35 | 7.5% | 110 | 23.6% |
| 不明 | 10 | 2.1% | 31 | 6.6% |
| 全体 | 467 | 100.0% | 467 | 100.0% |

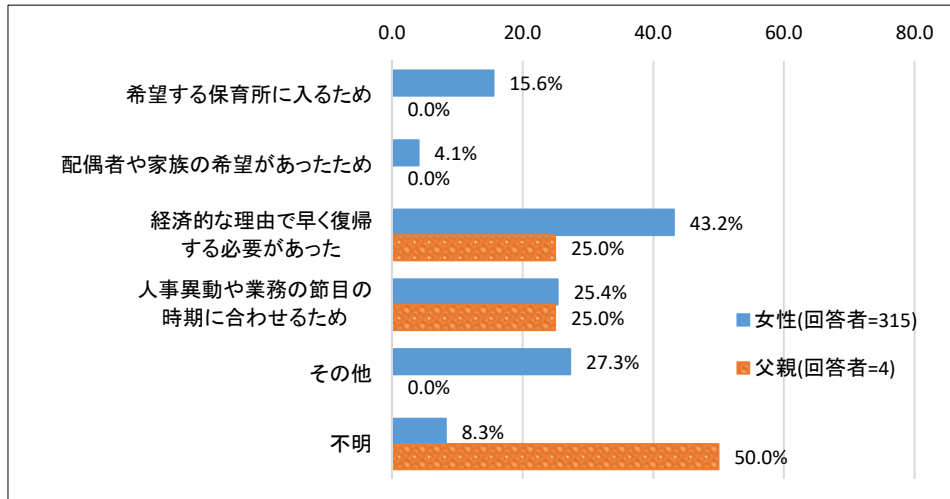
(5) (3) で「育児休業取得後、職場に復帰した」父親の、育児休業期間

(3) で父親が「育児休業取得後、職場に復帰した」と答えた方の(父親の)育児休業期間については、実際の取得期間は「0歳2か月まで」(45.0%)の割合が4割台で最も高くなっています。一方、希望の取得期間は「1歳」(35.0%)の割合が3割台で最も高い割合となり、これに「0歳2か月まで」(30.0%)が3割で続きました。

| | 実際 | | 希望 | |
|---------|-------|--------|-------|--------|
| | 回答(人) | 実際 | 回答(人) | 希望 |
| 0歳2か月まで | 9 | 45.0% | 6 | 30.0% |
| 0歳3か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 0歳4か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 0歳5か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 0歳6か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 0歳7か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 0歳8か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 0歳9か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 0歳10か月 | 2 | 10.0% | 1 | 5.0% |
| 0歳11か月 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 1歳 | 2 | 10.0% | 7 | 35.0% |
| 1歳1か月以上 | 1 | 5.0% | 0 | 0.0% |
| 不明 | 6 | 30.0% | 6 | 30.0% |
| 全体 | 20 | 100.0% | 20 | 100.0% |

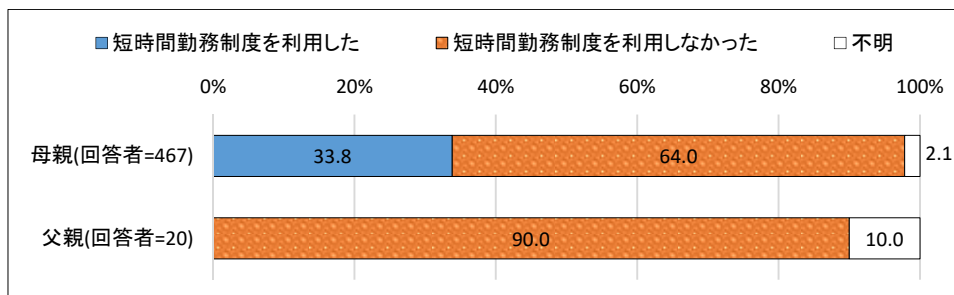
(6) (4) および (5) で復帰時期が希望より早かった方の、復帰時期が早くなった理由 (母親・父親)

(4) および (5) で、復帰時期が希望時期より早かった方の復帰時期が早くなった理由については、母親では「経済的な理由で早く復帰する必要があった」(43.2%) の割合が4割台で最も高く、これに「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(25.4%) が2割台で続きました。父親では、「経済的な理由で早く復帰する必要があった」と「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(各 25.0%) の割合が同率で最も高い割合となりました。



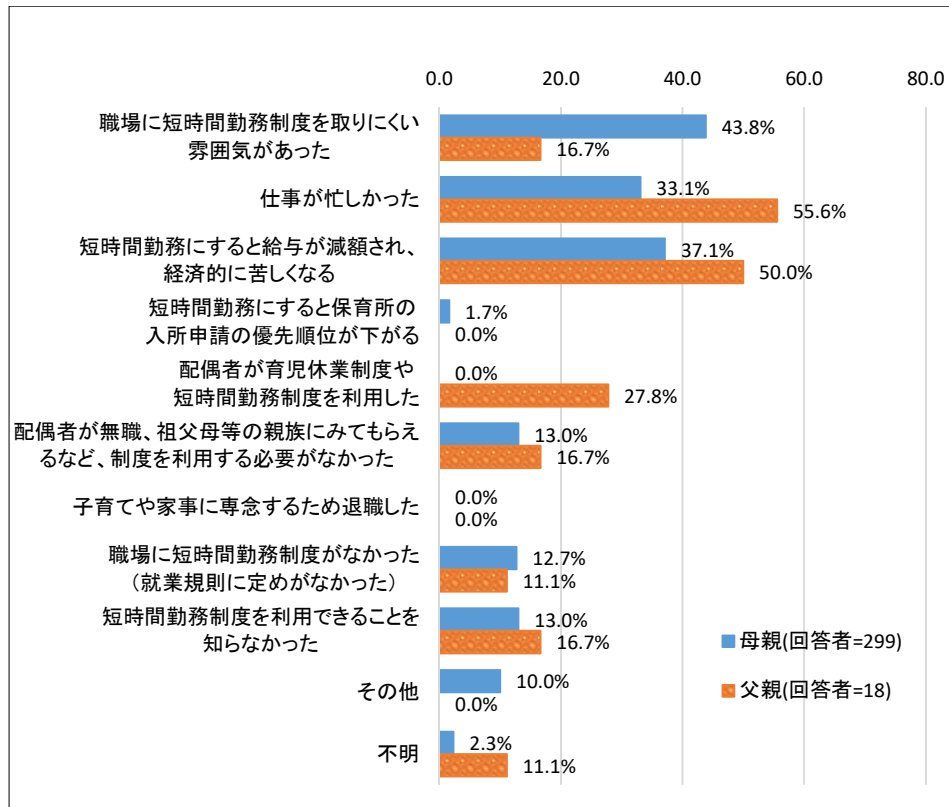
(7) (3) で「育児休業取得後、職場に復帰した」方の、短時間勤務制度の利用の有無 (母親・父親)

(3) で「育児休業取得後、職場に復帰した」と答えた方の短時間勤務制度の利用の有無については、母親では「短時間勤務制度を利用しなかった」(64.0%) の割合が6割超で最も高く、「短時間勤務制度を利用した」(33.8%) は3割台となりました。父親では、「短時間勤務制度を利用しなかった」(90.0%) の割合が9割と極めて高い割合となり、「短時間勤務制度を利用した」と答えた方は皆無でした。



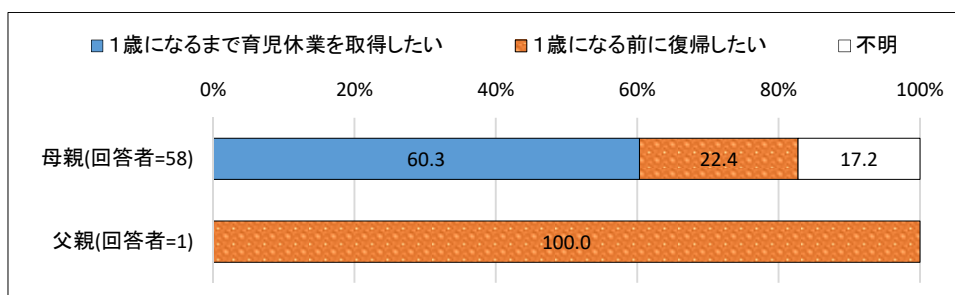
(8) (7)で「利用しなかった」方の、短時間勤務制度を利用しなかった理由(母親・父親)

(7)で「短時間勤務制度を利用しなかった」と答えた方の利用しなかった理由については、母親では「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」(43.8%)の割合が4割台で最も高く、これに「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」(37.1%)と「仕事が忙しかった」(33.1%)がともに3割台で続きました。父親では、「仕事が忙しかった」(55.6%)の割合が最も高く、これに「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」(50.0%)が続き、この二項目がともに5割台となりました。



(9) (3)で「現在も育児休業中である」方について、子どもが1歳になったときに必ず預けられる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したいか(母親・父親)

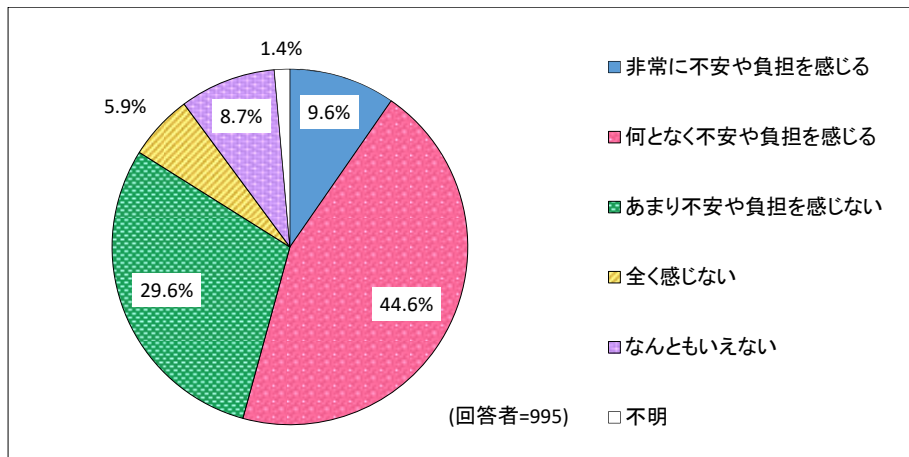
(3)で「現在も育児休業中である」と答えた方が、子どもが1歳になったときに必ず預けられる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したいかについては、母親では「1歳になるまで育児休業を取得したい」(60.3%)の割合が6割超となりました。



【子育て全般について】

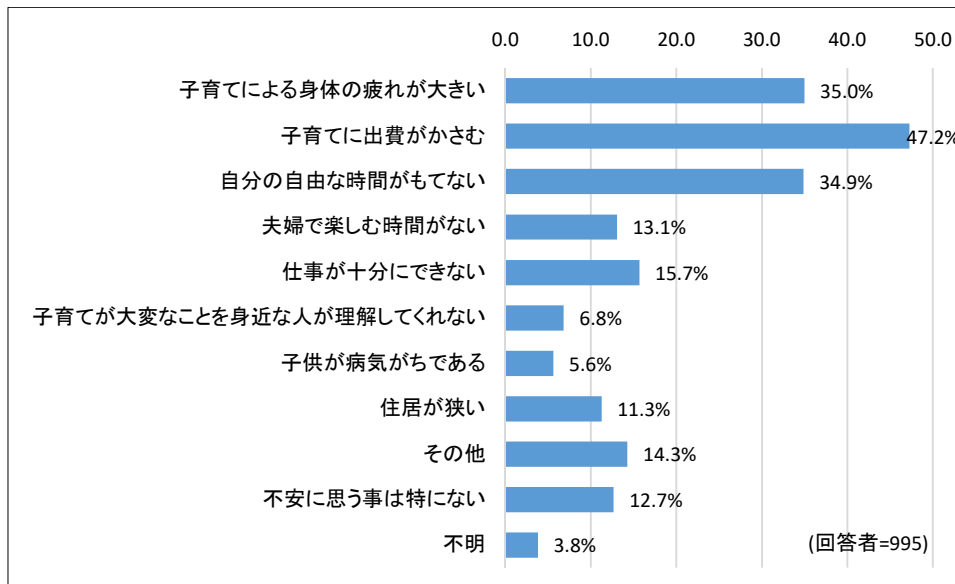
(1) 子育てに関して不安や負担などを感じているか

子育てに関して不安や負担などを感じているかについては、「なんとなく不安や負担を感じる」(44.6%)の割合が最も高く、これに「非常に不安や負担を感じる」(9.6%)を合わせた『不安や負担を感じる』(54.2%)が半数超となりました。



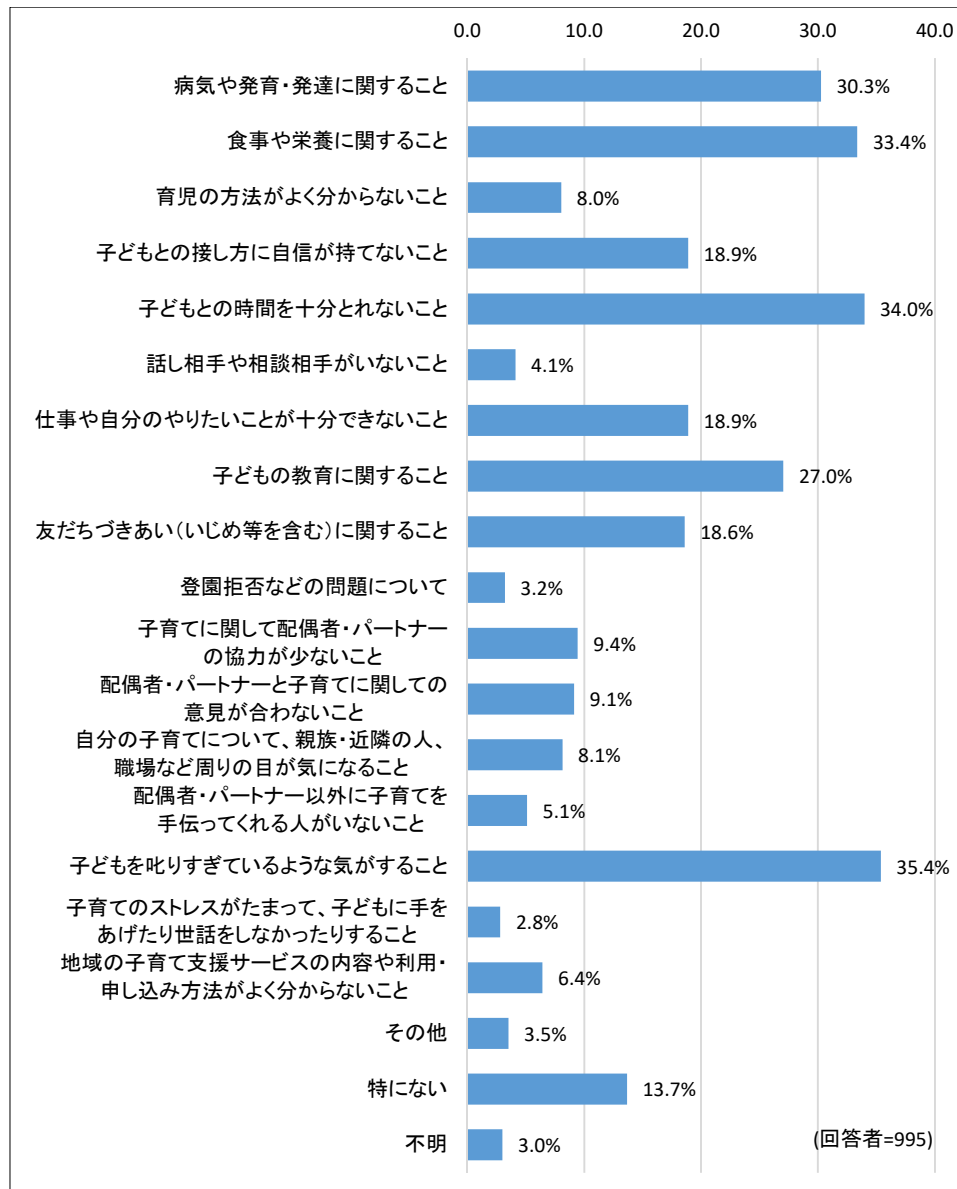
(2) どんなことに不安や負担を感じているか

どんなことに不安や負担を感じているかについては、「子育てに出費がかさむ」(47.2%)の割合が5割近くで最も高く、これに「子育てによる身体の疲れが大きい」(35.0%)、「自分の自由な時間がない」(34.9%)が3割台で続きました。



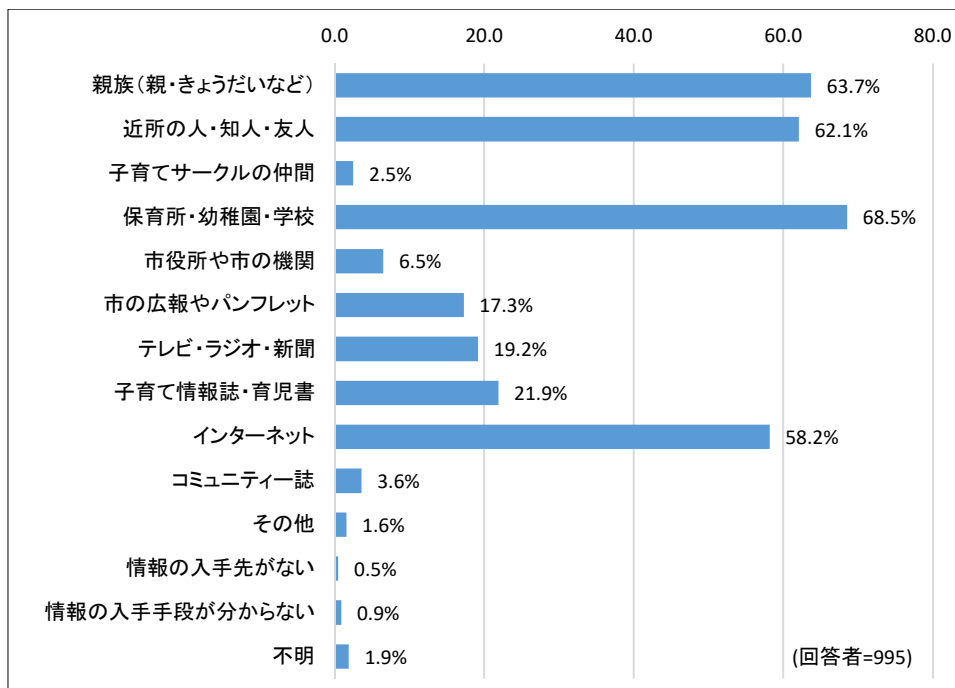
(3) 子育てに関して日常悩んでいることや気になること

子育てに関して日常悩んでいることや気になることについては、「子どもを叱りすぎているような気がする」と(35.4%)の割合が最も高く、これに「子どもとの時間を十分とれないこと」(34.0%)、「食事や栄養に関すること」(33.4%)、「病気や発育・発達に関すること」(30.3%)が続き、これら四項目が3割超となっています。



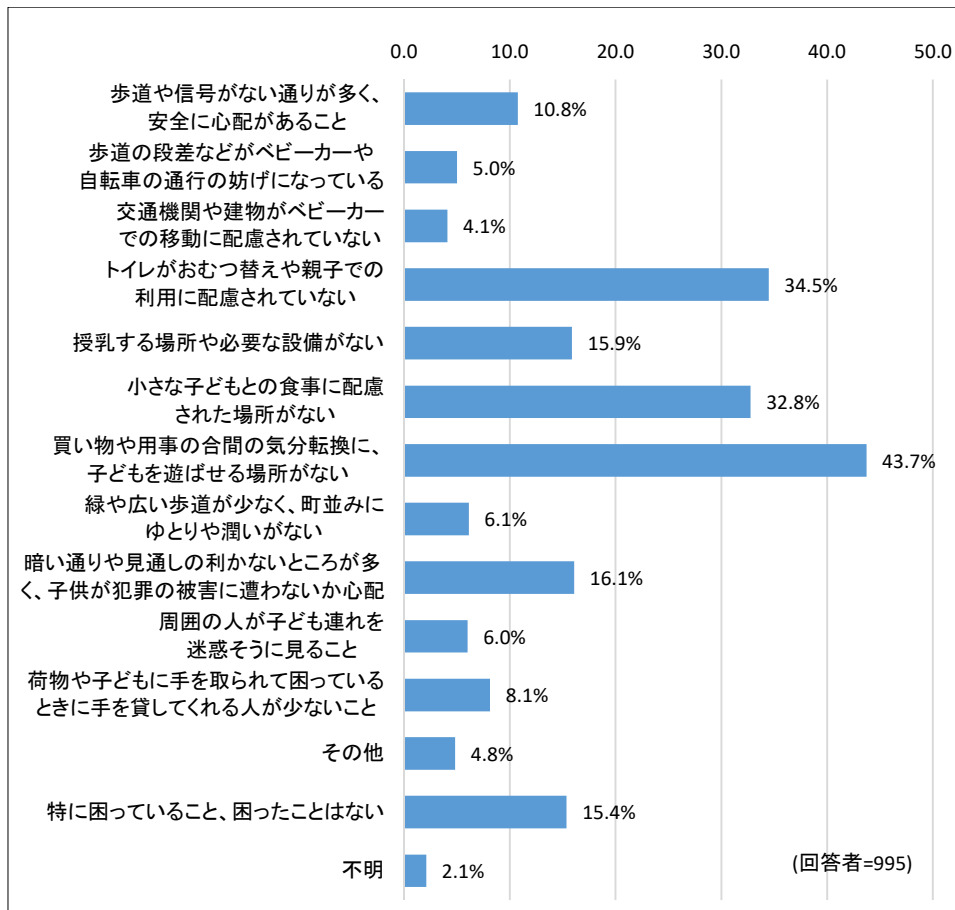
(4) 子育てに関する情報をどこ(だれ)から入手しているか

子育てに関する情報をどこ(だれ)から入手しているかについては、「保育所・幼稚園・学校」(68.5%)が最も高く、これに「親族」(63.7%)、「近所の人・知人・友人」(62.1%)が続き、これら三項目が6割超となりました。



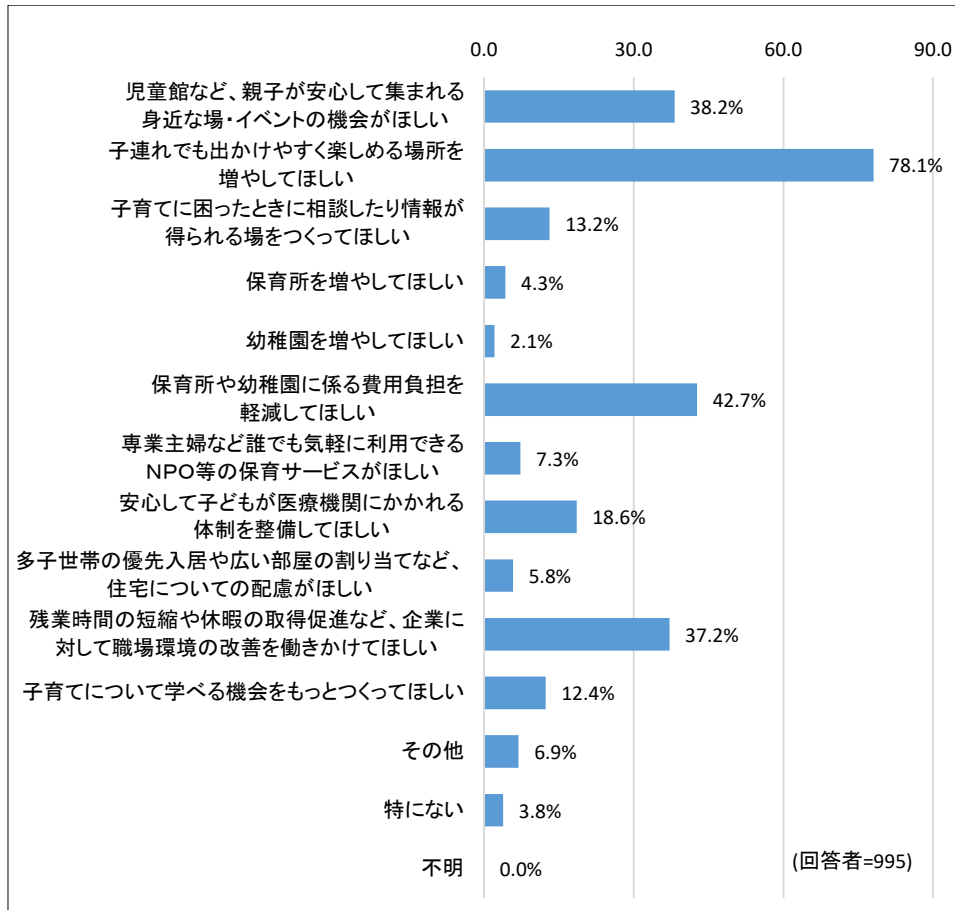
(5) 子どもとの外出の際に困ることや困ったこと

子どもとの外出の際に困ることや困ったことについては、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(43.7%)の割合が4割超で最も高く、これに「トイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」(34.5%)、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」(32.8%)がともに3割台で続きました。



(6) 市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと思うか

市に対してどのような子育て支援の充実を図って欲しいと思うかについては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」(78.1%)が8割近くと突出して高い割合となり、以下は「保育所や幼稚園に係る費用負担を軽減してほしい」(42.7%)、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場・イベントの機会がほしい」(38.2%)などの順となりました。





3. 第一期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第一期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業

| | | | | | | | |
|------------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 平成 27年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数 | | 235 | 106 | 1,301 | 735 | 203 |
| | 確保 方策 | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育園 | | |
| | | | 415 | | 1,328 | 752 | 330 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| 実績値 | | 415 | | 1,328 | 752 | 330 | |
| 平成 28年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数 | | 222 | 101 | 1,192 | 722 | 198 |
| | 確保 方策 | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育園 | | |
| | | | 415 | | 1,328 | 752 | 330 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| 実績値 | | 397 | | 1,281 | 777 | 325 | |
| 平成 29年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 215 | 98 | 1,160 | 696 | 192 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育園 | | |
| | | | 415 | | 1,328 | 752 | 330 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| 実績値 | | 370 | | 1,212 | 724 | 297 | |
| 平成 30年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 209 | 96 | 1,137 | 670 | 184 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育園 | | |
| | | | 415 | | 1,328 | 752 | 330 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| 実績値 | | 329 | | 1,205 | 721 | 297 | |
| 令和 元年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 202 | 94 | 1,115 | 645 | 176 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育園 | | |
| | | | 415 | | 1,328 | 752 | 330 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| 実績値 | | 314 | | 1,162 | 698 | 293 | |

※就学前児童の減少により実績値も減少しています。全ての年度において、量の見込み（必要利用定員総数）を上回る実績値となっています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

◆一時預かり事業

(単位：延べ人数)

| | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 幼稚園型 | 1号 | 2,346 | 2,217 | 2,136 | 2,082 | 2,009 |
| | | 2号 | 27,602 | 26,762 | 27,043 | 26,554 | 26,876 |
| | | 計 | 29,948 | 28,979 | 29,179 | 28,636 | 28,885 |
| 確保方策 | | | 34,450 | 34,450 | 34,450 | 34,450 | 34,450 |
| | | | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 |
| 実績値 | | | 26,266 | 29,806 | 29,565 | 29,942 | 22,846 |
| | | | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 |
| 量の見込み | 一般型 | | 1,650 | 1,605 | 1,527 | 1,501 | 1,454 |
| 確保方策 | | | 1,745 | 1,745 | 1,745 | 1,745 | 1,745 |
| | | | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 |
| 実績値 | | | 1,518 | 1,195 | 1,230 | 723 | 676 |
| | | | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 |

※幼稚園型については、就学前児童及び就園率にかかわらず利用があり、平成29年度・平成30年度では、量の見込みを上回る実績値となっています。一般型の利用については減少傾向にあり、平成30年度・令和元年度では量の見込みを大きく下回る実績値となっています。

◆時間外保育事業

(単位：実人数)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | | 503 | 475 | 464 | 451 | 447 |
| 確保方策 | | 503 | 475 | 464 | 451 | 447 |
| | | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 |
| 実績値 | | 113 | 105 | 98 | 98 | 97 |
| | | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 | 24か所 |

※量の見込みを大きく下回る実績となり、100人程度の利用で推移しています。

◆病児・病後児保育事業

(単位：延べ人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 1,670 | 1,1579 | 1,541 | 1,510 | 1,488 |
| 確保方策 | 1,670 | 1,1579 | 1,541 | 1,510 | 1,488 |
| | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 |
| 実績値 | 32 | 22 | 35 | 2 | 34 |
| | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 2か所 | 2か所 |

※病気の回復期の子どもを対象とした病後児保育を本荘・矢島・岩城・鳥海地域で、実施しておりましたが、平成30年度に本荘・岩城地域の施設が廃止されました。利用者数の減少にも影響したのと思われます。平成31年度からは基幹的施設として本荘・矢島地域で運営を開始しています。また、ニーズはあったものの実際は、両親が仕事を休む、祖父母等にみてもらうなどの対応をした方が多くみられました。

◆ファミリー・サポート・センター事業

(単位：延べ人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 383 | 385 | 361 | 351 | 296 |
| 確保方策 | 383 | 385 | 361 | 351 | 296 |
| 実績値 | 296 | 298 | 80 | 93 | 100 |

※平成29年度の利用者延べ人数が大きく減少しています。これは、前年度まで多く利用していたお子さんが保育園入園等により利用しなくなったことによるものです。

◆放課後児童健全育成事業

(単位：実人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 751 | 752 | 731 | 700 | 660 |
| 確保方策 | 751 | 752 | 731 | 700 | 660 |
| | 20か所 | 20か所 | 20か所 | 20か所 | 20か所 |
| 実績値 | 966 | 1,057 | 1,035 | 1,029 | 1,013 |
| | 20か所 | 19か所 | 19か所 | 19か所 | 17か所 |

※平成31年度に川内・直根・笹子学童クラブが統合し鳥海学童となったことにより、実施箇所が減少しました。1,000人前後の利用者がありました。

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(単位：延べ人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 4,212 | 4,128 | 3,984 | 3,852 | 3,732 |
| 確保方策 | 4,212 | 4,128 | 3,984 | 3,852 | 3,732 |
| 実績値 | 3,625 | 3,705 | 4,469 | 4,835 | 4,235 |

※平成29年度以降、量の見込みを上回る実績がみられます。

◆乳児家庭全戸訪問事業

(単位：実人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 481 | 466 | 448 | 432 | 416 |
| 確保方策 | 481 | 466 | 448 | 432 | 416 |
| 実績値 | 461 | 443 | 400 | 402 | 400 |

※平成27年度当初から量の見込みを下回る実績がみられます。

◆養育支援訪問事業

(単位：実人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 |
| 確保方策 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 |
| 実績値 | 4 | 7 | 13 | 10 | 10 |

※見込みでは減少するものと思われていましたが、実績からは増加傾向がみられます。

◆妊婦健康診査

(単位：延べ回数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 5,842 | 5,664 | 5,450 | 5,247 | 5,067 |
| 確保方策 | 5,842 | 5,664 | 5,450 | 5,247 | 5,067 |
| 実績値 | 6,511 | 5,869 | 6,065 | 5,861 | 5,627 |

※平成27年度当初から量の見込みを上回る実績がみられます。

4. 本市を取り巻く課題

市民へのアンケート調査において、子ども子育て支援の充実のために特に必要なことに、子育てにかかる経済的負担の軽減や仕事と家庭の両立によって安心して妊娠・出産・子育てのできる環境の整備を望む声が多く聞かれました。

子育てには教育費のみならず、子どもの成長過程において様々な出費があり、多くに経済的な負担が生じます。本市の合計特殊出生率の上昇を図るためにも、子育て環境の整備と並行して、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

また、健全な親子・家庭関係を築けるようにするために、従来から母子保健と子育て支援の両面から、多様な支援の充実に努めてまいりましたが、利用者側からみれば支援の一貫性に欠いているという課題があります。

そこで、妊娠初期から子育て期におけるそれぞれの段階に応じた対応やサービスの情報、助言が子育て家庭に伝わり理解されるよう、関係機関との連携を更に充実させ包括的に取り組みます。

みんなが、子育てしやすい国へ。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。」

これは、子ども・子育て支援法に示された基本理念です。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化は、子育てに対する負担や不安を招き、また子どもの健全な育成に大きな影響を与えます。子育ての支援が保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育ての権利を受入れその責任を果たすことが可能となるよう、地域社会全体で子どもと向き合える環境を整える必要があります。

本計画では、これまでに推進してきた「地域で支え、次世代を育む子育ての喜びあふれる社会づくり」の基本理念を継承し、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもの健やかな育ちの実現と子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

《基本理念》

地域で支え、次世代を育む
子育ての喜びあふれる^{まち}社会づくり

2. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために以下の6つの基本目標を施策の柱とし、子ども・子育て支援を進めます。

基本目標1 「保護者の主体的な子育て」への支援

保護者が身近な地域で、主体的に、安心してゆとりある子育てができるように、各種の子育て支援サービスの充実を推進します。

基本目標2 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実

乳幼児期における教育・保育を充実させるとともに、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の連携による円滑な就学支援に向け取り組むほか、家庭と地域、学校などの関係機関の連携により、次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を身につけるための教育を推進します。

基本目標3 子どもと子育てにやさしい環境づくり

子どもと保護者が、ともに安全に安心して外出できる環境を整備し、また、子どもの安全な生活環境の確保に努めます。

基本目標4 安心して産み育てられる環境づくり

母親が、次の世代を健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を実施し、安心して子育てできる取り組みを行います。

基本目標5 多様性に配慮したきめ細やかな取り組み

すべての子どもの人としての権利と自由を守るため、障がい児施策の充実や、児童虐待防止に努めます。また、生計の維持と子育てを単身で担うひとり親家庭の負担を軽減し、自立支援を推進します。

基本目標6 仕事と子育ての調和の実現

男女がともに子育てをしながら働きやすい環境をつくるために、市民と企業、行政が連携して調和の実現に向けた啓発を推進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応する保育サービスの充実を図ります。

3. 施策の体系

計画の策定にあたり、6つの基本目標ごとに次のとおりに施策を展開してまいります。

| 由利本荘市子ども・子育て支援事業計画 | |
|------------------------|--|
| 基本目標 | 施策の展開 |
| 1. 「保護者の主体的な子育て」への支援 | (1) 地域における子育て支援の充実 (2) 子育て相談支援と情報提供の充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 経済的な支援の充実 |
| 2. 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実 | (1) 幼児期の教育・保育の提供 (2) 家庭、地域の教育力向上と学校との連携 |
| 3. 子どもと子育てにやさしい環境づくり | (1) 子育て環境の整備 (2) 子どもの安全の確保 |
| 4. 安心して産み育てられる環境づくり | (1) 妊娠、出産、育児の切れ目のない支援 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児救急医療体制の充実 |
| 5. 多様性に配慮したきめ細やかな取り組み | (1) 虐待防止、要保護児童等対策 (2) 障がいのある子どもと家庭への支援 (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進 |
| 6. 仕事と子育ての調和の実現 | (1) 仕事と生活の調和の推進 (2) 産休、育休後における教育・保育の提供の確保 |

「由利本荘市地域福祉計画」
「由利本荘市障がい者福祉計画」
「健康由利本荘21計画」
「由利本荘市男女共同参画計画」
「由利本荘市交通安全計画」
「由利本荘市の教育の基本方針」



これら関連計画等との
 整合を図りながら実施



第4章 施策の展開

中間見直し計画策定に伴い、計画見直しを図った施策の目標値（R6）と、所管課の名称等を令和5年4月時点に修正した。

中間
見直し
計画
反映

基本目標1 「保護者の主体的な子育て」への支援

核家族化の進行と地域の人間関係の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民の間で伝えられにくくなっています。その結果、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例がみられます。

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てに合ったサービスを上手く活用することが必要です。

子どもの健全な育成のため、利用者のニーズを踏まえたサービスの充実、情報提供、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

(1) 地域における子育て支援の充実

基本施策

- 主体的に子育てに取り組む全ての家庭が過度な負担を抱えることないように、子育て支援に関わる地域の様々な資源の活用を図りながら、子ども・子育て支援法に位置づけられた「地域子ども・子育て支援事業」のメニューにある事業を中心としたサービス提供の充実を図ります。
- 子育てについての相談や情報提供を行い、保護者の不安の軽減を図るなどの支援の充実を図ります。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---------------|--------|--|------|--------------|-------------|-----|
| ① 地域子育て支援拠点事業 | こども未来課 | 市内各地域において、育児不安等の相談や育児サークルの育成など、総合的な子育て支援事業を行います。 | 実施箇所 | 全地域での実施 | 全地域での実施 | 継続 |

修正

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|----------------------|--------|---|--------------------------------|--------------------------|---------------------------|-----|
| ② ファミリー・サポート・センター事業 | こども未来課 | 子育てを手伝いたい人(協力会員)と子育ての手助けが欲しい人(利用会員)、両方したい・できる人(両方会員)が会員同士で子育てを支援する相互互助活動の支援を行います。 | 施設数 協力会員数 利用会員数 両方会員数 | 1カ所 79人 215人 6人 | 1カ所 85人 225人 10人 | 継続 |
| ③ 一時預かり事業(一般型) | こども未来課 | 日頃、教育・保育事業を利用していない家庭で、保護者の都合で一時的に家庭での保育ができないとき、保育所でお預かりします。 | 実施箇所数 | 保育所24 こども園4 | 保育所19 こども園5 | 継続 |
| ④ 一時預かり事業(幼稚園型) | こども未来課 | 標準教育時間が終了後、保護者の都合で一時的に家庭での保育ができないとき、幼稚園でお預かりします。 | 実施箇所数 | こども園4 | こども園5 | 継続 |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) | こども未来課 | ・保護者が労働などにより昼間家庭に居ない小学生を対象として、遊びと生活の場を与え、児童の健全育成の向上を図ります。 ・「放課後子ども総合プラン」に基づく総合的な放課後対策について、運営委員会等で協議しながら、可能な箇所については、放課後子ども教室との一体型の事業を実施します。 | 実施箇所数 | 17カ所 | 15カ所 | 継続 |
| | | | 一体型実施箇所数 | 6カ所 | 6カ所 | 継続 |
| ⑥ 病後児保育事業 | こども未来課 | 病気の回復期などで集団保育が困難な保育所入所中の児童や、小学生を対象として一時的に預かることで、健康を守りながら保護者の就労との両立を支援します。 | 実施箇所数 | 2カ所 | 2カ所 | 継続 |

中間
見直し
計画
反映

修正

(2) 子育て相談支援と情報提供の充実

基本施策

- 子育てや家庭に関する不安の解消に向けて、各種相談機能の充実に努めます。
- 各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、専用サイトの作成など子育てに関する情報提供を行います。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|------------------|--------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| ① 子育て情報専門サイト運営事業 | こども未来課 | 子育て情報について、専門のホームページにて、子育て中の世帯に対し常に新しい情報の発信と双方向型コミュニケーションの実施に努めます。 | 未就学児保護者ユーザー登録割合 | 10% | 30% | 継続 |
| ② 民生委員・児童委員活動の推進 | 福祉支援課 | 地域における身近な相談者として、地域福祉の充実に努めるとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います。 | 活動支援地域 | 市全域 (定員286人) | 市全域 (定員286人) | 継続 |
| ③ 家庭相談室運営事業 | こども未来課 | 専門の相談員を配置し、家庭における人間関係や児童の養育などの様々な悩みに対して、助言指導を行います。 | 相談員数 | 2人 | 2人 | 継続 |

修正

(3) 子育て支援ネットワークづくり

基本施策

- 全ての家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスを適切に提供する体制づくりを推進し、子育てに対する負担感や不安感の軽減を図ります。
- 地域における子育て支援サービス、行政、サークルなどのネットワーク化を図ります。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---------------------|-----------------------|---|---------|--------------|-------------|-----|
| ① 子育て支援サークルのネットワーク化 | こども未来課 | 各サークル間の交流を促進し、子育て支援に関する情報共有を図ります。 | 交流の推進 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ② 子育て支援拠点のネットワーク化 | こども未来課 | 各地域の子育て支援拠点や児童館などをネットワーク化し、ニーズの収集・分析を図ります。 | 情報共有の推進 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ③ 子育て相談窓口の連携強化 | 学校教育課、健康づくり課、こども未来課など | 市が受け付けた各種の相談について、関係部署との連携が必要と判断したケースは、プライバシーに配慮しながら適切に対応してまいります。 | 充実を図る | 実施 | 実施 | 継続 |
| ④ 子育て支援ネットワークの構築 | 学校教育課、健康づくり課、こども未来課など | 子育て支援拠点、児童館などの各相談窓口や乳幼児発達相談などの各相談事業を通じて、障がいなどの理由により、特別な支援が必要とされた家庭については、 就学前幼児発達支援事業 、幼児通級指導教室などが連携して、情報共有を図りながら、きめ細やかな対応を実施します。 | 体制の確保 | 実施 | 実施 | 継続 |

修正

(4) 経済的な支援の充実

基本施策

○経済的負担が、子育てに関する不安や悩みの上位にあげられていることから、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を実施します。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|------------------------|--------|--|----------------|---------------------------------------|-------------|-----|
| ① 認定こども園、幼稚園、保育所の利用料軽減 | こども未来課 | 3歳以上児の保育料を無料とします。また、給食の副食費を、月額4500円を上限に助成します。 3歳未満児の保育料を国基準の6割程度に軽減し、所得に応じて更に助成します。 | すこやか助成制度に基づき実施 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ② 福祉医療費拡大事業（医療費無料化） | 市民課 | 県の乳幼児福祉医療費支給事業の所得制限により非該当となる0歳児～中学3年生の医療費と、同事業に該当する1歳児～中学3年生の一部負担金を全額助成し、更に対象者を高校生世代まで拡大し、一部負担金を全額助成します。 | 市の支給要綱に基づき実施 | 73,746,976円 | 実施 | 継続 |
| ③ 特定不妊治療費助成事業 | 健康づくり課 | 県の特定不妊治療費助成事業に上乗せして助成し、不妊に悩む夫婦を支援します | 事業推進を図る | 実施 | 実施 | 継続 |
| ④ 奨学資金貸付事業 | 学校教育課 | 高校生および大学生等への奨学金を貸与し、修学への支援を図ります。（対象：高校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学） また、給付型奨学金の創設など、制度の充実が図られてきている国、県制度の周知を図ります。 | 実施件数 | 高校 11件 専修学校 16件 短大 5件 大学 51件 | 実施 | 継続 |

修正

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|------------|--------|--|--------------------|--------------|--------------|-----|
| ⑤ 児童手当支給事業 | こども未来課 | 児童手当法に基づき、児童手当を支給します。 | 支給実人数 | 4,400人 | 実施 | 継続 |
| ⑥ 子育て支援金事業 | こども未来課 | 次代を担う新生児の誕生を祝うとともに子育て支援を推進するため、一時金を支給します。 (第2子10万円、第3子以降20万円) | 実施件数 第2子 第3子 | 127件 69件 | 200件 100件 | 継続 |

修正

基本目標 2 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実

少子化や核家族化の進行のより家庭及び地域を取り巻く環境が変化しているなか、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会をつくることが望まれます。

共働き世帯の増加などから、幼児教育の重要性、教育・保育施設の必要性は、ますます高まってきています。

子育てしやすい、働きやすい社会の実現と幼児期の教育や保育の質の向上を目指し、利用者のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実と、家庭・学校・地域の連携による教育の活性化を図ります。

(1) 幼児期の教育・保育の提供

基本施策

- 乳幼児期の各年齢期における発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達の保障を目指します。
- 小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期であるとともに、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期であることから、学校教育とともにレクリエーションを含む様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供するとともに、放課後等における子どもの健全育成を推進します。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|--------------------------------|--------|---|------|--------------|-------------|-----|
| ① 認定こども園、幼稚園での幼児教育（1号認定子ども） | こども未来課 | 満3歳以上のお子さんで入園希望がある場合、認定こども園または幼稚園で幼児教育を提供します。 | 利用定員 | 314人 | 237人 | 継続 |
| ② 認定こども園、保育所での通常保育（2号・3号認定子ども） | こども未来課 | 仕事や病気などでお子さんを家庭で保育できない場合、認定こども園または認可保育所にて保育を行います。 | 利用定員 | 2,153人 | 2,133人 | 継続 |

修正

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---------------------------------|--------------|---|-------|----------------|----------------|-----|
| ③ 時間外保育事業（延長保育事業） | こども未来課 | 保護者の就労形態及び勤務時間等により長時間の保育を必要とする場合に、保育利用時間を超えて利用することができます。 | 実施箇所 | 28カ所 | 24カ所 | 継続 |
| ④ 休日保育事業 | こども未来課 | 急な仕事や変則勤務のため、休日（日・祝）に家庭での保育ができない場合に利用することができます。 | 実施箇所数 | 3カ所 | 3カ所 | 継続 |
| ⑤ 障がい児保育事業 | こども未来課 | 障がい児の受け入れを行い、保育実施のために保育士を配置し、仕事と子育てを両立させたいという保護者のニーズに対応します。 | 実施箇所数 | 28カ所 | 24カ所 | 継続 |
| ⑥ 教育・保育施設の整備 | こども未来課 | 「教育・保育の提供区域と提供体制の確保内容」を基本に、各施設の整備（改築・修繕など）について計画的に対応します。 | 施設数 | 保育園24 こども園4 | 保育園19 こども園5 | 継続 |
| ⑦ 幼保小連携事業 | こども未来課、学校教育課 | 小学校入学を控えた5歳児と小学校との連携の取り組みを推進します。 | 対象区域 | 全小学校区 | 全小学校区 | 継続 |
| ⑧ 子どもの読書活動推進会議「読み聞かせボランティア派遣」事業 | 生涯学習課、中央図書館 | 子どもの読書活動推進のため市内の小・中学校、幼稚園、保育園その他の各施設に読み聞かせボランティアを派遣します。 | 派遣回数 | 17回 | 20回 | 継続 |

中間
見直し
計画
反映

修正

(2) 家庭、地域の教育力向上と学校との連携

基本施策

○家庭や地域の教育力の低下の背景に、近年の核家族化や地域交流の希薄化があります。このため、子どもは地域社会全体で育てる観点からも、学校と地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に推進します。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|--------------------|-------------------------|--|------------------|--------------|-------------|-----|
| ① 由利本荘市まちづくり宅配講座事業 | 生涯学習課、 こども未来課 など | 子育てに関する情報などの各種講座を、市で行っている宅配講座により実施します。 | 対象地域 | 市全域 | 市全域 | 継続 |
| ② 家庭教育学級事業 | 生涯学習課 | 各地域公民館などで、家庭教育学級などを実施します。 | 対象区域 | 全地域 | 全地域 | 継続 |
| ③ 母親クラブ助成事業 | こども未来課 | 親子および世代間交流・文化活動、児童の事故防止活動、児童養育に関する研修活動、その他児童福祉の向上に寄与する活動をしている子育てサークルに対して、活動経費の一部を助成します。 | 助成件数 | 3件 | 3件 | 継続 |
| ④ 生涯学習ボランティアバンク事業 | 生涯学習課 | 地域全体で支援するために、ボランティアの活用を促進します。 | 登録団体数 | 23団体 | 25団体 | 継続 |
| ⑤ 放課後子ども教室事業 | 生涯学習課 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参加を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流などの取り組みを行います。 ・「放課後子ども総合プラン」に基づく総合的な放課後対策について、運営委員会等で協議しながら、可能な箇所については、放課後児童健全育成事業との一体型の事業を実施します。 | 対象校 区 | 全小学校区 | 全小学校区 | 継続 |
| | | | 一体型 実施箇 所数 | 6カ所 | 5カ所 | 継続 |

修正

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|----------------------|----------------|--|---------|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| ⑥ 学校支援地域本部事業 | 生涯学習課 | 地域の人材を活用して、様々な活動をとおして、学校活動などを支援します。 | 対象区域 | 全中学校区 | 全中学校区 | 継続 |
| ⑦ 体験学習支援事業 | 学校教育課、文化・スポーツ課 | 子どもたちの様々な体験学習について、地域の協力を受けながら実施します。 | 対象校 | 全小・中学校 | 全小・中学校 | 継続 |
| ⑧ スポーツ活動推進および指導者養成事業 | 文化・スポーツ課 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団や運動部活動の加入を推進します。 ・県のスポーツ少年団本部と連携して、認定員養成講座を実施し、指導者の養成を図ります。 | 加入人数 | ・68団 指導者897人 団員1,293人 | ・70団 指導者771人 団員1,102人 | 継続 |
| | | | 指導者受講者数 | ・151人 | ・100人 | 継続 |
| ⑨ 学校開放事業 | 学校教育課 | 「みんなの登校日」など学校開放を実施し、地域との交流を図ります。 | 実施校 | 全小・中学校 | 全小・中学校 | 継続 |

修正

基本目標 3 子どもと子育てにやさしい環境づくり

子どもを安心して産み育てるためには、小さい子どもを連れていても、気軽に外出できる環境の整備が重要です。

乳児など小さい子どもを連れた保護者が安心して出かけられるために、おむつ交換台・授乳スペース・ベビーキープを備えた「こどものえき」の増設や、子どもの遊び場、保護者の交流の場となる施設の整備を進めます。

また、子どもが巻き込まれる事故や犯罪が多発していることから、子どもを犯罪から守るために学校・家庭・地域・関係機関が協力し、事件や事故の未然防止と事件に巻き込まれないための啓発活動に努めます。

(1) 子育て環境の整備

基本施策

- 子ども連れや障がいのある方にとっても、安全な環境の整備を推進します。
- 妊娠している方やベビーカーを利用する方、小さい子どもが、安心して外出できる環境の整備を推進します。
- 子ども連れでも安心して楽しめる場所や遊び場の整備に努めます。
- 遊具の保守、点検、補修を実施するとともに、老朽化した遊具の整備等を推進します。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|-------------------|-------------|--|---------|--------------|-------------|-----|
| ① バリアフリー社会の形成事業 | 建設管理課 | 「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守し、道路整備を推進します。 | 事業推進を図る | 実施 | 実施 | 継続 |
| | 都市計画課 | | | 該当事業無し | 実施 | 継続 |
| ② ユニバーサルデザイン化推進事業 | 建設管理課、都市計画課 | 子ども連れやベビーカーでも利用しやすいような公共建築物の建設に努めます。 | 事業推進を図る | 実施 | 実施 | 継続 |

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|--------------|----------------------|--|----------------|--------------|-------------|-----|
| ③ こどものえき設置事業 | こども未来課 | 公共・民間施設を問わず、「おむつ交換台」、「ベビーキープ」、「授乳スペース」を備えた「こどものえき」施設の増加を推進します。 | 認定箇所数 | 12カ所 | 15カ所 | 継続 |
| ④ こどもプラザ運営事業 | こども未来課 | 子育て支援機能のさらなる強化に向けた、市の中核となる児童館機能を備えた複合施設としての運営に取り組みます。 | 利用者数 | — | 10,000人 | 新規 |
| ⑤ 市内遊具整備事業 | 都市計画課、こども未来課、教育総務課など | 市内各箇所の遊具について、点検・修繕などの整備を行い、児童が安全に楽しめるための支援を行います。 | 児童遊園内遊具使用可能整備率 | 95% | 100% | 継続 |

(2) 子どもの安全の確保

基本施策

- 性、暴力等の有害情報について、関係機関、団体、ボランティア等の地域住民との連携協力による関係業界への自主的な働きかけをします。
- 子どもが安全に暮らせるように、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|-------------------|-------|---|---------|--------------|-------------|-----|
| ① 標語コンクールや講演会実施事業 | 生涯学習課 | 青少年育成由利本荘市民会議と連携し、「秋田県青少年健全育成と環境浄化に関する条例」の趣旨に則した、講演会などの啓発事業を行います。 | 事業推進を図る | 実施 | 実施 | 継続 |

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---|------------------|--|----------------|---------------|----------------|-----|
| ② 関係機関、団体との連携による交通事故防止対策の推進 | 生活環境課 | 交通安全対策協議会、学校、警察、交通安全協会、交通指導員、交通安全母の会、地域などが連携し、交通安全の確保を目指します。 | 交通安全指導ほか | 実施 | 実施 | 継続 |
| | | 交通安全対策会議を設置し、交通安全計画及び交通安全実施計画を策定して、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。 | 交通安全計画策定 | 平成28年度(5カ年計画) | 令和3年度(5カ年計画)策定 | 継続 |
| ③ 交通安全意識の高揚と市民運動の展開 | 生活環境課 | 児童生徒、一般市民が一堂に会した由利本荘市交通安全市民大会を開催し、児童生徒の体験発表などを通じて交通安全の大切さと、交通事故に対する認識を深めます。 | 交通安全市民大会開催回数 | 年1回開催 | 年1回開催 | 継続 |
| | | 小学生と高齢者による交通安全メッセージコンクールをとおして、地域ぐるみの交通安全運動の盛り上がりを図ります。 | メッセージコンクール開催回数 | 年1回開催 | 年1回開催 | 継続 |
| ④ 関係機関、団体との連携による青少年健全育成活動及び防犯活動の実施、中学校少年非行防止・防火弁論大会 | 生涯学習課、生活環境課、消防本部 | 青少年育成由利本荘市民会議を中心に、学校、警察、防犯指導員、防犯協会、少年保護育成委員会、由利本荘にかほ地域生徒指導研究推進協議会、地域などが連携し、犯罪の無い、明るく住みよい地域づくりと青少年の健全な育成を目指します。 | 市民会議開催回数 | 年2回開催 | 年2回開催 | 継続 |
| | | | 防犯巡回活動ほか | 実施 | 実施 | 継続 |
| | | | 防犯・防火弁論大会 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ⑤ インターネット利用等に関する指導事業 | 学校教育課 | インターネットや携帯電話の利用について、安全やマナー、モラルなど適切な使用について指導するとともに、保護者と連携しながら、利用制限機能など適切な使用を目指します。 | 指導実施校 | 全小・中学校 | 全小・中学校 | 継続 |

基本目標 4 安心して生み育てられる環境づくり

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化などの影響により、子育てに不安や負担を感じている親が約半数を締めています。

母親と子どもの心と体を守るために健診・相談・指導体制をこれまで以上に充実させ、妊娠・出産・育児不安の解消に努めます。

また、利用者のニーズを踏まえた小児医療体制の充実を図ります。

(1) 妊娠、出産、育児の切れ目のない支援

基本施策

- 子育てに関する相談窓口など、育児不安の解消に向けた体制を整えます。
- 妊娠の届け出があった妊婦に対し、母子健康手帳交付および妊婦健康診査事業を実施し、適切な時期に専門医療機関の受診ができるよう促します。
- 不妊治療中の世帯に、その治療費について助成などの支援を行います。
- 乳幼児健康診査および予防接種事業などを実施し、子どもの健やかな成長および病気の予防や早期発見に努めます。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|-----------------------|---------------|---|------------|--------------|--------------------|-----|
| ① 子育て世代包括支援センター運営事業 | こども未来課、健康づくり課 | 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行います。妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。 | 事業推進を図る | — | 実施 | 新規 |
| ② 母子健康手帳交付および妊婦健康診査事業 | 健康づくり課 | 妊娠の届け出があった妊婦に対し、母子健康手帳および妊婦健康診査受診票を交付し、適切な時期に専門医療機関の受診ができるように支援を行います。 | 妊婦健康診査受診者数 | 400人 | 337人 (将来人口推計より) | 継続 |
| ③ 不妊治療に対する助成事業 | 健康づくり課 | 不妊治療(一般不妊・不育症)に対して、その医療費について助成を行います。 | 事業推進を図る | 実施 | 実施 | 継続 |

修正

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---------------------------|---------------|--|---------|---|----------------------------|-----|
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) | 健康づくり課、子ども未来課 | 乳児がいるすべての家庭に保健師や看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況並びに養育環境の把握および助言を行い、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境を確保します。 | 訪問児童数 | 400人 | 全戸実施 344人 (将来人口推計より) | 継続 |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | 健康づくり課、子ども未来課 | 児童の養育について自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、訪問支援を行います。 | 事業推進を図る | 実施 | 実施 | 継続 |
| ⑥ 乳幼児健康診査事業 | 健康づくり課 | 4カ月児・7カ月児・10カ月児・1歳6カ月児・3歳児健診・5歳児健康相談の充実に努め、乳幼児の健康管理と、病気や障がいの早期発見、早期対応を図ります。 | 受診率 | 4か月 100% 7か月 100% 10か月 100% 1.6歳 100% 3歳 100% | 100% | 継続 |
| ⑦ 予防接種事業 | 健康づくり課 | 各種予防接種を実施します。また、未接種者を減らすよう保護者に対し指導や啓発に努めます。 | 接種率 | 100% | 100% | 継続 |
| ⑧ 妊婦歯科健康診査事業 | 健康づくり課 | 妊娠中から歯科保健への関心を深め、子どもの虫歯予防につなげるため妊婦歯科健康診査を実施します。 | 受診率 | 56.0% | 受診率向上 | 継続 |
| ⑨ 子ども歯科健康診査事業 | 健康づくり課 | 1歳6カ月児・2歳児・3歳児歯科健康診査事業を実施し、虫歯の早期発見、早期治療に努めます。 | 受診率 | 1.6歳 100% 2歳 100% 3歳 100% | 100% | 継続 |
| ⑩ フッ素洗口事業 | 健康づくり課 | 保育園や幼稚園、小学校を対象に実施しているフッ素洗口事業の拡大に努めます。 | 実施施設数 | 32施設 | 施設数の拡大 | 継続 |
| ⑪ 健康教育事業 | 健康づくり課 | ・乳幼児期に対する生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識を広め健康に対する意識の高揚に努めます。 ・離乳食指導、歯みがき指導などを実施します。 | 実施回数 | 83回 | 実施 | 継続 |

中間
見直し
計画
反映

修正

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|--------------------------|--------|--|--------------------|----------------------|----------------------|-----|
| ⑫ 産後1か月健診(母)母乳育児相談費用助成事業 | 健康づくり課 | 産後の母が心身ともに健康で育児に取り組むことができるよう、費用を助成します。 | [産後]利用率 [母乳]認知度 | [産後]100% [母乳]100% | [産後]100% [母乳]100% | 継続 |

修正

(2) 食育の推進

基本施策

- 朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康が大きな問題になっています。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着および食を通じた豊かな人間性の形成と、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。
- 低出生体重児の増加等を踏まえた、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|--------------------|--------|--|--------|---------------|-------------|-----|
| ① マタニティ教室事業 | 健康づくり課 | 妊婦とその家族を対象に、沐浴・妊娠中の栄養等について指導するとともに妊婦同士の交流を図ります。 | 実施開催回数 | 4回 | 実施 | 継続 |
| ② 食生活改善推進協議会組織育成事業 | 健康づくり課 | 食生活改善推進協議会のボランティア団体と連携しながら、料理教室などを開催し、正しい食習慣を身につけられるよう、食育の充実を図ります。 | 教室開催回数 | 18回 (467人) | 実施 | 継続 |

修正

(3) 思春期保健対策の充実

基本施策

- 10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 喫煙や、薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成および地域における相談体制の充実等を進めます。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|-----------------------|--------------|---|--------|--|-------------|-----|
| ① 健全母子育成事業 | 健康づくり課、学校教育課 | 関係機関および関係団体との連携を図り、思春期の男女に対し、タバコやアルコールの害、薬物乱用等の防止、食習慣、命や性等に関する教育・相談・情報提供等に努めます。 | 実施校数 | こころの健康づくり 小13校・中9校 糖分・塩分教室 小1校・中1校 たばこ教室 小1校 授業実施 11校 | 全小・中学校 | 継続 |
| ② 命の学習に関する正しい意識と知識の涵養 | 健康づくり課、学校教育課 | ・「性教育指導マニュアル」を活用しながら、児童に対する指導に努めます。 ・性に関する教育指導研修会に教員の参加を呼びかけ、指導する側に対する研修に努めます。 ・助産師、保健師による生命や性に対する学びを深める教室を実施します。 | 実施校数 | こころの健康づくり教室 21校 授業実施 5校 | 全小・中学校 | 継続 |
| ③ 喫煙や薬物に関する教育 | 学校教育課 | ・薬物乱用防止教育研修等への教員の参加を呼びかけます。 ・各学校の校内における禁煙活動の推進に努めます。 | 実施校数 | 授業実施 11校 | 全小・中学校 | 継続 |
| ④ 相談体制整備事業 | 学校教育課 | 「スクールカウンセラー」などを活用し、学校での相談体制の充実を図ります。 | 対象校 | 全小・中学校 | 全小・中学校 | 継続 |
| ⑤ ふれあい教室運営事業 | 学校教育課 | 不登校児童などのために、適応指導教室「ふれあい教室」を開設し、学校外での相談に努めます。 | 教室開催日数 | 160日 | 年150日以上 | 継続 |

修正

(4) 小児救急医療体制の充実

基本施策

○各医療機関と連携することにより、休日や夜間であっても安心して治療を受けられるように救急医療体制の整備を行います。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---------------|--------|--|----------|--------------|-------------|-----|
| ① 小児救急医療体制の充実 | 健康づくり課 | <ul style="list-style-type: none"> ・一刻を争う子どもの病気に対応するため、総合病院に小児科を集約して、小児二次救急医療を実施します。 ・休日のけがや病気に対応するため一次救急医療として休日応急診療所を運営します。 | 体制の推進 | 実施 | 実施 | 継続 |
| | | | 受診数(小児科) | 延べ400人 | 実施 | 継続 |

修正

基本目標 5 多様性に配慮したきめ細やかな取り組み

自己の確立が未発達な子どもが増えている現状や育児不安を背景とした児童虐待など、子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。

児童虐待防止に向けた支援、ひとり親家庭や障がい児への支援など、各家庭の負担の軽減やニーズに応じた支援が必要です。

それぞれの特性に応じた適切な支援を行うため、専門的な内容については、県と本市が相互に協力しながらより一層連携を強化し、安心して子育てができる環境整備に努めます。

(1) 虐待防止、要保護児童等対策

基本施策

○養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、関連事業(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など)の実施や、子どもを守るための地域ネットワークの機能を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|--------------------------------|--------|--|--------|--------------|-------------|-----|
| ① 要保護対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク事業) | こども未来課 | 虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所など関係機関とネットワークを構築しながら、児童虐待早期発見、早期対応を図ります。 | 協議会の設置 | 8地域 | 8地域 | 継続 |
| ② 家庭相談室設置事業(再掲) | こども未来課 | 家庭における児童福祉の向上を図るため、福祉事務所に家庭相談員を設置し、解決のための助言や指導を行います。 | 相談員数 | 2人 | 2人 | 継続 |

修正

(2) 障がいのある子どもと家庭への支援

基本施策

- 障がい児の日常生活における基本的な動作の習得及び集団生活への適応を促すため、障がい福祉サービスの充実を図るほか、保護者に対する療育相談の充実を図ります。
- 個々の特性に配慮した支援を行うための関係部署によるネットワークづくりを推進します。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|-----------------------|--------|---|------|------------------------|-------------|-----|
| ① 就学前幼児発達支援事業(虹っこひろば) | こども未来課 | 軽度から中度の神経発達症及びその疑いのある幼児に対して、小集団での活動や基本的な生活体験・遊び等を通して、適応性の伸長を図ります。また、保護者に対しては家庭における養育上のアドバイス等を行う他、保護者同士の交流の場を設け、自立助長と福祉の向上を図ります。 | 実施回数 | 62回 | 73回 | 継続 |
| ② 在宅療育教室(友遊サークル) | こども未来課 | 重度身体障がい児および重症心身障がい児に対して、療育指導等を実施するとともに、保護者の交流の場として連携を深めます。 | 実施回数 | 11回 | 11回 | 廃止 |
| ③ 発達支援相談員配置事業 | こども未来課 | 言葉や運動の発達に遅れが見られる、就学前の児童を養育する家庭の相談指導、各種支援事業との連絡調整を行います。 | 配置人員 | 1人 | 1人 | 継続 |
| ④ 5歳児健康相談事業 | 健康づくり課 | 就学に向け、全ての5歳児に対し健康相談を実施し、発達などに問題のある児童に対し、早期の対応を図ります。 | 参加率 | 100% | 全対象児童実施 | 継続 |
| ⑤ 就学支援員配置事業 | 学校教育課 | 発達障害を含む全ての障がいのある幼児の早期発見、就学に向けた早期対応のために、学校教育課に就学支援員を配置します。 | 配置人数 | 支援員1人 学校間コーディネーター1人 | 継続実施 | 継続 |
| ⑥ さくら教室運営事業 | 学校教育課 | 就学に不安を抱えている5歳児に対し、一人ひとりの発達に即した指導を行います。 | 実施人数 | 月延べ25人 | 月延べ30人 | 継続 |

修正

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|------------------------------------|---------------------|---|-------|--------------|-------------|-----|
| ⑦ 子育て支援ネットワークの構築 (再掲) | 学校教育課、健康づくり課、こども未来課 | 子育て支援拠点、児童館などの各相談窓口や乳幼児発達相談などの各相談事業を通じて、障がいなどの理由により、特別な支援が必要とされた家庭については、心身障がい児集団訓練事業、幼児通級指導教室などが連携して、情報共有を図りながら、きめ細やかな対応を実施します。 | 体制の確保 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ⑧ 日中一時支援事業 (特別支援学校等児童生徒放課後生活支援) | 福祉支援課 | 特別支援学校または小中学校の特別支援学級に在学する児童生徒に対し、放課後生活の支援を図るほか、保護者等の一時的な休息を確保するための事業を実施します。 | 利用生徒数 | 20人 | 実施 | 継続 |
| ⑨ 特別児童扶養手当支給事業 | 福祉支援課 | 障がいを持つ子どもを扶養している父母または養育者に、手当を支給します。 | 支給実人数 | 170人 | 実施 | 継続 |
| ⑩ 障害児福祉手当支給事業 | 福祉支援課 | 在宅重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に、手当を支給します。 | 支給実人数 | 30人 | 実施 | 継続 |

修正

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本施策

○母子家庭及び父子家庭などのひとり親世帯に対し、給付金事業または貸付事業など経済的支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立の支援を図ります。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---------------------|------------|--|------|--------------|-------------|-----|
| ① 母子父子自立支援員 設置事業 | こども未 来課 | ひとり親家庭の相談に対し、その自立に必要な情報提供や指導および職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。 | 配置人数 | 1人 | 1人 | 継続 |
| ② 児童扶養手当支給事業 | こども未 来課 | ひとり親または父母のどちらかが重度の障がいを持つなどの場合、児童の父母または、父母に代わって児童を養育する者に、児童扶養手当法に基づき、手当を支給します。 | 支給人数 | 590人 | 実施 | 継続 |
| ③ 母子父子寡婦福祉資金等貸付事業 | こども未 来課 | 経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上のため無利子または低利子で、就学や生活費等に関する貸付に関する相談に対応します。 | | 20件 | 実施 | 継続 |
| ④ 自立支援教育訓練給付金事業 | こども未 来課 | 市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給します。 | 実施件数 | 2件 | 実施 | 継続 |
| ⑤ 高等技能訓練促進費支給事業 | こども未 来課 | 市が定める資格(看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士)の取得を目的に、1年以上にわたり養成機関で受講する場合、その期間中の生活費および修了一時金を支給します。 | 実施件数 | 2件 | 実施 | 継続 |

修正

基本目標 6 仕事と子育ての調和の実現

仕事やライフスタイルの多様化、女性の社会進出による新しい働き方の実現が求められていることから、結婚・出産後に職場復帰ができる環境整備と、母親も父親も仕事と子育ての両立ができる環境を支援する取り組みを推進します。

(1) 仕事と生活の調和の推進

基本施策

- 男女の性別的役割分担意識をなくすとともに、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る、「ワーク・ライフ・バランス」を推進しながら、仕事と子育ての両立に向けた啓発に努めます。
- 国や県などが行う助成金などの施策を活用し、促進を図るとともに関係機関と連携しながら、育児休業制度や看護休暇などの導入促進について企業などに働きかけに努めます。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|----------------------------|-------|---|-------|--------------|-------------|-----|
| ① 育児・介護休業制度、子ども看護休暇等普及啓発事業 | 商工振興課 | 国・県などの関係機関と連携し、制度の普及や啓発に努めます。 | 啓発の推進 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ② 男女共同参画推進事業 | 総合政策課 | 男女共同参画社会の実現を目指して、「由利本荘市男女共同参画計画」を策定し、その啓発に努めます。 | 啓発の推進 | 実施 | 実施 | 継続 |

(2) 産休、育休後における教育・保育の提供の確保

基本施策

○0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることから、年度の途中であっても、育児休業満了時からの利用希望に応える環境の整備に努め、円滑な利用のための情報の提供や、相談支援体制を確保してまいります。

○次世代育成支援対策推進法が令和7年3月まで延長され、地方公共団体及び事業主が定めなければならないとされたことに伴い、次世代育成支援のための集中的・計画的な行動計画策定を推進します。

※一般事業主行動計画(従業員101人以上の事業所が対象)、特定事業主行動計画(国や地方公共団体が対象)は、計画策定が義務付けられている。

| 事業名 | 所管課 | 事業内容 | 指標 | 実績見込 (R1) | 目標値 (R6) | 方向性 |
|---------------------|--------|--|----------|--------------|-------------|-----|
| ① 産休・育休明けの保育の実施 | こども未来課 | 年度途中での産休または育休明けの保育所入所を円滑に進めます。 | 希望に応じ実施 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ② 事業主行動計画の策定推進 | こども未来課 | 事業所や官公庁などが策定する一般・特定事業主行動計画について、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などの計画実現に向け、働きかけを行います。 | 広報などでの周知 | 実施 | 実施 | 継続 |
| ③ 由利本荘市特定事業主行動計画の推進 | 総務課 | 本市において、仕事と子育ての両立を図るため、特定事業主行動計画を策定し、雇用環境の整備を促進します。 | 育児休業取得率 | 100% | 100% | 継続 |

修正

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制の確保

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、この計画に基づき実施される教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施する区域のことです。

新制度では、この区域は各自治体が、地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件を勘案して設定することとされています。

本市における提供区域は、地域子ども・子育て支援事業については全市的に取り組むことを勘案し「市域全体を1つの提供区域」に、幼稚園や保育所、認定こども園にかかる教育・保育については、本荘、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海の各地域への、より身近な施設の利用提供を考慮し「8つの地域ごとの提供区域」に設定します。

なお、ここで設定された提供区域は、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、その区域ごとに各施設や事業等の利用が制限されるものではありません。

2. 教育・保育の一体的な提供と推進体制

幼児期の教育は、心情、意欲、態度、生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、一般的に、人や物との関わりを広げ行動範囲を拡大させるとともに、豊かな感性や好奇心、思考力を養い、人間関係の面でも成長する時期です。このことから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

この計画においては、子どもや保護者が置かれている環境により、保護者の選択のもとで、適切な教育・保育が提供されるよう推進を図ってまいります。

なお、本市では教育・保育施設の多くは民間事業者の経営であることから、「幼・保・小」の連携支援や、子ども・子育て支援新制度においては就学前児童の教育・保育の実施主体が市町村とされた趣旨を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指し、教育・保育の一体的提供のための環境整備を推進します。

また、認定こども園については、保護者の就労状況やその変化に応じて、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、本市では、既存の幼稚園や保育所からの移行または新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設の整備状況等を踏まえて、適切に普及・促進を図ってまいります。

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

「教育・保育」とは、認定こども園、幼稚園、保育所および地域型保育事業の利用を指し、各施設によって利用できる子どもの区分を設定しています。特に、保育所を利用する場合は、保育を必要とする事由に該当していることが必要となります。

| 認定区分 | 対象となる子ども | 給付の内容 | 利用施設・事業 |
|------|-----------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で教育のみを希望する(保育の必要性がない)就学前の子ども | 教育標準時間 (4時間) | 認定こども園 幼稚園 |
| 2号認定 | 満3歳以上で保育を必要とする就学前前の子ども | 保育短時間(※) 保育標準時間(※) | 認定こども園 保育所 |
| 3号認定 | 満3歳未満で保育を必要とする子ども | 保育短時間(※) 保育標準時間(※) | 認定こども園 保育所 地域型保育事業 |

※…保護者の就労時間等により、保育を利用できる時間が異なります。

- ・保育短時間＝パートタイムを想定。最長8時間まで
- ・保育標準時間＝フルタイムを想定。最長11時間まで

▼保育を必要とする事由▼

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労を含む。ただし、一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、①～⑨までに類する状態と市が認める場合

6 教育・保育事業の量の見込み並びに確保方策について

(1) 量の見込みの見直しについての基本的な考え方

新たに実施した令和 5 年度と令和 6 年度の推計児童数を基に、量の見込みを算出します。

量の見込み＝

区域ごとの推計児童数 × 認定区分ごとの教育・保育給付ニーズ割合
【平成 31 年実施したニーズ調査結果による】

(2) 確保方策の見直しについての基本的な考え方

新たに実施した令和 5 年度と令和 6 年度の推計児童数を基とし、令和 5 年 2 月時点での、また区域内で運営している教育・保育提供施設（認定こども園・保育所・幼稚園）が設定する認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）利用定員数の積上げを設定します。

また、確保方策②の標記において、教育・保育施設（施設型給付）の 2 号（保育ニーズ）の対応施設として、従来までの記載は「認定こども園・保育所」としていましたが、認定こども園における 2 号の区分けが一見判別し難い標記であったことから、「保育所」に改めます。

更に、西目地域の必要利用定員総数（平成 31 年実施ニーズ調査×推計人口）において、2 号（保育ニーズ）に記載されている人数は、計画策定時点で、西目幼稚園・西目保育所が西目こども園としての運営開始前のアンケート実施結果であり、従来までの西目保育所への入園希望といったバイアスがかかっていることが大きく乖離の要因となっていることから、今回の見直し計画において、2 号（保育ニーズ）の人数は、隣の 2 号（教育ニーズ）の人数として取り扱うこととします。

確保方策＝

区域ごとの教育・保育提供施設（認定こども園・保育所・幼稚園）が設定する認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）利用定員数の積上げ

◆本荘地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 165 | 64 | 554 | 441 | 109 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 217 | | 711 | 442 | 190 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △12 | | - | - | - | |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 165 | 64 | 554 | 439 | 106 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 217 | | 711 | 442 | 190 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △12 | | - | - | - | |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 161 | 62 | 539 | 416 | 105 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 217 | | 711 | 442 | 190 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △6 | | - | - | - | |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 156 | 60 | 522 | 368 | 106 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 225 | | 639 | 460 | 196 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | - | | - | - | - | |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 149 | 58 | 500 | 379 | 103 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 225 | | 639 | 460 | 196 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | - | | - | - | - | |

中間
見直し
計画
反映

◆矢島地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 12 | 5 | 41 | 26 | 6 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 72 | 35 | 13 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △17 | | — | — | — | |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 12 | 5 | 39 | 23 | 6 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 72 | 35 | 13 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △17 | | — | — | — | |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 10 | 4 | 32 | 22 | 6 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 72 | 35 | 13 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △14 | | — | — | — | |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 4 | 2 | 14 | 9 | 4 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 0 | | 54 | 26 | 10 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △6 | | — | — | — | |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 3 | 1 | 12 | 12 | 4 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 0 | | 54 | 26 | 10 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △4 | | — | — | — | |

中間
見直し
計画
反映

◆岩城地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 12 | 5 | 40 | 26 | 7 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 67 | 31 | 12 |
| | ②-①=不足額 | | △17 | | - | - | - |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 11 | 4 | 36 | 26 | 6 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 67 | 31 | 12 |
| | ②-①=不足額 | | △15 | | - | - | - |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 10 | 4 | 34 | 24 | 5 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 67 | 31 | 12 |
| | ②-①=不足額 | | △14 | | - | - | - |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 10 | 4 | 32 | 26 | 9 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 71 | 34 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | △14 | | - | - | - |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 10 | 4 | 32 | 29 | 8 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 71 | 34 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | △14 | | - | - | - |

中間
見直し
計画
反映

◆由利地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 14 | 5 | 46 | 26 | 9 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 68 | 32 | 10 |
| | ②-①=不足額 | | △19 | | - | - | - |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 13 | 5 | 43 | 26 | 8 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 68 | 32 | 10 |
| | ②-①=不足額 | | △18 | | - | - | - |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 11 | 4 | 36 | 26 | 8 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 68 | 32 | 10 |
| | ②-①=不足額 | | △15 | | - | - | - |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 9 | 4 | 32 | 23 | 5 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 42 | 28 | 10 |
| | ②-①=不足額 | | △13 | | - | - | - |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 9 | 3 | 29 | 22 | 5 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 42 | 28 | 10 |
| | ②-①=不足額 | | △12 | | - | - | - |

中間
見直し
計画
反映

◆大内地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 21 | 8 | 72 | 50 | 13 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 105 | 50 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | △29 | | - | - | - |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 20 | 8 | 68 | 50 | 12 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 105 | 50 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | △28 | | - | - | - |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 20 | 8 | 68 | 48 | 11 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 105 | 50 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | △28 | | - | - | - |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 20 | 8 | 67 | 43 | 11 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 97 | 56 | 17 |
| | ②-①=不足額 | | △28 | | - | - | - |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 20 | 8 | 67 | 37 | 10 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 0 | | 97 | 56 | 17 |
| | ②-①=不足額 | | △28 | | - | - | - |

中間
見直し
計画
反映

◆東由利地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 7 | 3 | 24 | 16 | 4 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 48 | 24 | 8 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △11 | | - | - | - | |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 6 | 2 | 21 | 15 | 4 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 48 | 24 | 8 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △8 | | - | - | - | |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 6 | 2 | 21 | 14 | 3 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 48 | 24 | 8 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △8 | | - | - | - | |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 6 | 2 | 19 | 8 | 3 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 0 | | 29 | 9 | 2 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △8 | | - | - | △1 | |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 4 | 2 | 15 | 7 | 2 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 0 | | 29 | 9 | 2 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | - | - |
| ②-①=不足額 | | △6 | | - | - | - | |

中間
見直し
計画
反映

◆西目地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 16 | 6 | 55 | 30 | 8 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 90 | | 0 | 35 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | - | | △55 | - | - |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 14 | 5 | 46 | 28 | 8 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 90 | | 0 | 35 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | - | | △46 | - | - |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 13 | 5 | 42 | 28 | 8 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 90 | | 0 | 35 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | - | | △42 | - | - |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 15 | 57 | 0 | 36 | 9 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 81 | | 0 | 44 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | - | | - | - | - |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 15 | 55 | 0 | 35 | 8 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | 81 | | 0 | 44 | 15 |
| | ②-①=不足額 | | - | | - | - | - |

中間
見直し
計画
反映

◆鳥海地域

| | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和 2年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 9 | 4 | 32 | 22 | 6 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 49 | 24 | 7 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △13 | | — | — | — | |
| 令和 3年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 8 | 3 | 28 | 22 | 5 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 49 | 24 | 7 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △11 | | — | — | — | |
| 令和 4年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 8 | 3 | 27 | 16 | 5 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 認定こども園・保育所 | | |
| | | | 0 | | 49 | 24 | 7 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △11 | | — | — | — | |
| 令和 5年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 6 | 2 | 21 | 15 | 4 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 0 | | 36 | 18 | 6 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △8 | | — | — | — | |
| 令和 6年度 | 認定区分 | | 1号 | 2号 (教育ニーズ) | 2号 (保育ニーズ) | 3号 (1・2歳児) | 3号 (0歳児) |
| | 必要利用定員総数① | | 6 | 2 | 19 | 15 | 3 |
| | 確保 方策 ② | 教育・保育施設 (施設型給付) | 認定こども園・幼稚園 | | 保育所 | 認定こども園・保育所 | |
| | | | 0 | | 36 | 18 | 6 |
| | | 地域型保育事業 (地域型保育給付) | | | | — | — |
| ②-①=不足額 | | △8 | | — | — | — | |

中間
見直し
計画
反映

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、すべての子育て家庭を対象としています。
 すべての子どもの健やかな成長のために、適切に等しく確保されるよう各事業を推進することが重要であり、特定の地域にかたよることなく市全体で取り組んでまいります。

◆一時預かり事業

(単位：実人数)

| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 幼稚園型 | 1号 | 1,277 | 1,237 | 1,180 | 1,121 | 1,068 |
| | | 2号 | 25,428 | 24,643 | 23,495 | 22,328 | 21,276 |
| | | 計① | 26,705 | 25,880 | 24,675 | 23,449 | 22,344 |
| 確保方策② | | | 30,660 | 30,660 | 30,660 | 30,660 | 30,660 |
| | | | 5カ所 | 5カ所 | 5カ所 | 5カ所 | 5カ所 |
| ②-①=不足数 | | | - | - | - | - | - |
| 量の見込み | 一般型① | | 2,703 | 2,640 | 2,526 | 1,747 | 1,626 |
| | 確保方策② | | 2,703 | 2,640 | 2,526 | 1,747 | 1,626 |
| | | | 23カ所 | 23カ所 | 23カ所 | 21カ所 | 21カ所 |
| ②-①=不足数 | | | - | - | - | - | - |

中間見直し計画反映

※幼稚園の在園児を対象に、希望に応じて実施する「一時預かり事業（幼稚園型）」と、保護者の病気や育児疲れなど一時的に家庭での保育が困難なときに利用する「一時預かり事業（一般型）」があります。今後も必要に応じ各施設で対応してまいります。

◆時間外保育事業

(単位：実人数)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | | 500 | 488 | 468 | 436 | 424 |
| 確保方策② | | 500 | 488 | 468 | 800 | 850 |
| | | 23カ所 | 23カ所 | 23カ所 | 19カ所 | 19カ所 |
| ②-①=不足数 | | - | - | - | - | - |

中間見直し計画反映

※保育認定を受け認可保育所等に入所している子どもについて、通常の保育時間を超えてしまうとき、延長して保育を実施します。これまで利用定員は特に規定されておらず、今後も必要に応じ各施設で対応してまいります。

◆病児・病後児保育事業

(単位：延べ人数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 50 | 50 | 50 | 20 | 18 |
| 確保方策② | 50 | 50 | 50 | 20 | 18 |
| | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

中間
見直し
計画
反映

※本荘・矢島地域で基幹的施設として、病気の回復期の子どもを対象に病後児保育を実施しており、それぞれ1日4人まで利用可能です。第一期計画の実績を踏まえながら、検証してまいります。また、病児保育の実施については引き続き検討してまいります。

◆放課後児童健全育成事業

(単位：実人数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 1,071 | 1,010 | 967 | 1,041 | 1,031 |
| 確保方策② | 1,071 | 1,010 | 967 | 1,041 | 1,031 |
| | 16カ所 | 16カ所 | 16カ所 | 15カ所 | 15カ所 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

中間
見直し
計画
反映

※保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与え、指導員のもとで児童の健全育成を図ります。今後も希望に応じて対応してまいります。

◆ファミリー・サポート・センター事業

(単位：延べ人数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 364 | 364 | 364 | 66 | 66 |
| 確保方策② | 364 | 364 | 364 | 66 | 66 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

中間
見直し
計画
反映

※子どもを預かってほしい利用会員と、預かることができる協力会員とで運営されます。センターでの利用調整により、必要に応じてサービスを提供してまいります。

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

（単位：延べ人数）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み① | 4,581 | 4,512 | 4,341 | 16,200 | 16,900 |
| 確保方策② | 4,581 | 4,512 | 4,341 | 16,200 | 16,900 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

中間
見直し
計画
反映

※乳幼児と保護者の相互交流や、子育てについての相談、情報提供等を行います。

◆乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）

（単位：実人数）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 387 | 373 | 358 | 361 | 344 |
| 確保方策② | 387 | 373 | 358 | 361 | 344 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

中間
見直し
計画
反映

※生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

◆養育支援訪問事業

（単位：実人数）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 |
| 確保方策② | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

※適切な養育ができるよう、特に支援が必要な家庭を訪問し、子育てに関する指導・助言等を行います。

◆妊婦健康診査

（単位：延べ回数）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 5,402 | 5,186 | 4,979 | 4,780 | 4,589 |
| 確保方策② | 5,402 | 5,186 | 4,979 | 4,780 | 4,589 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

※妊婦の健康状態の把握と保健指導、妊娠期間中の医学的検査を実施します。

◆利用者支援事業

(単位：か所数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策② | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

※相談に応じ、情報の提供と助言、関係機関との連絡調整を行います。

◆子育て短期入所事業（ショートステイ）

(単位：延べ人数)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 確保方策② | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ②-①=不足数 | — | — | — | — | — |

※保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で一定期間、養育・保護します。

◆実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担分について低所得者の負担軽減を図るため公費による補助を行う事業です。本市の状況を分析しながら検討し対応してまいります。

◆多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるように、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。本市の状況を分析しながら検討し対応してまいります。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の実現のためには、市と保護者および家庭、地域住民、学校関係者並びに事業者がそれぞれの役割を担いながら、協働して子どもを守り、子育てを支援するように努めることが重要です。

「由利本荘市子ども条例」では、その役割を次のとおり定めています。

このことを踏まえ、それぞれがそれぞれの立場で、「子どもの最善の利益」が実現する社会づくりを基本に、この計画の着実な実現を推進するものとします。

また、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応し、実効性の向上を図ってまいります。

・保護者と家庭の役割（条例第6条）

子どもの養育についての責任は保護者にあります。家庭では、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールを身につけられるように努めるとともに、子どもの健康の確保と増進に気を配り、愛情を持って、安心して暮らせるように努めましょう。

・地域住民等の役割（条例第7条）

子どもは毎日の生活の中で成長していきます。市民みんなが地域行事や体験活動を通じて交流を図り、健全な環境を整備し、安全安心な地域をつくりましょう。また、地域で培った子育てに関する知識や情報を保護者へ提供するとともに、子どもに関心を持って見守りながら、豊かな人間性を育む子育てを支援してください。

・保育所や幼稚園を含む学校関係者等の役割（条例第8条）

子ども一人ひとりの心と体の成長に深く関わりながら、保護者や地域住民等と互いに連携して、子どもの健全な育成環境をつくりましょう。

また教育に関することや、育児・しつけなど子育てに関する相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめや虐待などの予防に努め、早期発見と解決を図ります。

・事業者等の役割（条例第9条）

保護者が安心して就業しながら、子どもとふれ合う機会が失われることのない職場環境をつくりましょう。また、市や県・国の施策や地域が行う子どもに関する活動に協力してください。

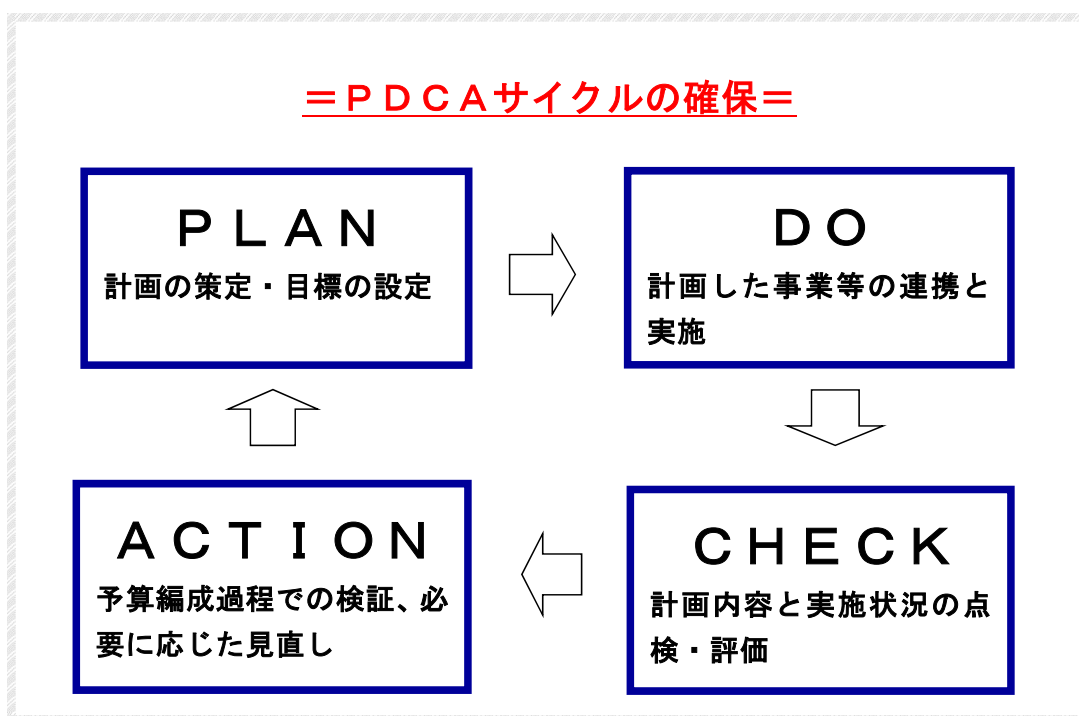
・市の役割（条例第5条、11～13条）

市は、子どもの権利を守るため、国・県などと連携し協働して子ども・子育てに関する施策を実施するとともに、ここに記載されている全ての関係者がそれぞれの役割を果たせるよう支援します。また、条例の理念や基本計画の推進について、広報・啓発活動に努めます。

2. 計画の進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、健康福祉部子育て支援課を中心に、関係部署との連携を図りながらその進捗状況を把握するとともに、対象者の視点に立って毎年度事業等の点検を実施し、「由利本荘市子ども・子育て会議」において有効性などを評価いたします。

また、この計画に定めた「量の見込み」や「確保方策」と実態が大きくかけ離れた場合や、国の制度改正などにより変更の必要が生じた場合は、計画期間中であっても、「由利本荘市子ども・子育て会議」において審議し、施策の見直しを行います。



◆ 中間見直し計画の実施 ◆

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、本市では平成 27 年 3 月に「由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度から平成 31 年度まで）を策定しました。

続いて「第 2 期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度まで）を策定し、教育・保育の提供体制の確保等の施策を実施してきましたが、計画策定から 3 年近くが経過し、実際の利用状況と計画策定時の市民意向調査に基づいて算出したニーズ量の見込に乖離が生じている事業がありました。

より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、国が示す基本指針に基づき、計画の中間年（令和 4 年度）に中間見直し計画を策定しました。

中間
見直し
計画
反映

資料編 〈令和5年4月1日現在〉

【施設等一覧】

◆認可保育所

| No. | 地域 | 名称 | 所在地 | 電話 |
|-----|-----|---------|----------------------|---------|
| 1 | 本荘 | 本荘保育園 | 由利本荘市大門 13 | 22-0662 |
| 2 | | 風の子保育園 | 由利本荘市御門 74 | 22-8885 |
| 3 | | ひかり保育園 | 由利本荘市八幡下 24-1 | 22-0560 |
| 4 | | 石脇東保育園 | 由利本荘市石脇字上ノ山 99 | 22-4183 |
| 5 | | 石脇西保育園 | 由利本荘市石脇字田尻 30-12 | 22-2149 |
| 6 | | 石脇北保育園 | 由利本荘市石脇字竜巻 14 | 24-3622 |
| 7 | | 小友保育園 | 由利本荘市館前字後田 49-1 | 22-3532 |
| 8 | | 内越保育園 | 由利本荘市川口字愛宕山 137-2 | 22-3165 |
| 9 | | 中央保育園 | 由利本荘市薬師堂字谷地 127-3 | 23-1313 |
| 10 | | 子吉保育園 | 由利本荘市藤崎字藤代 124-2 | 22-0045 |
| 11 | | 石沢保育園 | 由利本荘市館字六角 168-2 | 29-2104 |
| 12 | 矢島 | 矢島保育園 | 由利本荘市矢島町城内字八森下 515 | 27-5656 |
| 13 | 岩城 | 道川保育園 | 由利本荘市岩城内道川字烏森 51-1 | 73-2202 |
| 14 | | 亀田保育園 | 由利本荘市岩城亀田亀田町字田町 35-2 | 72-2353 |
| 15 | 由利 | ゆり保育園 | 由利本荘市前郷字家岸上堤 76 | 53-4191 |
| 16 | 大内 | 岩谷保育園 | 由利本荘市岩谷町字日渡 59-1 | 65-2008 |
| 17 | | 下川大内保育園 | 由利本荘市松本字上川原 14-2 | 66-2111 |
| 18 | 東由利 | えみの森 | 由利本荘市東由利館合字向田 76-1 | 69-2131 |
| 19 | 鳥海 | 鳥海保育園 | 由利本荘市鳥海町伏見字久保 16-3 | 57-2010 |

◆認定こども園

| No. | 地域 | 名称 | 所在地 | 電話 |
|-----|----|-------------|---------------------|---------|
| 1 | 本荘 | 若草幼稚園・保育園 | 由利本荘市東梵天 52 | 22-0852 |
| 2 | | 清徳幼稚園 清徳保育園 | 由利本荘市桜小路 43 | 24-2501 |
| 3 | | 本荘カトリック幼稚園 | 由利本荘市給人町 100 | 22-2068 |
| 4 | | 本荘幼稚園 | 由利本荘市東町 56 | 22-3116 |
| 5 | 西目 | 西目こども園 | 由利本荘市西目町沼田字新屋下 37-1 | 33-2038 |

◆放課後児童クラブ

| No. | 地域 | 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|-----|-----|-------------|-----------------------|---------|
| 1 | 本荘 | 石脇児童クラブ | 由利本荘市石脇字竜巻 14 | 24-1345 |
| 2 | | どんぐり・まつぼっくり | | |
| 3 | | つるまい学童クラブ | 由利本荘市水林 | 28-5625 |
| 4 | | 尾崎児童クラブ | 由利本荘市桜小路 1-5 | 28-5570 |
| 5 | | A・B | | |
| 6 | | 子吉放課後児童クラブ | 由利本荘市薬師堂字家ノ腰 57 | 23-0191 |
| 7 | | 小友学童クラブ | 由利本荘市館前字後田 49-1 | 22-3532 |
| 8 | | 石沢児童クラブ | 由利本荘市館字六角 168-2 | 29-2104 |
| 9 | 矢島 | 矢島学童クラブ | 由利本荘市矢島町元町字新町 122 | 55-2236 |
| 10 | 岩城 | 亀田学童クラブ | 由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町 93-3 | 72-2345 |
| 11 | | 道川学童クラブ | 由利本荘市岩城内道川字烏森 51-1 | 73-3560 |
| 12 | 由利 | ゆり児童クラブ | 由利本荘市前郷字御伊勢下 39-2 | 53-2023 |
| 13 | 大内 | 岩谷学童クラブ | 由利本荘市岩谷町字田ノ尻 106-1 | 65-2891 |
| 14 | | 大内学童クラブ | 由利本荘市松本字小及位野 78 | 66-2812 |
| 16 | 東由利 | えみの森学童クラブ | 由利本荘市東由利館合字向田 76-1 | 69-2131 |
| 17 | 西目 | 西目学童クラブ | 由利本荘市西目町沼田字新道下 2-532 | 33-2369 |
| 18 | 鳥海 | 鳥海学童クラブ | 由利本荘市鳥海町上川内字西野 108 | 57-3775 |

◆子育て支援センター

| No. | 地域 | 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|-----|----|---------------------|--------------------|---------|
| 1 | 本荘 | 本荘子育て支援センター あおぞら | 由利本荘市桜小路 1-5 | 22-3489 |
| 2 | | 本荘子育て支援センター あいあい | 由利本荘市石脇字田尻 30-12 | 28-5535 |
| 3 | 矢島 | 矢島子育て支援センター | 由利本荘市矢島町城内字八森下 515 | 27-5656 |
| 4 | 岩城 | 岩城子育て支援センター | 由利本荘市内道川字水呑場 27-1 | 73-3612 |

◆児童館・児童センター

| No. | 地域 | 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|-----|----|---------------------|----------------------|---------|
| 1 | 本荘 | 由利本荘市こどもプラザ あおぞら | 由利本荘市桜小路 1-5 | 22-3489 |
| 2 | 岩城 | 岩城児童センター | 由利本荘市岩城内道川字水呑場 27-1 | 73-3612 |
| 3 | 大内 | 岩谷児童館 | 由利本荘市岩谷町字田ノ尻 106-1 | 65-2891 |
| 4 | 西目 | 西目中央児童館 | 由利本荘市西目町沼田字新道下 2-532 | 33-2369 |

【由利本荘市子ども・子育て会議委員名簿（令和元・２年度）】

| 氏 名 | 所 属 | 任 期 |
|---------|----------------------|---------------------|
| 齊 藤 英 行 | 子どもの保護者（公募委員） | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 岡 田 絵梨子 | 子どもの保護者（公募委員） | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 福 田 志 紀 | 子どもの保護者（公募委員） | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 工 藤 裕美子 | 由利本荘市PTA連合会 | H31. 4. 1～R2. 3. 31 |
| 甫 仮 貴 子 | 由利本荘市PTA連合会 | R2. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 岩 崎 通 子 | 由利本荘市民生児童委員連絡協議会 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 長谷川 時 夫 | 由利本荘市手をつなぐ育成会 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 東海林 京 子 | 子育てサポートグループ「まんま」 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 菅 原 清 香 | 子育て支援団体「ままちよこ」 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 猪 股 豊 | 由利本荘市保育協議会 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 大 城 敬 子 | 由利本荘市私立幼稚園・認定こども園連合会 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 奥 山 桂 子 | 石脇学童クラブ | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 佐々木 保 之 | 由利本荘市社会福祉協議会 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 佐々木 美和子 | 由利地域振興局福祉環境部企画福祉課 | R2. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 佐 藤 隆 | 由利本荘市教育委員会学校教育課 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 吉 田 光 浩 | 由利本荘市商工会 | H31. 4. 1～R2. 3. 31 |
| 伊 藤 一 隆 | 由利本荘市商工会 | R2. 4. 1～R3. 3. 31 |
| 高 橋 稔 | 秋田県教職員組合本荘由利支部 | H31. 4. 1～R3. 3. 31 |

(敬称略)

【由利本荘市子ども・子育て会議委員名簿（令和3・4年度）】

| 氏名 | 所属 | 任期 |
|---------|-------------------|---------------------|
| 井上 佳奈 | 子どもの保護者（公募委員） | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 本間 舞子 | 子どもの保護者（公募委員） | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 佐藤 慎子 | 子どもの保護者（公募委員） | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 高橋 知恵美 | 由利本荘市 PTA 連合会 | R3. 4. 1～R4. 3. 31 |
| 徳山 あゆみ | 由利本荘市 PTA 連合会 | R4. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 山道 洋子 | 由利本荘市民生児童委員協議会 | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 長谷川 時夫 | 由利本荘市手をつなぐ育成会 | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 菅原 清香 | 子育て支援団体「ままちよこ」 | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 高橋 由美子 | 由利本荘市保育協議会 | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 大城 敬子 | 由利本荘市認定こども園連合会 | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 猪股 和子 | 石沢児童クラブ | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 佐々木 保之 | 由利本荘市社会福祉協議会 | R3. 4. 1～R4. 12. 31 |
| 小松 慶悦 | 由利本荘市社会福祉協議会 | R5. 1. 20～R5. 3. 31 |
| 佐々木 美和子 | 由利地域振興局福祉環境部企画福祉課 | R3. 4. 1～R4. 3. 31 |
| 石井 淳 | 由利地域振興局福祉環境部 | R4. 4. 1～R5. 3. 31 |
| 伊藤 一隆 | 由利本荘市商工会 | R3. 4. 1～R5. 3. 31 |

(敬称略)

※委員の任期は原則2年です。令和5年度以降は新たな委員で構成されます。

由利本荘市子ども・子育て会議事務局
健康福祉部こども未来課
Eメールアドレス kodomo@city.yurihonjo.lg.jp

地域で支え、次世代を育む、子育ての喜びあふれる^ま^ち社会づくり

第二期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画
〈中間見直し計画反映〉

令和5年4月

発行 由利本荘市
秋田県由利本荘市尾崎17番地
ホームページ <https://www.city.yurihonjo.lg.jp>